

まち・ひと・しごと創生総合戦略の変更について

〔平成 28 年 12 月 22 日〕
閣 議 決 定

まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）第 8 条第 7 項において準用する同条第 4 項の規定に基づき、まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 27 年 12 月 24 日閣議決定）の全部を別紙のとおり変更する。

(別紙)

まち・ひと・しごと創生総合戦略
(2016改訂版)

平成28年12月22日

まち・ひと・しごと創生総合戦略
(2016改訂版)
(目次)

I. 基本的な考え方	1
1. 地方創生をめぐる現状認識	1
2. 人口減少と地域経済縮小の克服	2
3. まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立	3
4. 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定と改訂	4
II. 政策の企画・実行に当たっての基本方針	8
1. 従来の政策の検証	8
(1) 府省庁・制度ごとの「縦割り」構造	
(2) 地域特性を考慮しない「全国一律」の手法	
(3) 効果検証を伴わない「バラマキ」	
(4) 地域に浸透しない「表面的」な施策	
(5) 「短期的」な成果を求める施策	
2. まち・ひと・しごとの創生に向けた政策5原則	9
3. 国と地方の取組体制とPDCAの整備	11
(1) データに基づく国の「総合戦略」と「地方版総合戦略」	
(2) 産官学金労言士の連携推進	
(3) 政策間連携の推進	
(4) 地域間連携の推進	

Ⅲ. 今後の施策の方向	14
1. 政策の基本目標	14
(1) 成果(アウトカム)を重視した目標設定	
(2) 4つの「基本目標」	
2. 「地方創生の更なる深化」のために	19
(1) ローカル・アベノミクスの一層の推進	
(2) 新たな「枠組み」「担い手」「圏域」づくり	
(3) 地域特性に応じた政策メニューの充実・強化	
(4) 地方生活の魅力の見直し・歴史の発掘・文化の振興	
(5) 「地方創生版・三本の矢」	
3. 政策パッケージ	25
(1) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする	26
(ア) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組	
A 地域の技の国際化(ローカルイノベーション)	
B 地域の魅力のブランド化(ローカルブランディング)	
C 地域のしごとの高度化(ローカルサービスの生産性向上)	
D 地域企業の経営体制の改善・人材確保等	
E 地域全体のマネジメント力の向上	
F ICT等の利活用による地域の活性化	
G 地域の総力を挙げた地域経済好循環拡大に向けた取組	
H 総合的な支援体制の改善	
(イ) 観光業を強化する地域における連携体制の構築	
(ウ) 農林水産業の成長産業化	
(エ) 地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策	
(2) 地方への新しいひとの流れをつくる	53
(ア) 政府関係機関の地方移転	
(イ) 企業の地方拠点強化、企業等における地方採用・就労の拡大	
(ウ) 地方移住の推進	
(エ) 地方大学の振興等	
(オ) 地方創生インターンシップの推進	
(3) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる	63
(ア) 少子化対策における「地域アプローチ」の推進	

- (イ)若い世代の経済的安定
- (ウ)出産・子育て支援
- (エ)地域の実情に即した「働き方改革」の推進(仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現等)
- (4)時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する 72
- (ア)まちづくり・地域連携
 - A まちづくりにおける地域連携の推進
 - B都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワーク形成に当たっての政策間連携の推進
 - Cひとの流れと活気を生み出す地域空間の形成
 - Dまちづくりにおける官民連携・「見える化」の推進
 - E人口減少を踏まえた既存ストックのマネジメント強化
- (イ)「小さな拠点」の形成(集落生活圏の維持)
- (ウ)東京圏をはじめとした大都市圏の医療・介護問題・少子化問題への対応
- (エ)住民が地域防災の担い手となる環境の確保
- (オ)ふるさとづくりの推進
- (カ)健康寿命をのばし生涯現役で過ごせるまちづくりの推進
- (キ)温室効果ガスの排出を削減する地域づくり

IV. 地方創生に向けた多様な支援 -「地方創生版・三本の矢」-	89
---	-----------

1. 情報支援の矢	89
-----------	----

- (1)「地域経済分析システム(RESAS)」の開発、日本版 DMO への情報支援
- (2)RESAS の普及促進

2. 人材支援の矢	90
-----------	----

- (1)地方創生リーダーの育成・普及
- (2)地方創生コンシェルジュ
- (3)地方創生人材支援制度

3. 財政支援の矢	91
-----------	----

- (1)地方創生の深化のための交付金
- (2)地方財政措置
- (3)税制

4. 国家戦略特区制度、規制改革、社会保障制度改革、地方分権改革等との連携	94
---------------------------------------	----

- (1)国家戦略特区制度等との連携
- (2)規制改革との連携

(3) 社会保障制度改革等との連携

(4) 地方分権改革との連携

おわりに

99

付属文書 アクションプラン(個別施策工程表)

I. 基本的な考え方

1. 地方創生をめぐる現状認識

(人口減少の現状)

我が国の人口は、2008 年をピークに減少局面に入っている。2015 年国勢調査によると、我が国の総人口は1億 2,709 万 5 千人であり、2010 年の前回国勢調査に比べて 96 万 3 千人減少（年平均 19 万 3 千人の減少）しており、国勢調査においては 1920 年の開始以来初めての減少を記録した⁽¹⁾。

合計特殊出生率（以下「出生率」という。）は 2014 年に 1.42 となり 9 年ぶりの低下を記録したが、2015 年に 1.45 となり、上昇がみられる。2015 年の年間出生数は 100 万 5,677 人となり、2014 年の 100 万 3,539 人に比べて若干の増加となっている⁽²⁾。しかしながら、全体的な動向においては、我が国の人口減少に歯止めがかかるような状況とはなっていない。

(東京一極集中の傾向)

人口移動の面では、東京一極集中の傾向が継続している。2015 年に東京圏（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県）は、大阪圏や名古屋圏が 3 年連続の転出超過を記録する中で、11 万 9 千人の転入超過（20 年連続）を記録した（転出者数は前年比 9 千人増の 36 万 8 千人であったが、転入者数がこれを上回る前年比 1 万 9 千人増の 48 万 7 千人であった。東京圏への転入超過数は、2012 年以降 4 年連続で増加し続けている。）⁽³⁾。その結果、2015 年の東京圏の人口は 3,613 万 1 千人となり、全人口の 4 分の 1 以上が集中している⁽⁴⁾。東京圏への人口移動の大半は若年層であり、2015 年は 15～19 歳（2 万 6 千人）と 20～24 歳（6 万 7 千人）を合わせて 9 万人を超える転入超過となっている。さらに、近年は 25～29 歳における転入超過数も増加傾向にある（2015 年は前年比 3 千人増の 2 万人であった。）。

全国の地方公共団体の状況を見ると、東京圏への人口転出超過状態には偏りがある。東京圏への転出超過数の多い地方公共団体は、政令指定都市や県庁所在市などの中核的な都市が大半を占めている。転出超過上位 69 の地方公共団体で 50%、200 の地方公共団体で約 7 割、300 の地方公共団体で約 8 割を占めている⁽⁵⁾。

また、我が国の高齢化は、世界的に見ても空前の速度と規模で進行しており、その中でも、東京圏においては今後高齢化が急速に進展し、2015 年から 2025 年の 10 年

(1) 総務省「平成 27 年国勢調査人口等基本集計結果」（2016 年 10 月 26 日）。

(2) 厚生労働省「平成 27 年人口動態統計（確定数）」（2016 年 12 月 5 日）。

(3) 総務省「住民基本台帳人口移動報告平成 27 年（2015 年）結果」（2016 年 1 月 29 日）。

(4) 総務省「平成 27 年国勢調査人口等基本集計結果」（2016 年 10 月 26 日）。

(5) 2015 年の住民基本台帳の人口移動のデータに基づき、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局において作成。

間で75歳以上の高齢者が175万人増加すると見込まれている⁽⁶⁾。これに伴い、医療・介護ニーズが増大し、医療・介護人材を中心に地方から東京圏への人口流出が一層進む可能性が指摘されている。東京一極集中は集積のメリットを超えて、通勤時間、住宅価格、さらに、待機児童に表れている保育サービス、高齢者介護サービスなど、生活環境面で多くの問題を生じさせる。また、東京一極集中の進行により、首都直下地震などの巨大災害に伴う被害が増大するリスクが高まる。

(地域経済の現状)

地域の経済動向をみると、第二次安倍政権発足前と比較すると完全失業率は全ての都道府県で改善し、有効求人倍率は、2016年4月には史上初めて全ての都道府県で1倍を超え、時間当たりの賃金も多くの都道府県で上昇するなど、雇用・所得環境の改善が続いている。

一方、少子高齢化や人口減少といった構造変化もあり、地方によっては経済環境に厳しいところもみられる。消費や生産といった経済活動の動向は地域間でばらつきがあり、東京圏とその他の地域との間には「稼ぐ力」の差が生じている。

2. 人口減少と地域経済縮小の克服

経済の好循環が地方において実現しなければ、「人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる」という負のスパイラル（悪循環の連鎖）に陥るリスクが高い。そして、このまま地方が弱体化するならば、地方からの人材流入が続いてきた大都市もいずれ衰退し、競争力が弱まることは必至である。

したがって、人口減少を克服し、将来にわたって成長力を確保するため、引き続き以下の基本的視点から人口・経済・地域社会の課題に対して一体的に取り組む。

① 「東京一極集中」を是正する

地方から東京圏への人口流出に歯止めをかけ、「東京一極集中」を是正するため、「しごとの創生」と「ひとの創生」の好循環を実現するとともに、東京圏の活力の維持・向上を図りつつ、過密化・人口集中を軽減し、快適かつ安全・安心な環境を実現する。

② 若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現する

人口減少を克服するために、若い世代が安心して就労し、希望どおり結婚し、妊娠・出産・子育てができるような社会経済環境を実現する。

③ 地域の特性に即して地域課題を解決する

人口減少に伴う地域の変化に柔軟に対応し、中山間地域をはじめ地域が直面す

⁽⁶⁾ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」。

る課題を解決し、地域の中において安全・安心で心豊かな生活が将来にわたって確保されるようにする。

人口減少の克服は構造的な課題であり、解決には長期間を要する。仮に短期間で出生率が改善しても、出生数は容易には増加せず、人口減少に歯止めがかかるまでに数十年を要する。一方で、解決のために残された選択肢は少なく、無駄にできる時間はない。こうした危機感を持って、国及び地方公共団体は、国民と問題意識を共有しながら人口減少克服と成長力確保に取り組む。

3. まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立

地方創生は、いうまでもなく「ひと」が中心であり、長期的には、地方で「ひと」をつくり、その「ひと」が「しごと」をつくり、「まち」をつくるという流れを確かなものにしていく必要がある。

その上で、現在の課題の解決に当たって重要なのが、負のスパイラルに歯止めをかけ、好循環を確立する取組である。アベノミクスを全国津々浦々まで浸透させるためには、地域資源をいかした「しごと」をつくり、地方の「平均所得の向上」を実現することが重要である。地方の「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立し、地方への新たな人の流れを生み出すこと、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻し、人々が安心して生活を営み、子供を産み育てられる社会環境をつくり出すことが急務である⁽⁷⁾。

このため、以下に示すような、まち・ひと・しごとの創生に、同時かつ一体的に取り組むことが必要である。

(1) しごとの創生

地域に根付いたサービス産業の活力・生産性の向上、雇用のミスマッチに対する経済の状況や変動に応じた円滑な対応など、「雇用の質」の確保・向上に注力する。特に、若い世代が地方で安心して働くことができるようになるためには、「相応の賃金」＋「安定した雇用形態」＋「やりがいのあるしごと」といった要件を満たす雇用の提供が必要となる。労働力人口の減少が深刻な地方では、こうした「雇用の質」を重視した取組こそが重要であり、経済・産業全体の付加価値や生産性の継続的な向上につなげていくことが必要となる。

また、域外から稼げる高付加価値商品の発掘とその販路の開拓や、地域への新たな「ひと」の流れの創出など、地域経済に新たな付加価値を生み出す核となる企業・事業の集中的育成、都市部の企業の地方移転、価値ある企業を存続させ新たな雇用創出にもつながる事業承継の円滑化、農業・観光・中核企業等といった地域産業の

⁽⁷⁾ 都市部には、仕事等の条件がかなえば地方への移住を希望する人が約4割いるとの調査結果もある。（内閣官房「東京在住者の今後の移住に関する意向調査」（2014年））

活性化・地域経済の振興等を通じて、将来に向けて安定的な「雇用の量」の確保・拡大を実現する。さらに、サービス業の生産性を向上させるとともに付加価値の高い新たなサービス・製品の市場を創出するには、多様な価値観を取り込むことが重要で、この点からも女性の活躍が不可欠である。女性が活躍する場をつくることは、女性がその地域に魅力を感じ、居場所を見出し、住み続けることにつながることから、地域における女性の活躍を推進する。

(2) ひとの創生

地方への新しい「ひと」の流れをつくるため、「しごと」の創生を図りつつ、若者の地方での就労を促すとともに、地域内外の有用な人材を積極的に確保・育成し、地方への移住・定着を促進するための仕組みを整備する。

くらしの環境を心配することなく、地方での「しごと」にチャレンジでき、安心して子供を産み育てられるよう、結婚から妊娠・出産・子育てまで、切れ目のない支援を実現する。

(3) まちの創生

「しごと」と「ひと」の好循環を支えるためには、人々が地方での生活やライフスタイルのすばらしさを実感し、安心して暮らせるような、「まち」の集約・活性化に取り組むとともに、急速な人口減少が進む地域においては地域のくらしの基盤の維持・再生を図ることが必要となる。また、それぞれの地域が個性をいかし自立できるよう、ICT等も活用しつつ、まちづくりにおいてイノベーションを起こしていくことが重要である。

このため、中山間地域等において地域の^{きずな}絆の中で人々が心豊かに生活できる安全・安心な環境の確保に向けた取組を支援するとともに、地方都市の活性化に向けた都市のコンパクト化と公共交通網の再構築をはじめとする周辺等の交通ネットワーク形成の推進や、広域的な機能連携、大都市圏等における高齢化・単身化の問題への対応、災害への備え、医療・介護・福祉・教育などの地域生活を支えるサービスの確保や地域コミュニティの維持・再生、データを活用したまちづくりなど、それぞれの地域の特性に即した地域の課題解決と活性化に取り組む。

4. 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定と改訂

(「総合戦略」の意義)

まち・ひと・しごとの創生に向けた取組は、個々の問題事象への対症療法ではなく、「しごと」、「ひと」、「まち」の間における自律的かつ持続的な好循環の確立につながるなければならない。このためには、個々の地域の実態の正確な把握と分析に基づき、各政策がバラバラとなることなく一体的に取り組まれ、相乗効果の発揮を含めて効果の検証と見直しを行っていく体制を確保することが必要である。

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成 26 年 12 月 27 日閣議決定。以下「総合戦略」という。）は、こうした問題意識の下で、まち・ひと・しごと創生会議の構成員である有識者も参画して、地方公共団体の首長や関係府省庁からのヒアリング・意見交換を含めて検討を行った結果や、各界から寄せられた数多くの提言等を踏まえ、まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）第 8 条に基づき策定したものであり、2015 年度を初年度とする今後 5 か年の目標や施策の基本的方向及び具体的な施策をまとめている（付属文書の「アクションプラン（個別施策工程表）」においては、個別施策の「成果目標」と「取組内容」を盛り込んでいる。）。

前提となる「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」（平成 26 年 12 月 27 日閣議決定。以下「長期ビジョン」という。）は、「2060 年に一億人程度の人口を維持する」という中長期展望を示し、その実現に向けた「総合戦略」の重要性を指摘している。「総合戦略」は、「長期ビジョン」が提示する日本の将来像に向け、過去の政策の反省に立ち、厳格な効果検証を伴いつつ限られた政策資源を有効に活用するという基本認識に立脚したものである。

（本格的な「事業展開」の段階へ）

地方創生は、少子高齢化に歯止めをかけ、地域の人口減少と地域経済の縮小を克服し、将来にわたって成長力を確保することを目指している。このため、国は、2014 年に「長期ビジョン」及び「総合戦略」を策定した。その後、基本目標や重要業績評価指標（KPI）達成に向けた進捗状況の検証、政策パッケージ・個別施策を見直し、2015 年末に「総合戦略」の改訂（平成 27 年 12 月 24 日閣議決定）を行った。引き続き、地方創生に関する政策パッケージを推進するとともに、地方公共団体に対して情報・人材・財政面からの支援を展開する。

地方においても、2016 年 7 月末までに 47 都道府県、1,739 市区町村で「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「地方版総合戦略」という。）が策定され、各地域の実情に即した具体的な取組が始まっている。「地方版総合戦略」の策定に当たっては、多様な関係者の参画を得た検討が行われ、ほぼ全ての地方公共団体が地域住民から意見を聴取し、8 割以上の地方公共団体が中高大学生を含む若者から意見を聴取している。このように、地方創生実現のためには、地方公共団体・住民双方が自らの地域の現状に正面から向き合うことが重要となる。

国家戦略特区については、2015 年度末までの 2 年間を集中取組期間として、これまでに医療、保育、雇用、教育、農業、都市再生・まちづくり等の幅広い分野において、いわゆる岩盤規制改革を実現してきた。具体的には、「企業による農地取得の特例」や「テレビ電話による服薬指導の特例」などの規制改革事項を盛り込んだ改正国家戦略特区法（平成 28 年法律第 55 号）が第 190 回国会において成立し、2016 年 9 月から施行されるとともに、合計 10 の指定区域において、これらの規制改革事項を活用した具体的事業が目に見える形で進展してきている。さらに、2017 年度末まで

の2年間を集中改革強化期間として、重点的に取り組むべき「6つの分野」を定め、残された岩盤規制改革を進めることとしている。また、経済効果が高く、特段の弊害のない特区の成果については、必要なものから全国展開を進めていく。

地方分権改革については、今後とも、地方からの提案をいかに実現するかという基本姿勢に立って、着実かつ強力に進める。

地方創生は、2014・2015年度の国及び地方の「戦略策定」を経て、2016年度から本格的な「事業展開」に取り組む段階となっている。地域における先駆的な事業を支援する地方創生加速化交付金（平成27年度補正予算）では、日本版DMO⁽⁸⁾や地域商社の創設といった「しごと創生」関連の取組のほか、都市部のひとり親家庭・若者無業者等の地方での就労・生活支援など、地域の創意工夫をいかした先駆的事业の実施が見られた。

さらに、2016年4月に施行された改正地域再生法⁽⁹⁾に基づく地方創生推進交付金では、官民協働、地域間連携、政策間連携などの先駆的な要素が含まれる先駆タイプ、先駆的・優良事例の横展開を図る横展開タイプ、既存事業の隘路^{あい}を発見し打開するための隘路^{あい}打開タイプの3つの類型の事業を支援することとし、2016年8月2日に採択結果を公表した第1回申請では745件の事業を採択した。また、11月25日には第2回申請の結果を公表し、新たに456事業を採択したところである。このような交付金採択事業の中には、構造改革特区の認定を受けるなど総合的な事業を推進している取組や、廃校舎など地域の遊休資産を活用した取組等、政策的な広がりも出てきている。

（一億総活躍社会の実現、働き方改革実現会議・未来投資会議との連携、TPPの推進等）

現在、政府は、少子高齢化に歯止めをかけ、若者も高齢者も、女性も男性も、ひとり親家庭の方々も、そして障害や難病のあるの方々も、一度失敗を経験した人も、一人一人が、家庭で、地域で、職場で、それぞれの希望がかない、それぞれの能力を発揮でき、それぞれが生きがいを感じることができる「一億総活躍社会」を実現することを目標に掲げている。

地方は少子高齢化や過疎化の最前線であり、地方創生は「一億総活躍社会」を実現する上で最も緊急度の高い取組の一つである。「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）においても、ローカル・アベノミクスの実現による地方での安定した雇用創出、妊娠・出産や子育てに優しい「働き方改革」や、高齢者も活躍する地域づくりなど、「しごと」「ひと」「まち」それぞれの創生につながる方向性が示されている。地方創生と一億総活躍の取組を相互に連動させながら進めていく。

⁽⁸⁾ Destination Management/Marketing Organization の略。様々な地域資源を組み合わせた観光地の一体的なブランドづくり、ウェブ・SNS等を活用した情報発信・プロモーション、効果的なマーケティング、戦略策定等について、地域が主体となっていく観光地域づくりの推進主体。

⁽⁹⁾ 地域再生法（平成17年法律第24号）

一億総活躍社会実現の最大の鍵は、「働き方改革」である。働き方の実態は、地域によって差があり、「働き方改革」をより効果的に進めるためには、国による制度改革等に加え、実践の場である地方における取組が重要である。こうした考え方に立って、「地域働き方会議」等を活用しながら、「地域働き方改革包括支援センター(仮称)」による企業や従業員に対するワンストップ支援などの「包括的支援」、「働き方改革アドバイザー(仮称)」が企業に直接出向き積極的に相談支援を行うなどの「アウトリーチ支援」を推進し、それぞれの取組が最大限効果的に実施されるよう努める。

また、未来への投資の主役は地方であり、農業、観光、スポーツ、中小企業等の分野を中心に「未来投資会議」と連携し、ローカル・アベノミクスの深化に取り組んでいく。

環太平洋パートナーシップ(TPP)は、「総合的な TPP 関連政策大綱」(平成 27 年 11 月 25 日 TPP 総合対策本部決定)にあるように、地方の中堅・中小企業が世界の市場に踏み出す契機となる。「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む地方創生の好循環が加速することが期待される。

あわせて、国土強靱化など、安全・安心に関する取組とも調和させて進めていくとともに、「地方創生 IT 利活用促進プラン」(平成 27 年 6 月 30 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)の着実な実行に向け、農業 IT システムの普及など地域における ICT の定着を目指す。

「総合戦略」の改訂と広報周知

国は、地方創生をめぐる厳しい現状や事態の進展を踏まえ、引き続き地方公共団体と一体となって、地方創生の深化に取り組む。

この目的の下、「総合戦略」に掲げられた基本目標や KPI 達成に向けた進捗状況を検証するとともに、政策パッケージ・個別施策について情勢の推移により必要な見直しを行うため、まち・ひと・しごと創生法第 8 条第 6 項に基づき、本年も「総合戦略」を改訂する。

「総合戦略」の改訂においては、今回の改訂の趣旨や各政策パッケージについて分かりやすい手引きの作成、地方公共団体など関係者への説明会の開催をはじめとして丁寧かつ持続的な広報活動を展開し、これにより地域の隅々に必要な情報が届くように努めるものとする。また同時に、地域における既存の優良な取組や先進的な取組について、他の地方公共団体の参考になるよう、今後も広報周知を継続していく。

また、2017 年度は 5 か年を展望した「総合戦略」の中間年にあたる。そのため、「総合戦略」において設定している基本目標や KPI についても、必要な見直しを行い、より効果的な対応を検討することとする。

Ⅱ. 政策の企画・実行に当たっての基本方針

1. 従来の政策の検証

従来講じられてきた地域経済・雇用対策や少子化対策が抱える以下の5つの課題は、地方創生において引き続き対処が求められる点である。

(1) 府省庁・制度ごとの「縦割り」構造

地域の経営人材の確保・育成に関しては、各府省庁で政策手法が似通うことが多く、事業相互の重複や、小粒な事業が乱立する傾向にある。一方で、移住希望者向けのワンストップ窓口を設置した地方公共団体が移住希望地の上位に急上昇した事例等にみられるように、「縦割り」排除の効果は非常に大きい。

(2) 地域特性を考慮しない「全国一律」の手法

各府省庁の個別補助金政策は、個別の政策目的の観点から実施されるため、使用目的を狭く縛ってしまうことが多く、結果として地域特性や地域の主体性が考慮されないことが多い。また、公募型事業等では、全国から多数の申請が出され、「小粒で似たような」事業が全国で多数展開される傾向がある。

(3) 効果検証を伴わない「バラマキ」

財源が限られている中、効果検証を客観的・具体的なデータに基づいて行う仕組みが整っていない施策は、「バラマキ」との批判を受けやすい。政策目的が明確でないことや、適切かつ客観的な効果検証と運用の見直しのメカニズムが伴っていないこと等に根本的な原因がある。

(4) 地域に浸透しない「表面的」な施策

従来の施策の中には、対症療法にとどまり、構造的な問題への処方箋としては改善の余地があったものも多い。地方で起きている社会経済現象は有機的に絡み合っており、各分野の施策を構造的に組み立て、「深み」のある政策パッケージを立案・推進する必要がある。しかし、現実には表面的で単発の施策が多い。

(5) 「短期的」な成果を求める施策

政策が成果を出すためには、一定の時間が必要とされる。それにもかかわらず、中長期的な展望やプランを持たずに、単年度のモデル事業という形で取り組まれている施策や、短期間で変更・廃止を繰り返している施策が多い。また、専門人材の育成には一定の時間が必要となるが、地方公共団体において、必要となる専門人材の育成が不十分との指摘もある。

2. まち・ひと・しごとの創生に向けた政策5原則

こうした従来の政策の弊害を排除し、人口減少の克服と地方創生を確実に実現するため、次の5つの政策原則に基づきつつ、関連する施策を展開することが必要である。

(1) 自立性

各施策が一過性の対症療法にとどまらず、構造的な問題に対処し、地方公共団体・民間事業者・個人等の自立につながるようなものにする。また、この観点から、特に地域内外の有用な人材の積極的な確保・育成を急ぐ。

具体的には、施策の効果が特定の地域・地方、あるいはそこに属する企業・個人に直接利するものであり、国の支援がなくとも地域・地方の事業が継続する状態を目指し、これに資するような具体的な工夫がなされていることを要する。また、施策の内容検討や実施において、問題となる事象の発生原因や構造的な背景を抽出し、これまでの施策についての課題を分析した上で、問題となっている事象への対症療法的な対応のみならず、問題発生の原因に対する取組を含んでいなければならない。

(2) 将来性

地方が自主的かつ主体的に、夢を持って前向きに取り組むことを支援する施策に重点を置く。活力ある地域産業の維持・創出、中山間地域等において地域の^{きずな}絆の中で心豊かに生活できる環境を実現する仕組み等も含まれる。

なお、地方公共団体の意思にかかわらず、国が最低限提供することが義務付けられているナショナルミニマムに係る施策に対する支援は含まれない。

(3) 地域性

国による画一的手法や「縦割り」的な支援ではなく、各地域の実態に合った施策を支援することとする。各地域は客観的データに基づき実状分析や将来予測を行い、「地方版総合戦略」を策定するとともに、同戦略に沿った施策を実施できる枠組みを整備する。国は、支援の受け手側の視点に立って人的側面を含めた支援を行う。

したがって、全国的なネットワークの整備など、主に日本全体の観点から行う施策は含まれない。施策の内容・手法を地方が選択・変更できるものであり、客観的なデータによる各地域の実状や将来性の分析、支援対象事業の持続性の検証の結果が反映されるプロセスが盛り込まれていなければならない。また必要に応じて広域連携が可能なものである必要がある。

(4) 直接性

限られた財源や時間の中で、最大限の成果を上げるため、ひとの移転・しごとの創出やまちづくりを直接的に支援する施策を集中的に実施する。地方公共団体に限らず、住民代表に加え、産業界・大学・金融機関・労働団体・言論界・士業（産官学金労言士）の連携を促すことにより、政策の効果をより高める工夫を行う。

この観点から、必要に応じて、施策の実施において民間を含めた連携体制の整備が図られている必要がある。

(5) 結果重視

効果検証の仕組みを伴わないバラマキ型の施策は採用せず、明確な PDCA⁽¹⁰⁾メカニズムの下に、短期・中期の具体的な数値目標を設定し、政策効果を客観的な指標により検証し、必要な改善等を行う。

すなわち、目指すべき成果が具体的かつ適切な数値で示され、その成果が事後的に検証できるようになっていなければならない。また、成果の検証結果により取組内容の変更や中止の検討が行われるプロセスを組み込むことにより、その検証や継続的な取組改善が容易に可能である必要がある。

⁽¹⁰⁾ PLAN（計画）、DO（実施）、CHECK（評価）、ACTION（改善）の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法のこと。

3. 国と地方の取組体制と PDCA の整備

政策5原則に基づき、まち・ひと・しごとの一体的な創生を図っていくに当たっては、地方の自立につながるよう地方自らが考え、責任を持ってそれぞれの「地方版総合戦略」を推進し、国は伴走的に支援することが必要である。国は「長期ビジョン」とそれを踏まえた5か年の「総合戦略」に、地方公共団体は中長期を見通した「地方人口ビジョン」と5か年の「地方版総合戦略」に基づき、地方創生を深化させていく。

そのためには、国及び地方公共団体において、経済・社会の実態に関する分析を行い、EBPM⁽¹¹⁾（確かな根拠に基づく政策立案）の考え方の下、中長期的な視野で改善を図っていくためのPDCAサイクルを確立することが不可欠である。また、行政だけではなく、産官学金労言士や住民代表の参画を得ることで、縦割りの^{かんせい}陥穽にはまることなく、効果的・効率的なサービス提供が可能となる。そうした統合的な体制の下、既存の政策同士の連携を促し、経済的・社会的ニーズを満たすために必要な政策体系を整える。同時に、都道府県や市区町村といった既存の行政単位に閉じず、必要に応じて広域的な取組ができるよう地域連携を促す。また、国・地方の情報システム改革や業務改革（BPR⁽¹²⁾）等による運用コストの削減や業務体制の改革を通じ、捻出した「財源」や「人材」も活用する。

（1）データに基づく国の「総合戦略」と「地方版総合戦略」

国は、短期・中期の成果目標を掲げた政策パッケージを推進し、それぞれの進捗について、アウトカム指標を原則としたKPIで検証し改善する仕組み（PDCAサイクル）を確立し、地方と連携して地方創生に取り組む体制を整えている。その一環として、「地域経済分析システム（RESAS）」を開発し地方公共団体や一般の利用者に提供するとともに、その活用の支援や地域での取組について広報活動を展開している。

地方公共団体が地域の特性や資源を分析し、「地方版総合戦略」の企画立案等を進めるに当たっては、地域金融機関や政府系金融機関等の知見等を積極的に活用するとともに、地域内外の有能なマネジメント人材を確保・育成・活用することが必要である。それによって、それぞれの地域課題に応じ、補助金・税制・規制緩和といった従来型の手法のみならず、負荷をかける手法も含めた施策を検討することが望まれる。引き続き、RESASの活用等を通じ、地域経済や少子化の状況等を踏まえた地域ごとに異なるアプローチの下、それぞれの「地方版総合戦略」に基づきデータによる政策効果検証を行い、政策を改善するPDCAサイクルを本格的に稼働させる。また、地域が直面する課題の解決に向けて、地方公共団体のオープンデータの

⁽¹¹⁾ Evidence-Based Policy Making の略。

⁽¹²⁾ Business Process Re-engineering の略。

取組を推進するなど、官民が保有するデータの流通・利活用に取り組む必要がある。

(2) 産官学金労言士の連携推進

国は、各界からの有識者で構成されるまち・ひと・しごと創生会議での議論を経て「長期ビジョン」と「総合戦略」を決定した。また、「総合戦略」に盛り込まれた政策パッケージの推進においても、「日本版 CCRC⁽¹³⁾ 構想有識者会議」、「政府関係機関移転に関する有識者会議」、「地域の課題解決のための地域運営組織に関する有識者会議」等を通じ、多様な関係者や専門家の知見を取り入れている。地方創生が自立的な取組となるためには、産業界との連携が重要であり、地域の経済・社会的課題の解決に資する取組の発掘と支援のための方針について明らかにするべく、「地域しごと創生会議」を開催し、取りまとめを行った。引き続き、行政だけに閉じない体制の下で地方創生を多面的に進め、経済・社会の需要に沿ったユーザーフレンドリーな施策展開を進める。

地方公共団体においても、多様な関係者が一体となった形でそれぞれの「地方版総合戦略」の策定が進められ、各地域の実情に即した具体的な取組が始まっている。この段階においても、多様な関係者との更なる連携の維持・強化が重要である。さらに、各地域の地方創生の取組を推進するに当たり、それをリードする人材を、地域や分野の枠にとらわれずに活用する。

(3) 政策間連携の推進

国は、各地域の取組を支援する施策を用意するに当たり、地域ごとの取り組みやすさに配慮しつつ、関係施策の目標や内容、条件等を関係府省庁間で統一又は整理し、可能な限りパッケージ化するとともに、ワンストップ型の執行体制の整備に引き続き努める。また、国は、地域ごとの特性をいかした個性溢れる地方創生が実現されることを目指し、全国一律ではなく、各地域が必要な施策を選択できるよう、支援施策のメニュー化及びホームページの活用等による各府省庁の支援施策の一元的な情報提供やマッチングを今後も進める⁽¹⁴⁾。

地方公共団体においても、「地方版総合戦略」の推進に当たり、例えば創業者支援の際、産業振興政策のほか子育て期女性の再就職促進政策や移住・定住政策等を連携させるなど、政策間連携の視点が浸透してきている。事業の企画立案・実施に当たって、引き続きパッケージ化やワンストップ化を推進する必要がある。

(4) 地域間連携の推進

国は、地方公共団体間の広域連携に関し、経済成長の牽引^{けん}等の機能を有する連携

⁽¹³⁾ Continuing Care Retirement Community の略。

⁽¹⁴⁾ 2015年7月より、移住関連情報がインターネット上で一元的に得られる全国移住ナビの一般供用が開始された。

中枢都市圏の形成を促進し、財政面や情報面での支援等を行う。あわせて、定住自立圏の形成を引き続き進め、全国各地において、地域連携による経済・生活圏の形成を推進する。

地方公共団体は、こうした地域連携施策を活用しつつ、地域間の広域連携を積極的に進める。既に観光や医療福祉の分野ではこうした地域間連携の観点が入り込められているが、他の分野においても必要に応じて同様の連携を図り、現状分析もその連携エリア単位で行い、抽出された課題をそれぞれの「地方版総合戦略」に反映させ対応策を進める。また、都道府県は、市区町村レベルの地域課題を、自らの「地方版総合戦略」にも反映させ、市区町村と連携を取り、地方創生を進める。

Ⅲ. 今後の施策の方向

1. 政策の基本目標

(1) 成果（アウトカム）を重視した目標設定

「総合戦略」は、政策の「基本目標」を明確に設定し、それに基づき適切な施策を内容とする「政策パッケージ」を提示するとともに、政策の進捗状況について KPI で検証し、改善する仕組み（PDCA サイクル）を確立する必要がある。

こうした観点から、政策の「基本目標」については、日本の人口・経済の中長期展望を示した「長期ビジョン」を踏まえ、「総合戦略」の目標年次である 2020 年において国として実現すべき成果（アウトカム）を重視した数値目標を設定している。

【「長期ビジョン」が示す中長期展望】

「長期ビジョン」では、中長期展望として、「2060 年に 1 億人程度を維持すること」が示されている。これを実現するためには、出生率の向上を図り、人口減少に歯止めをかけることが必要である。

若い世代の結婚・子育ての希望が実現するならば、出生率は 1.8 程度の水準まで改善することが見込まれる。この希望が実現した場合の出生率（国民希望出生率）＝1.8 は OECD 諸国の半数近くの国が実現している。我が国においてまず目指すべきは、若い世代の希望の実現に取り組み、出生率の向上を図ることである。

また、若い世代を中心とする東京圏への流入が日本全体の人口減少につながっている。東京圏への転入超過は 4 年連続で拡大し、12 万人程度になっている。こうした「東京一極集中」の是正に取り組む必要がある。

さらに、成長力の確保の視点からは、「人口の安定化」を進めると同時に、労働力人口の減少を補う上で「生産性の向上」が必要不可欠である。「人口の安定化」と「生産性の向上」の両者が実現するならば、2050 年代の実質 GDP 成長率は 1.5 ～ 2% 程度を維持することが可能と見込まれている。

(2) 4つの「基本目標」

「総合戦略」では、以下の4つの「基本目標」を国レベルで設定し、地方における様々な政策による効果を集約し、人口減少の歯止めや、「東京一極集中」の是正を着実に進めていく。

<基本目標①> 地方における安定した雇用を創出する

「しごと」と「ひと」の好循環を確立するため、まずは、地方における「しごと」づくりから着手する。2013年の東京圏への転入・転出状況を見ると、35歳未満の若い世代で約10万人の東京圏への転入超過となっている一方、35歳以上は若干の地方への転出超過となっている。

東京圏への一極集中を是正するためには、若い世代の東京圏への転入超過を解消する必要があり、そのためには、地方において毎年10万人の若い世代の安定した雇用を生み出せる力強い地域産業の競争力強化に取り組む必要がある。

具体的には、初年度（2016年度）2万人、翌年度（2017年度）4万人と、毎年度2万人ずつ段階的に地方に雇用を創出し、2020年以降は毎年10万人の若い世代の安定した雇用を生み出す力を持った地域産業の競争力強化に取り組む⁽¹⁵⁾。そして、2020年までに、累計で30万人の若い世代が安心して働ける職場を新たに生み出す。

また雇用の量ばかりでなく、職種や雇用条件、生活環境の不適合等による雇用のミスマッチや、女性の就業機会の不足などの理由により、地方でいかされない潜在的な労働供給力を地域の雇用に的確につなげていくため、魅力ある職場づくりや、労働市場環境の整備に取り組み、正規雇用等の割合の増加、女性の就業率の向上など、労働市場の質の向上を図る。

なお、こうした「しごと」づくりを地域の経済力・消費力に的確につなげていくため、参考指標として賃金上昇率を計測することとする。

■若者雇用創出数（地方）

2020年までの5年間の累計で地方に30万人の若い世代の安定した雇用を創出

→現状：9.8万人

⁽¹⁵⁾ 東京圏への10万人の転入超過を解消するためには、廃業等による失業分を考慮した上で、10万人の雇用を創出する必要があるが、現時点では、世代要因による雇用の自然減、産業の新陳代謝に伴う適正な廃業率水準等の知見が不足していることから、まずは10万人の雇用創出目標からスタートし、今後、的確な評価を得ることによって、廃業等による失業分を考慮した雇用の純増目標を検討し、適切な設定を行う。

■若い世代の正規雇用労働者等⁽¹⁶⁾の割合

2020年までに全ての世代と同水準を目指す

15～34歳の割合：92.2%（2013年）

全ての世代の割合：93.4%（2013年）

→現状：2015年15～34歳の割合 93.6%

全ての世代の割合 94.0%

■女性の就業率向上

2020年までに77%を実現（25～44歳の女性の就業率、2013年69.5%）

→現状：2015年71.6%

※参考計測：賃金上昇率

<基本目標②> 地方への新しいひとの流れをつくる

内閣官房の調査によれば、東京都在住者の約4割が地方への移住について、「移住する予定」又は「今後検討したい」としている一方、移住に対する不安・懸念の第一は地方の雇用であるという調査結果がある。今後、地方で生み出す毎年10万人分の雇用を、こうした潜在的希望者による地方への移住・定着に結び付けるべく、東京圏から地方への移住の促進、地方出身者の地元での就職率向上など、地方への新しい「ひと」の流れづくりに取り組み、「しごと」と「ひと」の好循環を確立する。

具体的には、地方に生み出す年間10万人分の雇用創出力を活用しつつ、年間47万人の地方から東京圏への転入者を年間6万人減少させ、年間37万人の東京圏から地方への転出者を年間4万人増加させる。こうした東京圏から地方への新たな「ひと」の流れづくりにより、東京圏からの転出者と、東京圏への転入者を均衡させ、東京一極集中の流れを止めることを目指す。

■東京圏から地方への転出 4万人増加（2020年時点、2013年比）

→現状：2015年2,426人減少

■地方から東京圏への転入 6万人減少（2020年時点、2013年比）

→現状：2015年2万407人増加

■上記により、2020年時点で東京圏から地方への転出・転入を均衡

→現状：2015年11万9,357人転入超過

⁽¹⁶⁾ 自らの希望による非正規雇用労働者等を含む。

＜基本目標③＞ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

出生動向基本調査によれば、調査に協力した独身男女の約9割は結婚の意思を持ち、希望子供数も2人程度となっている。若い世代の結婚・子育ての希望が実現するならば、出生率は1.8程度の水準まで改善することも見込まれ、地域における少子化の流れにも歯止めをかけることができる。この「希望出生率1.8」の実現は、「一億総活躍社会」の実現に向けた将来目標の一つとして掲げられている。

こうした将来目標の実現も視野に置き、地域の実情に即し、結婚・妊娠・出産・子育てをしやすい地域づくりに向けた取組を進め、安心して結婚・妊娠・出産・子育てできる社会を達成していると考える人の割合を40%以上とする。また、若い世代が安心して働ける質の高い職場を生み出し、結婚希望の実現率を80%に引き上げていくとともに、結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援や、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス⁽¹⁷⁾）の確保に取り組むことによって、夫婦が希望する子育て環境を提供し、夫婦の予定する子供数の実現割合を95%に引き上げるよう取り組むこととする。

■安心して結婚・妊娠・出産・子育てできる社会を達成していると考える人の割合 40%以上（2013年度19.4%※）

（※2013年度「安心して妊娠・出産できるような社会」の達成度について、「そう思う」、「ややそう思う」と回答した人の割合）

■第1子出産前後の女性の継続就業率 55%（2015年53.1%）

■結婚希望実績指標⁽¹⁸⁾ 80%（2010年68%）

■夫婦子ども数予定実績指標⁽¹⁹⁾ 95%（2015年93%）

⁽¹⁷⁾ 誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等に係る個人の時間を持つ健康で豊かな生活のこと。

⁽¹⁸⁾ 結婚の希望（既に希望を実現したと考えられる有配偶者を含む。）と、「総合戦略」の期間（5年間）経過後の結婚の実績の対比を指標として設定。具体的には、「調査時点より5年前における、18～34歳の人口に占める有配偶者の割合（国勢調査）と5年以内の結婚を希望する者の割合の合計（A）」に対する「調査時点における23～39歳の人口に占める有配偶者の割合（国勢調査）（B）」の比率（=B/A）を算出。

⁽¹⁹⁾ 夫婦の平均予定子供数（完結出生児数の調査対象となる夫婦が調査対象であった期間の平均）に対する完結出生児数（結婚持続期間15～19年の夫婦の子供数）の比率。

＜基本目標④＞ 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する

「しごと」と「ひと」の好循環を支えるためには、「まち」に活力を取り戻し、人々が安心して暮らす社会環境をつくり出すことが必要である。しかし、多くの地方都市や中山間地域等では人口減少・少子高齢化に直面し、医療・福祉・商業等の生活サービス機能の維持が困難になることが予想される。このため、地域の特性に即し、コンパクトなまちづくりと、これと連携した交通ネットワークの形成を基礎とした多層的な地域構造を構築し、日常生活サービスや高次都市機能等を持続的に提供できる活力ある地域を形成する。

具体的には、立地適正化計画制度⁽²⁰⁾の活用により、都市の中心拠点や生活拠点に生活サービス機能の誘導を図るとともに、その周辺や公共交通沿線に居住の誘導を図る。また、コンパクトなまちづくりと連動した産業戦略の確立により、サービス産業など地域に根差した域内型産業の生産性向上等を図る。なお、これらの取組に関し、地方公共団体においても適切な KPI を設定し PDCA サイクルを確立できるよう、指標の有効性の検証や議論を踏まえて、設定に当たり参考となる KPI 例を国が提示することとする。

■立地適正化計画を作成する市町村数 150 市町村

■立地適正化計画に位置付けられた誘導施設について、市町村全域に存する当該施設数に対して、都市機能誘導区域内に立地する当該施設数の占める割合が増加している市町村数 100 市町村

■市町村の全人口に対して、居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数 100 市町村

■公共交通の利便性の高いエリア⁽²¹⁾に居住している人口割合

（三大都市圏）	90.8%	（2015 年度 90.6%）
（地方中枢都市圏）	81.7%	（2015 年度 79.1%）
（地方都市圏）	41.6%	（2015 年度 38.7%）

■地域公共交通再編実施計画⁽²²⁾の認定総数 100 件

⁽²⁰⁾ 都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）に基づく計画制度。

⁽²¹⁾ 以下の圏域に含まれるエリアを指す。

- ・鉄道駅勢圏：オフピーク時に、片道運行間隔 20 分以下の駅を中心とする半径 1 km 圏内
- ・路面電車・新交通システム駅勢圏：オフピーク時に、片道運行間隔 20 分以下の駅・電停を中心とする半径 500m 圏内
- ・バス路線沿線圏：オフピーク時に、片道運行間隔 15 分以下のバス路線から沿線 300m 圏内

⁽²²⁾ 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）に基づく計画制度。

2. 「地方創生の更なる深化」のために

(1) ローカル・アベノミクスの一層の推進

「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立し、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻す地方創生の理念を実現する。そのためには、地域経済に人材と資金を呼び込めるような、生産性が高く、活力に溢れた、収益性のある産業を形成し、若者や女性、働き盛りの世代にとって魅力のある職場を生み出すことによって、地方の「平均所得の向上」を実現し、ローカル・アベノミクスの浸透を図ることが必要である。

このため、①それぞれの地方が持つ魅力や資源を最大限活用した「しごと」の創出、②地方の空き店舗などの遊休資産の有効活用等、③様々なデータを活用・検証し地域の実相を把握する取組、④国家戦略特区や規制改革、地方分権改革等、地域に対する政策連携の強化を図る。

①地域における「しごと」創出

地域資源を活用した持続性のある企業化を進めるとともに、域内のしがらみに閉じこもりがちな地域経済の殻を破り、域外から稼ぎ、域外から人材や投資を呼び込めるような開放的な力強い地域経済を作り上げ、地方の賃金を引き上げていく。具体的には、在外公館やジャパン・ハウス⁽²³⁾等も含め、地域商社事業を積極的に活用した地域の産品等の販路拡大、地域経営の視点に立った観光地域づくりや地域ブランドづくりの中心となる日本版 DMO などの新たな事業推進主体の形成、サービス業の生産性向上、中堅・中小企業等の事業再生や新規創業の活性化に努めるとともに、地方都市において地域の「稼ぐ力」や「地域価値」の向上を図る「稼げるまちづくり」の実現に向け、有望事例を取りまとめる。また、第4次産業革命等の地域の未来につながる投資を促進し、地域における「稼ぐ力」の好循環システムを構築するため、RESAS の活用等により、地域経済を牽引する地域未来牽引企業（地域経済牽引事業者）を抽出するとともに、法的枠組みをはじめ、新たな税制・補助制度、金融、規制緩和など、様々な政策手段を組み合わせ、集中的に支援する。

②地域における資産・人材の活用等

地方では、空き店舗、遊休農地、古民家等といった遊休資産が多く見られるが、発想の転換を行い、これらを資源として有効活用することで、地域の魅力を引き

⁽²³⁾ 日本に関する様々な情報がまとめて入手できるワンストップ・サービスを提供する新たな発信拠点のこと。カフェ・レストラン、アンテナショップ等を設置し、民間の活力、地方の魅力等も積極的に活用したオールジャパンでの発信を実現し、専門家の知見を活用しつつ、現地の人々が「知りたい日本」を発信することをコンセプトとしている。

出す。また、地方公共団体によるシェアリングエコノミー⁽²⁴⁾の導入・連携を支援する。地域人材の活用では、地方創生に関わる事業における税理士等といった「士業」との積極的な連携を行う。特に地域の中小企業の経営の実態に精通した税理士等の専門家の知見を活用するため、地域を定めて、その知見をM&Aの仲介に積極的に活用する事業を実証的に行う。また、受講者10,000人を目標とする「地方創生カレッジ」による地方人材の育成等に取り組む。

③地域の実相を把握する取組

人口減少、過疎化が構造的に進行し、疲弊する地域経済を真の意味で活性化させていくためには、地域の現状・実態を正確に把握した上で、将来の姿を客観的に予測し、その上で、地域の実情・特性に応じた施策の検討とその実行が不可欠である。このため、国が地域経済に係わる様々なビッグデータ（企業間取引、人の流れ、人口動態等）を収集し、かつ、分かりやすく「見える化（可視化）」するシステムを構築することで、真に効果的な施策の立案、実行、検証（PDCA）を支援する。また、外部有識者による地方創生関係交付金の効果検証や課題分析の実施、地域別産業連関表の活用にも取り組む。

④地域に対する政策連携の強化

予算・税制に加え、国家戦略特区や規制改革、地方分権改革等との連携等、関係府省庁が一体となって、あらゆる政策を総動員し、地方創生を強力に進めていく。

（２）新たな「枠組み」「担い手」「圏域」づくり

「稼ぐ力」、「地域の総合力」、「民の知見」によってローカル・アベノミクスを実現し、まち・ひと・しごとの好循環を生み出すためには、従来の「縦割り」の事業や取組を超えた、新たな「枠組み」づくり（官民協働及び地域連携）や新たな「担い手」づくり（地方創生の事業推進主体の形成や専門人材の確保・育成）、生活経済実態に即した新たな「圏域」づくり（「広域圏域」から「集落生活圏」まで）が重要となる。地方創生に向けてあらゆる主体が連携・協働して地方創生の取組を深化させることにより、一過性の取組では達成できない長期的な成果の実現が可能となる。

①新たな「枠組み」づくり

地方創生の深化に向けて、従来の「縦割り」を超えた官民協働と地域連携による、新たな「枠組み」づくりに取り組む必要がある。

例えば、コンパクトシティや中心市街地活性化の取組においては、都市の「稼

⁽²⁴⁾ 個人が保有する遊休資産（スキルのような無形のものも含む）の貸出しを仲介するサービスのこと。

ぐ力」を高めるといふ都市経営の観点から、実際に都市において活動を行う民間事業者との官民協働により、地方公共団体の枠組みを超えた戦略やエリアマネジメントを進めることが求められる。「生涯活躍のまち（日本版 CCRC）」構想の推進においても、地方公共団体と地域の事業者が官民協働で取り組むことにより、地方移住の促進や高齢者の就労・社会参加促進、医療・介護関連の雇用機会の確保といった多岐にわたる効果が期待される。また、日本版 DMO の形成をはじめとする広域的な観光地域づくりや単一行政区域を超えた広域的な課題解決のためには、複数の地方公共団体が連携して事業に取り組む地域連携が欠かせない。

それらに加え、高齢者ケア、育児支援などの社会福祉サービス事業、中山間地域などの暮らしを支える生活サービス事業、農産品・工芸品等を活用した地域産品事業、賑わいのあるまちづくり事業、人材育成・教育支援事業などの社会的意義の高い事業シーズが多く残されているが、その多くが収入のかなりの割合を補助金が占める状況に陥りやすく、その持続可能性について課題を残している。

②新たな「担い手」づくり

地方創生を担う新たな「担い手」づくりとして、新たな事業推進主体の形成や専門人材の確保・育成を推進する必要がある。観光振興の分野では、日本版 DMO は、客観的なデータや指標を用いてマーケティングやマネジメントを行い、地域内の官民協働や広域的な地域連携により、魅力ある観光地域づくりを行う事業推進主体として重要な役割が期待される。

このため、新たな事業推進主体の設計、形成を支援する組織づくりプロデュース支援事業を実施する。また、地方創生の深化に向けた様々な枠組みづくりや取組は、実際にこれを担う専門人材の確保・育成・活躍を伴って初めて実現する。「地方創生人材プラン」に沿って、各分野・各地域における人材の発掘、研修・育成、マッチングから着任後のサポートまで、各ステージにおける支援策を確立し、地方創生を担う専門人材について官民協働で体系的、総合的に確保・育成していくことが重要である。

③新たな「圏域」づくり

地方創生の深化のためには、地域の生活経済実態に即した新たな「圏域」づくりに取り組む必要がある。この圏域は、「広域圏域」から「集落生活圏」までを含めた多様なものが考えられ、それぞれの圏域において連携・協働体制の下で効率的な経済活動が展開されることで、住みよい生活環境の実現につながる。

「広域圏域」という観点からは、連携中枢都市圏や定住自立圏の形成等を積極的に推進するとともに、今後、広域的な経済振興施策を担う官民連携組織が形成されることが期待される。また、中山間地域等においては、「小さな拠点」の形成により、一体的な日常生活圏を構成している「集落生活圏」を維持することが重要となる。この場合、人口減少や経済力の低下等により地域の生活サービスや

介護サービスの存続が危ぶまれる地域においても、対症療法的対策だけでなく、その地域の経済力を維持させるコミュニティビジネスの展開も並行して行い、自立的・持続的な地域づくりに取り組む必要がある。

(3) 地域特性に応じた政策メニューの充実・強化

地方創生の一層の推進を図る観点から、過度な東京一極集中や人口減少など地方創生をめぐる厳しい現状を踏まえ、これまでの取組に加え、地域特性に応じ、取組が遅れている課題について戦略・事業の強化を推進する。

特に、①東京圏への若者の転出が多い道府県・市町村における「人口のダム機能の発揮に向けた取組の強化」、②今後急速な社会減及び自然減が予想される市町村における「持続的な住民サービスの維持」などの取組の強化が望まれる。

①人口のダム機能の発揮に向けた取組の強化

東京圏以外の地方公共団体（特に政令指定都市や県庁所在市を含む中核的な都市）においては、東京圏への大規模な人口転出が続いている。転出の多くは10代後半及び20代前半が占めることなどから、地域において魅力的な「しごと」を創出しつつ、若者の地方還流・地方定着や、いわゆる人口のダム機能の発揮に向けた取組を強化していくことが重要である。

東京圏への転出が多いという地域特性の背景には、就職時期を控えた若年層の雇用や魅力のある「しごと」が不足していること、地元企業が必ずしも認知されておらず若年層が就職場所として地方を選ぶ機会に乏しいこと、仕事と家庭生活（子育て・介護等）の両立や女性活躍の環境が整っていないとみられていることといった状況がある。

そのため、

- ・地方において若い世代が安心して働ける職場、魅力のある職場を確保・創造するために、日本型イノベーション・エコシステム⁽²⁵⁾の形成や、潜在成長力のある企業の地域中核企業への革新等をはじめとしたローカル・イノベーションによる地方の良質な「しごと」の創出、地域の農林水産業・観光業等の成長産業化に向けた地域魅力のブランド化の推進、地方にある企業の本社機能の強化や東京23区からの移転を後押しする企業の地方拠点強化の一層の推進、潜在力のある地域企業に新たな取組への積極的なチャレンジを促すため、各道府県に設置されたプロフェッショナル人材戦略拠点の活動に対する支援等を進めていく。
- ・東京圏在住の地方出身学生等の地方還流や、地元在住学生の地方定着を促進するために、地元企業のインターンシップの実施等を産官学を挙げて支援する「地方創生インターンシップ」の推進、地方就職を支援する奨学金制度の

⁽²⁵⁾ 「イノベーション・エコシステム」とは、行政、大学、研究機関、企業、金融機関などの様々なプレイヤーが相互に関与し、絶え間なくイノベーションが創出される、生態系システムのような環境・状態をいう。

普及・活用の強化等を進めていく。

- ・ワーク・ライフ・バランスの推進、長時間労働の見直し、多様な働き方の推進、地域における女性の活躍推進、若者・非正規雇用対策の推進等を含めた地域の実情に応じた「働き方改革」を実現するために、地方公共団体や労使団体などの地域関係者から成る「地域働き方改革会議」における取組の支援や先駆的・優良な取組の横展開等を進めていく。

また、東京一極集中の是正に向けては、若年層のみならず多様な世代の地方移住を推進することも重要である。そのため、中高年齢者が希望に応じて移り住み、地域住民と交流しながら健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができるような地域づくりである「生涯活躍のまち(日本版 CCRC)」構想に関する取組を、先導的事例の横展開を含めつつ進めていく。

加えて、上記のような戦略・事業の推進による「しごと」と「ひと」の好循環づくりに当たっては、相当の規模と中核性を備える圏域における地方公共団体間の連携が有効である。そのため、経済成長の牽引^{けん}、高次の都市機能の集積・強化、生活関連機能サービスの向上の機能を備えた連携中枢都市圏の形成を引き続き促進していく。

②持続的な住民サービスの維持

今後予想される人口減少のスピードは地域によって大きな差異があり、全国と比較して2倍以上のスピードで人口減少に直面する市町村が705団体に上る⁽²⁶⁾。こうした地域では、人口減少に歯止めをかける努力とともに、将来における一定の人口減少に対応し、住民生活に必要な行政サービス等の効率的・効果的な供給体制を構築していくことが重要である。

今後急速な社会減及び自然減が予想される地域では、市街地の拡散・低密度化の進行、医療・福祉などの地域生活を支える必需的なサービスの喪失、地域コミュニティの弱体化や地域活動を支える体制・人材・ノウハウの不足等が懸念されている。

そのため、

- ・「ひと」の流れと活気を生み出す地域空間を形成するために、生活サービス機能や居住の誘導、モデル的な都市の形成等による取組の裾野拡大、地方公共団体による取組の成果の「見える化」・効果検証等を通じた都市のコンパクト化、空き店舗等の遊休資産の再生・活用等を含めた地方都市における「稼げるまちづくり」、公共施設等の集約化・活用や空き家の活用等を進めていく。
- ・安心して子供を産み育て、暮らすことができる地域を維持・創造するために、「子育て世代包括支援センター」の整備や周産期医療の提供体制の確保等に

⁽²⁶⁾ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」における平成22年(2010年)から平成52年(2040年)への総人口の変化率(減少率)でみた場合。対象とした団体数は1,683(776市、715町、169村及び東京23区(特別区))であり、福島県内の市町村は含まれていない。

よる妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の推進、在宅医療を含めた医療介護提供体制の整備による地域包括ケアシステムの構築等を進めていく。

- ・地域住民自らが主体となった地域課題解決の仕組みを構築するために、持続的な取組体制としての地域運営組織の展開と活動の推進等による「小さな拠点」の形成（集落生活圏の維持）の支援⁽²⁷⁾、地方創生を担う専門人材を官民協働で確保育成する「地方創生カレッジ」を活用した人材支援等を進めていく。

また、今後急速な人口の社会減及び自然減が予想される地域においては、住民サービスの維持に加えて、Uターン・Iターンなどによる地方移住を推進することも重要である。そのため、地方移住希望者に対する地方生活の魅力の発信や支援体制の整備を引き続き進めていく。

(4) 地方生活の魅力の見直し・歴史の発掘・文化の振興

我が国は、働き方も含めて、高度経済成長期のようなライフスタイルを見つめ直す時期にきている。日本の地方は、豊かな自然、固有の歴史・文化・伝統、特色ある農林水産物などの魅力が溢れ、当たり前にあるがゆえに自分たちも気づいていない魅力もある。また、「ひと」は誰も自らが生まれ育った郷土への誇りや愛着を持っている。今後、それらを再発見し、分析・発信するとともに、歴史の発掘や教育、地域社会での取組を通じて、自らが生まれ育った「郷土への誇り・愛着」の醸成を図っていく必要がある。また、地域の文化の振興を図っていく必要がある。

(5) 「地方創生版・三本の矢」

地方創生は一朝一夕に成果が出るものではないが、それぞれの地方が「自助の精神」を持って自らのアイデアで、自らの未来を切り拓くことが重要である。国としては引き続き、意欲と熱意のある地域の取組を、情報、人材、財政の3つの側面から支援（「地方創生版・三本の矢」）していくこととする。特に、地方の「平均所得の向上」のため、地域資源を活用した持続性のある企業化、遊休資産を活用して所得向上や雇用創出を図る事業、地域の未来につながる地域未来牽引事業（地域経済牽引事業）を含む「地域経済好循環エコシステム」の発展に資する取組等については、地方創生推進交付金や税制で重点的に支援していく。

⁽²⁷⁾ なお、2020年までに「小さな拠点」が1,000、「地域運営組織」が3,000作られるよう支援していく。

3. 政策パッケージ

「総合戦略」においては、地方が「地方版総合戦略」を策定・実施していくに当たり必要と考えられる政策パッケージを掲げている。

それぞれの「政策パッケージ」は、関係府省庁が一体となって準備した施策から構成され、あわせてそれぞれの施策に応じた工程表を用意している。その中には、短期的に実施が可能な施策と、構造的な改革を視野に入れた中長期的な施策の両方が含まれているが、いずれのメニューを組み合わせて採用し、どのようなスピード感で取組を進めていくかは、最終的に、地方が自ら、「地方版総合戦略」の策定を通じて、判断していくこととなる。

国は、政策5原則の下、地方がその特性に合わせて政策メニューを効果的に活用し、各地域独自の「地方版総合戦略」を策定・実施できるよう、現状の分析から戦略の策定・評価まで支えていく。また、支援策の利用者の立場に立った政策実施環境を整えると同時に、地方における政策メニューの選択や、政策展開によって上げられた成果を踏まえ、「政策パッケージ」の内容自体も不断に見直していくこととする。

(1) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

(ア) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組 A 地域の技の国際化（ローカルイノベーション）

【施策の概要】

地域に、グローバルな展開も視野に入れたイノベーションの創出を進めていくため、①大学、研究機関、企業等の連携による地方創生に資する日本型イノベーション・エコシステムの形成（国内各分野の先端を支え、地域経済を牽引している地域中核企業⁽²⁸⁾のグローバル・イノベーター企業への脱皮やグローバル・イノベーター企業による国際的な事業展開の拡大）、②潜在成長力のある企業⁽²⁹⁾の地域中核企業への革新を実現していく。これらを通じて、地域発のグローバルイノベーションを創出する。

【主な重要業績評価指標】

■地域中核企業候補等の先導的プロジェクトを毎年 200 程度を目安に、5年間で約 1,000 支援し、平均売上高 20 億円（2011 年度）⁽³⁰⁾ を、取引先への波及効果も含め、5年間で3倍増とすることを目指す

【主な施策】

◎ (1)-(ア)-A-① 地方創生に資する日本型イノベーション・エコシステムの形成

地方創生に資する日本型イノベーション・エコシステムの形成に向け、大学等における民間企業との共同研究実施件数又は金額の増加、産学官が集積したイノベーション創出拠点の構築を目指し、関係府省庁にて取組を進めているところである。

具体的な取組として、「橋渡し」促進のための大学や公的研究機関（国立研究開発法人産業技術総合研究所、公設試験研究機関（以下「公設試」という。）等）及び中堅・中小企業間の連携・共同研究を実施してきた。それとともに、目利き人材による大学等の研究成果と民間企業ニーズのマッチング・連携の支援、産学官が集積したイノベーション創出拠点の構築支援等を実施してきた。

今後は、これまでの取組に加え以下の活動を展開することにより、日本型のイノベーション・エコシステムを構築する。また、こうした取組

⁽²⁸⁾ 「地域経済を牽引している地域中核企業」については、例えば、売上高当期純利益率が 10%（大企業平均は 3.8%）を超える中小企業数が約 3,600 社、中小企業白書（2014 年版）の調査結果により地域経済を牽引しているとされているコネクターループ企業数が 3,621 社、経済産業省の各種表彰制度や分析（元気なものづくり中小企業等）の対象が約 2,000 社あること等から、おおよそ数千社の規模で存在していると推定される。

⁽²⁹⁾ 「潜在成長力のある企業」については、例えば、売上高当期純利益率が大企業の平均（平均 3.8%）を超える中小企業数が約 1.7 万社、R&D を行うなど積極的な投資を行っている中小企業数が把握できている範囲で 3.4 万社あることから、おおよそ数万社の規模で存在していると推定される。

⁽³⁰⁾ 細谷祐二（2014）「グローバル・ニッチトップ企業論」、白桃書房。ニッチトップ型企業 663 社の平均売上高。

を通じ、地域中核企業のグローバル・イノベーター企業への脱皮、グローバル・イノベーター企業による国際的な事業展開の拡大を進める。

1. 各府省庁連携の下、経験豊富な人材による企業事業化戦略の支援や企業のニーズと大学・研究機関等とのマッチング機能の強化、大学・公的研究機関等による「橋渡し」の強化等を通じ、地域における新たな技術・サービスの開発強化を進め、地域経済を牽引することができるようなプロジェクトを組成する。
2. 地域の大学、公的研究機関等が、特色ある研究資源をいかしつつ、事業化経験を持つ人材も活用しながら、大学等における産学連携機能の強化を通じて、地域の発展に寄与するシステムを構築する。また、地域の公設試等が調整役となり、地域が主体となった地域の中堅・中小企業の持つニーズに対し、地域の大学・公設試・高等専門学校等のシーズをマッチングさせた研究開発・新事業展開を支援する。
3. ベンチャーキャピタルや技術マッチングサービス等を展開している民間事業者等との連携も視野に、地域発のベンチャー企業の育成等を通じて、地域に埋もれた中核的な技術の発掘と育成を図る。あわせて、地域を先端的な科学技術の社会実装の場として活用することで、社会課題の解決に貢献するとともに、民間による新たなサービスの創出につなげる。
また、標準化活用支援パートナー機関（地方公共団体・産業振興機関、地域金融機関、大学・公的研究機関等）と標準化の専門機関である一般財団法人日本規格協会の連携による支援体制を確立し、グローバル市場を見据えて地域に眠る優れた技術・製品の発掘とその標準化の支援を展開する。
4. 国際市場に通用する事業化等に精通した専門家であるグローバル・コーディネーターを組織化した「グローバル・ネットワーク協議会」を活用し、グローバル市場も視野に入れた事業化戦略の立案や販路開拓等を支援する。
5. 多様な分野の研究者・技術者のニーズに対応するための高度利用支援体制の運営による研究施設等の共用を促進する。

◎ (1)-(ア)-A-② 潜在成長力のある企業の地域中核企業への革新

地域におけるイノベーションの創出を進め、地域の潜在的成長力を持った企業の掘り起こしと育成に向けた取組をこれまでも実施しているところである。

具体的には、中核企業創出支援、ODA を活用した中小企業等の海外展開支援、全国の大学と地域企業のマッチング・連携の支援等を実施してきた。

今後は、支援人材を活用し、地域の中堅・中小企業の中から、優れた技術等を有し地域経済を牽引する地域中核企業へと成長できる企業を発掘するとともに、地域中核企業候補とパートナー企業や大学等との連携体制の構築や、グローバルな展開も視野に入れた地域中核企業の更なる成長を実現する事業化戦略の立案や販路開拓、事業化のための研究開発の取組を支援する。

その際、国と地方公共団体の役割分担を整理し、地方公共団体が地域の強みを把握・分析し、地域の支援機関等と積極的に連携することを促進して、地域の自立的な支援体制の構築を図る。

B 地域の魅力のブランド化（ローカルブランディング）

【施策の概要】

地域の農林水産業・観光等の成長産業化に向け、地域のしがらみ（横並び意識、横連携の難しさ、世代間の認識のずれ）や人材不足の問題を克服し、戦略策定と事業遂行を適切に行うことで、必要な人材・資金等を域外から積極的に呼び込めるような環境整備を図る。また、独自の中規模の市場確立⁽³¹⁾に向けた販路開拓やブランド化、地域資源を活用したローカル・クールジャパンの展開等を進める。

【主な重要業績評価指標】

- 日本版 DM0 の設立数 100
- モデル的地域商社の設立数 100

【主な施策】

◎ (1)-(ア)-B-① ブランディング戦略の確立、日本版 DM0 の育成・支援等

地域の農林水産業・観光等の成長産業化に向け、域外からの必要な人材・資金等の呼び込みや中規模市場の確立への販路開拓・ブランド化に向けたこれまでの取組により、2016年9月時点での市町村による「ふるさと名物応援宣言」は72市町村が実施しており、また特産品等開発事業による市場取引達成率は89.5%（2016年6月末時点）に達している。

具体的な取組として、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成19年法律第39号）に基づく事業計画の認

⁽³¹⁾ 地域の特性をいかした工芸品、農林水産物、観光資源の多くは、その良さをいかしたままに供給できる量に限界があり、いきなり全国規模のマス市場を狙うと、その性格自体が変わってしまうことがある。語らずともその良さの分かる地元の小規模市場だけでなく、全国規模のマス市場の中に溶け込んでしまうのでもない、その良さを理解できる中規模の市場を、従来の消費市場に加える形で確立していくことは、地域に新たな付加価値をもたらす上で不可欠の取組である。

定や、伝統的工芸品の支援策、ふるさと名物商品・旅行券事業等の実施を通じた地域に根付く産品等の販路開拓支援等を実施してきた。

今後は、これまでの取組に加え、既に地域に豊富に存在する観光資源、農産品や伝統的工芸品といった地域産品や自然などの地域資源を活用した、域外からの「稼ぐ力」の強化を目指し、地域一体となったマーケティング、販路開拓を進めていくため以下の取組を進める。

1. 観光地経営の視点を持った観光地域づくりを推進し、地域全体としてのブランディング戦略の確立を図るため、日本版 DMO の設立・育成を加速する。また、日本版 DMO を担う人材を育てるための人材育成プログラムの開発・提供を行うとともに、観光地域のマネジメントやマーケティングを行うためのツールである「DMO クラウド」の開発・提供により、戦略的なマーケティングの導入促進、日本版 DMO 間の連携の促進や優良事例の横展開を行い、各地域の「稼ぐ力」を引き出す観光地域づくりを促進していく。
2. 「ふるさと名品オブ・ザ・イヤー」をはじめ、地域の産品と消費者を直接つなげ、伝えるために行われている全国レベルでの民間の活動を活性化させ、地域産品の良さを都市部の消費者に伝える機会を拡大する。
また、新たに「地域商社協議会」を設置し、地域商社事業の創設を目指す関係者を全国から集め、手引書等も活用した先進的な事例や知見の提供、関係企業とのマッチングを通じ各地での事業化・事業拡大を支援していく。さらに、日本版 DMO や「稼げるまちづくり」等と連携した取組と地域商社間の連携を促すため、情報交換の場の提供にも活用していく。これらの取組に加え、モデル的な地域商社の設立と普及を地方創生推進交付金等を活用して加速していく。
3. 地域資源を活用した商材の磨き上げや海外販路開拓及び観光・地域特産品等の情報発信の強化により、ローカル・クールジャパンを推進する。

C 地域のしごとの高度化（ローカルサービスの生産性向上）

【施策の概要】

地域のサービス生産性向上に向け、地域企業間の連携を促し、IT をはじめとした戦略的・効率的な投資の普及を促す。また「サービス産業チャレンジプログラム」等をはじめとして、ベストプラクティスの普及、サービス経営人材の育成、支援拠点の整備、認証制度の普及、海外展開の支援などのサービス産業の生産性向上に向けた各施策を推進し、地域のサービス産業全体の生産性向上を図る。

【主な重要業績評価指標】

- サービス産業の労働生産性の伸び率 0.8%（2011年～2013年平均）を約3倍（2.0%）に拡大

【主な施策】

◎ (1)-(ア)-0-① サービス産業の生産性向上

地域のサービス生産性向上に向け、日本経済再生本部による「サービス産業チャレンジプログラム」の決定を踏まえつつ、「日本サービス大賞」の創設、地域におけるヘルスケア産業創出の支援、中小企業やロボット未活用領域におけるロボット導入実証などの取組をこれまで実施している。引き続き、大都市圏と比べても相対的に低く、地域経済全体の生産性のボトルネックとなっている地域のサービス産業の生産性を引き上げるため、以下の取組を進める。

1. 外部から地域のサービス産業への投資を積極的に呼び込むため、地域サービス企業間の連携を促し事業規模を集積させることで、ITをはじめとした戦略的・効率的な投資の普及を促す。
2. 業種ごとに先進的な事例を整理し、それを横展開していくための改善普及活動を推進する。

また、「サービス産業チャレンジプログラム」における各施策を地方において有効に展開するための体制整備を図るため、地域金融機関等と連携しつつ、地域のサービス産業プラットフォーム形成や地方公共団体によるサービス産業振興策パッケージへの支援に取り組むとともに、専門支援人材のリスト化、認定支援機関の「見える化」により、事業者と支援人材・機関とのマッチングを促す。

加えて、IoT⁽³²⁾の戦略的活用等を通じて、ローカル・サービスの生産性向上を推進する。具体的には

1. 2020年までに、全国の約半数の地方公共団体が国と連携し、地元のサービス事業者にワンストップで対応できるようにするとともに、さらに中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）の認定計画に基づく優良事例の発掘・横展開、サービス経営人材の育成、「おもてなし規格認証」の全国約30万社による認証取得に向けた取組等を進める。
2. 地域におけるIoTビジネス創出のための取組を「地方版IoT推進ラボ」として選定し、新しいIoTビジネスの創出を推進する。
3. 中堅・中小製造業の生産現場の「カイゼン」やIoT・ロボットの導入を支援する「スマートものづくり応援隊」の拠点の整備等を行う。

⁽³²⁾ Internet of Things の略。日本語で「モノのインターネット」とも言われる。あらゆる物がインターネットにつながるための技術、新サービスやビジネスモデルを指す。

4. 訪日外国人の属性情報等について事業者間での ID 連携／情報連携を可能にする「おもてなしプラットフォーム」や、本人の関与に基づき個人に関わるデータの流通を活性化する仕組み（個人が自らのデータの提供先等を管理できるシステム）であるパーソナル・データ・ストア（PDS）の活用の検討等、IoT やクラウド等を活用した「おもてなし」を実現する共通基盤の社会実装を実現する。実証事業を進めた上で、様々な地域に普及していくことで、様々な民間事業者への参加・連携を促し、訪日観光客に対して高品質・高効率なサービスの提供を可能とする。

◎ (1)-(ア)-C-② まちづくりと連動したサービス業の展開

まちづくりのソフトを担うサービス業とまちづくりのハードを担うインフラ整備が連携して、ひとが賑わう、活気のあるまちづくりに取り組むことができるよう、先進的な事例の発掘と育成に努める。また、これらの事例も踏まえつつ、適切な KPI の設定をはじめ、ソフトとハードが連携した的確なまちづくりの推進に向けた手法の整備等に取り組む。

D 地域企業の経営体制の改善・人材確保等

【施策の概要】

地域企業が更なる成長を目指し「攻めの経営」に転じることができるよう、地域企業の評価指標の確立、リスク性資金（エクイティファイナンス、メザンファイナンス）の充実等を進める。また、地域企業における必要な経営改善、事業承継・事業再生のための抜本的な対応、円滑な事業整理や第二創業等への取組、担保・保証に頼らない融資や資金提供者を通じたガバナンスの強化等を推進する。さらに、各地域においてこうした施策を有効に実施するため、人材の還流や育成を全国で展開する。

あわせて、地域における経営資源の流入や雇用創出を図るべく、外国企業による投資を促す。

【主な重要業績評価指標】

■開業率が廃業率を上回る状態にし、米国・英国レベルの開業率・廃業率 10% 台を目指す⁽³³⁾（2014 年度 開業率 4.9%、廃業率 3.7%）

■対日直接投資残高を 2020 年までに 35 兆円とする（2015 年末 24.4 兆円）

⁽³³⁾ 開業率・廃業率については、社会の起業に対する意識の改革も必要とするため、長期的な目標とする。

【主な施策】

◎ (1)-(ア)-D-① ローカルベンチマーク⁽³⁴⁾等の整備

地域企業の経営体制の改善等に資する観点から、地域企業と金融機関や地域の支援機関が相互に対話を行っていく上での参考ツールとして、ローカルベンチマークを整備していく必要がある。

このため、2015年5月より「地域企業評価手法・評価指標検討会（ローカルベンチマーク検討会）」を関係府省庁出席の下開催してきたところであり、地域企業がもたらす地域経済へのインパクト（雇用、取引関係、収益等）や当該企業の成長余力、持続性・生産性等の観点から、具体の判断指標・手法について検討を行っている。こうした検討を踏まえ、指標・手法の最適化を行い、2016年3月にローカルベンチマークを公表した。今後は、地域中核・中小企業等支援施策でのローカルベンチマーク活用を推進し、その普及を図ることで、地域の金融機関や支援機関が企業との対話を深め、成長資金の供給等の生産性向上につながる経営支援の実施を促していく。また、有効事例の紹介や更なるデータ分析を通じ、ローカルベンチマーク自体を更新・発展させる。

◎ (1)-(ア)-D-② 地域に根付いた技術の継承・高度化等

農業や建設業など、地域に根付いた産業が培ってきた高度なノウハウ・技術を的確に継承し、その更なる高度化や底上げを図ることによって、引き続き「地域の担い手」として、その持続的役割を果たすことができるよう、人材の育成・活用・処遇改善を進める。

◎ (1)-(ア)-D-③ リスク性資金の充実に向けた環境整備

地方に投資を呼び込み、生産性が高く活力に溢れた産業を取り戻すためには、地域企業の経営改善・ガバナンスの強化が進められるとともにリスク性資金の充実が重要である。

このため、地域企業が更なる成長を目指し「攻めの経営」に転じることができるよう、金融機関や支援機関等によるローカルベンチマーク等の活用により、地域企業の経営改善・ガバナンスの強化を図る。

また、株式会社日本政策投資銀行（以下「DBJ」という。）や株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社地域経済活性化支援機構（以下「REVIC」という。）などの官民ファンドや地域金融機関等設立の地域ファンド等によるエクイティファイナンス・メザンファイナンス等、既に整備されている枠組みの活用を促すことに加え、証

⁽³⁴⁾ ローカル経済圏を担う企業に対する経営判断や経営支援等の参考となる評価指標・手法。

券会社やプライベートエクイティファンド等にそれぞれの機能をいかした取組を促す。

さらに、地域企業の経営改善や、観光業・農林水産業の強化・成長を促すべく、民間金融機関、政府系金融機関、官民ファンド等が設立するファンドの活用を図る。

◎ (1)-(ア)-D-④ 創業支援・起業家教育

地域に新たなビジネスや雇用を創出し、域内経済を活性化させるためには、リスク性資金の充実と併せ、官民一体となった創業支援や起業家教育及び後継者による新たな取組（第二創業等）への支援を通じた新陳代謝の促進が必要である。

そのため、産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）に基づき、市区町村が作成する「創業支援事業計画」を国が認定することによる、地域における創業支援体制の整備、DBJ によるオープンイノベーションを通じたビジネス創造についての地方への普及・展開、新たな取組を行う後継者（第二創業者）に対する支援、ベンチャー企業や大企業等からなるベンチャー創造協議会の活用によるビジネスマッチングの促進等を進めると同時に、国内外のベンチャーキャピタル等と連携した創業期のベンチャー企業への実用化開発支援、クラウドファンディングなどの手法を用いた小口投資・寄附等（ふるさと投資）の活性化等を通じ、各種創業を支援する。創業希望者、とりわけ新しいタイプの事業などリスクの観点から官の補完的役割が必要なケースについては、政府系金融機関による創業者向け融資の一層の活用や民間金融機関の協調を通じて官民の適切なリスク分担を図る。

また、中小企業庁が開催する「創業スクール選手権」・株式会社日本政策金融公庫等が開催する「ビジネスプラン・グランプリ」・出張授業や DBJ が開催する「DBJ 女性新ビジネスプランコンペティション」等を通じて、創業マインドの向上を図るとともに、起業家教育の充実を図る。

◎ (1)-(ア)-D-⑤ 事業承継の円滑化、事業再生、経営改善支援等

後継者難に悩む中小企業・小規模事業者からの事業承継に係る相談は、事業引継ぎ支援センターにて対応しており、2015 年度は 4,924 件の相談に応じた。

今後の具体的な取組として、事業承継ガイドラインの活用促進を図りつつ、地域における事業承継支援体制を整備し、事業承継診断を通じた事業承継ニーズの掘り起こしや経営の可視化などのプレ承継支援を行う。あわせて事業引継ぎ支援センターの体制強化等により、事業引継ぎ

マッチングを更に促進する。

こうした取組に加え、地域の事業承継支援体制と事業引継ぎセンターを連携させることにより、シームレスな事業承継支援の実現を目指すとともに、特に、地域の中小企業の経営の実態に精通した税理士等の専門家の知見を活用するため、地域を定めて、その知見をM&Aの仲介に積極的に活用する事業を実証的に行う。あわせて、税制面・金融面からの支援措置も充実させ、事業承継支援を総合的に強化していく。

また、「中小企業再生支援協議会」による事業再生計画の策定支援や、経営改善計画策定事業等を通じて、中小企業・小規模事業者の抜本的な経営改善・事業再生を支援する。

さらに、中小企業の経営力や生産性の向上を図るため、経営人材や次代を担う後継者を育成する中小企業大学の機能強化について検討する。

◎ (1)-(ア)-D-⑥ 円滑な事業整理のための支援

円滑な事業整理のための支援として、「経営者保証に関するガイドライン」の利用促進、REVICの経営者保証付債権等の買取り・整理業務の活用促進、よろず支援拠点などの中小企業支援機関による相談対応、小規模企業共済制度による廃業準備貸付の実施、廃業準備資金融資の自己査定上の扱いの周知等により、廃業しやすい環境の整備を行うとともに、地方公共団体の損失補償付制度融資等における求償権放棄を機動的に行うことができるよう、地方公共団体による所要の条例整備等を促進する。

◎ (1)-(ア)-D-⑦ 地域における対内直接投資の拡大

対日直接投資残高は、2014年末の23.3兆円から2015年末には24.4兆円となっている。

具体的な取組として、地方公共団体と連携した総理・閣僚によるトップセールスの展開、セミナー開催・ミッション受入れ等への支援、RESAS等を活用した地域の産業構造分析等による地方公共団体の外国企業誘致能力の強化支援、独立行政法人日本貿易振興機構（以下「ジェトロ」という。）など関係機関が連携した支援拠点の拡充等を実施する。

引き続き外国企業の投資による新たな経営資源の流入や地域の雇用創出を促すため、意欲のある地方公共団体と国及びジェトロとが連携して、地域におけるビジネス環境の改善や誘致活動（誘致戦略策定、情報発信、個別案件誘致等）の強化を図る。

E 地域全体のマネジメント力の向上

【施策の概要】

地域全体として必要な人材・資金を効果的・効率的に導入していくため、地域の成長戦略の策定・実施体制を強化する。サービス産業など地域に根差した域内型産業の生産性向上においては、都市のコンパクト化・ネットワーク化に向けたまちづくりと連動した産業づくりに取り組む。

【主な重要業績評価指標】

■都道府県での成長戦略策定等に係る協議会等組織の設立数

【主な施策】

◎ (1)-(ア)-E-① 地域企業・産業の成長戦略策定促進

地域の生産性向上のためには、マーケティングと販路開拓を強化し、域外からの「稼ぐ力」の向上を図っていくことが不可欠である一方で、地域内部の調整を行い、販路開拓等のプロジェクトの組成をリードしていく人材が不足している。こうした人材の強化も含め、地域全体として必要な人材・資金を効果的・効率的に導入していくため、地域の成長戦略の策定・実施体制を強化することが必要である。

このため、人材・資金を集中的に投じていく分野を地域関係者と明確に共有し、「プロフェッショナル人材戦略拠点」や地域金融機関の持つビジネスマッチング機能等との連携を進めることで、地域企業・産業の成長戦略策定を促す。

◎ (1)-(ア)-E-② 官民にまたがる新たな戦略実施主体の確立等

地域の成長戦略の実施体制を強化し、各産業セクターにおける特徴ある成長戦略や地域活性化に向けた戦略の円滑かつ的確な実施を図るため、観光における日本版DMO、産業クラスター戦略における「クラスターマネジメント法人」など、官民にまたがる新たな戦略実施主体の確立を促し、戦略実施に向けた広範なコンセンサスと幅広い関係者からの資金・人材の導入を図る。また、戦略の実施・具体化の検討にあわせて、高齢者ケア、育児支援など社会福祉サービス事業、中山間地域などの暮らしを支える生活サービス事業、農産品・工芸品などを活用した地域産品事業、賑わいのあるまちづくり事業、人材育成・教育支援事業など社会的意義の高い事業シーズが多く残されているが、その多くが収入のかなりの割合を補助金が占める状況に陥りやすく、その持続可能性に課題を残している。このため、このような社会的事業においても、明確なビジネスモデルの構築及び事業ガバナンスを確立することにより、社会的投資を呼び込めるような仕組みづくりについて、様々な角度から検討を行う。

まずは、民間事業のノウハウを最大限にいかして地方公共団体支援か

ら自立できる、自走能力の高い組織形成を支援するため、すでに成功経験のある事業経験者（組織の「創り手」）を地方に派遣する。

F ICT等の利活用による地域の活性化

【施策の概要】

地域において、安定した収入につながる高付加価値を生む産業が少ないことが若年世代の人口流出の一因である。地域産業の生産性や生活の質を向上させ、地域の活性化を図っていく上で、情報通信技術（ICT）が有効なツールとなる。ICTの活用により、地域のサービス水準の維持・向上や柔軟な就労環境の整備が可能となるとともに、こうした課題解決にICTを活用する過程で、イノベーションとそれに伴う新産業の創出も期待される。

また、このために必要不可欠なICTインフラが未整備の地域や、整備済ではあるがその利活用が進まない地域が依然として多数存在している。

そのため、距離や時間等の制約を克服し、地域の創意工夫をいかしたイノベーションや新産業の創出を可能とするICT、とりわけ生活に身近な分野のIoTの一層の利活用について、2020年までの全国の各地域への普及に向けた「地域IoT実装推進ロードマップ」に基づき、医療・教育・雇用・行政・農業・防災など幅広い分野で推進する。

また、地域においても、このようなICTの恩恵を十分に享受することができるよう、Wi-Fi、第5世代移動通信システムを含めた高速モバイル、ブロードバンドなど地域の通信・放送環境の整備を推進する。

さらに、地方公共団体や地域企業へのICTをいかした取組の導入を促進し、その効果を高めることを目的とした「地方創生IT利活用促進プラン」を着実に実行することで、地域におけるICTの定着を目指す。

【主な重要業績評価指標】

■週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー（2020年目標）：
全労働者数の10%以上（2015年度2.7%）

また、国家公務員のテレワークの比率についても、政府全体として、上記目標と遜色ないレベルを目指す。なお、「週1日以上終日在宅」のテレワークのみならず、時間単位の在宅勤務や自宅外でのモバイルワークなど柔軟な働き方が進みつつあることから、2016年度においては、テレワーカー全体（雇用型及び自営型）の実態等を調査し、KPIの再設定を検討する。

■テレワーク導入企業数：2012年度比3倍（2012年度11.5%）

■全都道府県にLアラート⁽³⁵⁾を導入（2016年11月41都道府県）

■放送コンテンツ関連海外市場売上高を2010年度（66.3億円）の3倍超に増加（2014年度143.6億円）

⁽³⁵⁾ 災害等に関する情報を住民一人一人に迅速に伝達する共通基盤である災害情報共有システム。

【主な施策】

◎ (1)-(ア)-F-① ICT の利活用による地域の活性化

地域産業の活性化や地域サービスの維持・向上、柔軟な就労環境の整備を実現するため、距離や時間等の制約を克服し、地域の創意工夫をいかしたイノベーションや新産業の創出を可能とする ICT、とりわけ生活に身近な分野の IoT の一層の利活用について、2020 年までの全国の各地域への普及に向けた「地域 IoT 実装推進ロードマップ」に基づき、医療・教育・雇用・行政・農業・防災など幅広い分野で推進する。さらに、地域の経済社会活動を支える通信・放送環境の整備を推進する。

ICT を活用したまちづくりなどの成功事例の横展開や ICT を活用したスマートシティの具体化や推進、地域からの情報発信の強化、柔軟な就労環境を実現するテレワークや地方でも都会と同じように働ける環境を実現する「ふるさとテレワーク」、公衆無線 LAN や第 5 世代移動通信システムを含めた高速モバイル、ブロードバンドなどの地域の通信・放送環境の整備を推進する。さらに、地方の創意工夫をいかしたイノベーションの創出を可能とする ICT の一層の利活用を推進するため、これを支える環境整備に取り組む。

また、「G 空間情報」（地理空間情報）の利活用やアラートの普及展開の加速化、迅速な情報発信や発信情報の拡充・利活用の促進等に向けた取組等により、住民一人一人がきめ細やかな災害情報を瞬時に把握することができる環境の整備をはじめ、地域の活性化を図る。

地方公共団体、大学、ユーザー企業などからなる地域の主体が、医療、農業（食）など生活に身近な分野における IoT サービスの実証事業に取り組み、克服すべき課題を特定し、その解決に資するリファレンス（参照）モデルを構築するとともに、データ利活用の促進等に必要なルールの明確化等を行う。

◎ (1)-(ア)-F-② 地方創生 IT 利活用促進プランによる産業活性化と生活の質の向上

地域における産業の活性化や生活の質の向上に向け、IT の導入を促進する「地方創生 IT 利活用促進プラン」を着実に実行する。特に、ICT 街づくりプロジェクトにおける鳥獣被害対策等、各分野における ICT を活用した優良事例の横展開を支援するポータルサイトや、IT 利活用による行政サービスの質の向上のための各種情報の提携といった、国と地方公共団体等との間の情報共有基盤の整備を推進する。また、地方公共団体等の IT 化に係る人材派遣や企業支援、「ひと」や「しごと」の地方への流れを促す「ふるさとテレワーク」等による「働き方改革」の推進、本人

の情報を預かり個人に代わって情報流通を担う情報利用信用銀行（いわゆる情報銀行）等、IT やデータの利活用による行政の効率化や新たなサービスの創出等の加速化に向けた制度見直しの推進等に取り組む。さらに、課題解決のためのオープンデータの実現に向け、「オープンデータ 2.0」（平成 28 年 5 月 20 日 IT 総合戦略本部決定）に基づき、一億総活躍社会の実現などの強化分野においてオープンデータの取組を推進するとともに、オープンデータ伝道師の派遣により、地方公共団体における取組を支援する。また、地方公共団体における IT 化・業務改革（BPR）を更に推進するため、地方公共団体を訪問し、アドバイスや意見交換を行うなど、まず変革意欲を有する地方公共団体に対して支援を行う。

加えて、災害発生時や生活再建支援時等におけるマイナンバー制度の活用について具体的な方策を検討し、検討結果について地方公共団体に周知徹底するとともに、SNS などの情報を防災・減災に活用することを推進する。

G 地域の総力を挙げた地域経済好循環拡大に向けた取組

【施策の概要】

地域の総力を挙げて地域経済好循環拡大に向けた取組を推進し、経済環境の変動等にも強い地域経済への転換と地域雇用の創出等による地域経済の好循環の拡大を図る。

【主な重要業績評価指標】

- 地域経済循環創造事業交付金（ローカル 10,000 プロジェクト）の地元雇用創出効果：4.5 倍（7 年）
- 地域未来牽引企業（地域経済牽引企業）を 3 年間で全国 2,000 社程度を目安に、地域未来牽引企業を軸に地域に裨益する波及効果の高い事業について優先的に支援（(1)-(ア)-(A)の KPI を含む。）

【主な施策】

◎ (1)-(ア)-G-① 地域の総力を挙げた取組

地域経済の好循環の拡大のためには、地域に「働く場」と「雇用」を生み出すことが必要である。

このため、産学官の連携により、地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型企業の立ち上げを支援する「ローカル 10,000 プロジェクト」を推進しており、2015 年度までに地域経済循環創造事業交付金を 287 事業に交付決定している。

また、地方公共団体を核として、需要家、地域エネルギー会社及び金融機関等、地域の総力を挙げて、バイオマス、廃棄物などの地域資源を活用した地域エネルギー事業を立ち上げる「分散型エネルギーインフラ

プロジェクト」を推進しており、2016年度は新たに11団体でマスタープラン（地域の特性を活かしたエネルギー事業導入計画）を策定中である。

さらに、地域経済の好循環の更なる拡大に向け、地域への「ヒト・情報」の流れを創出する「チャレンジ・ふるさとワーク」を推進する。具体的には、都市部の若者等が一定期間地方に滞在し、働きながら田舎暮らしを学ぶ「ふるさとワーキングホリデー」や、お試し勤務の受入れ等を通じた地方公共団体による企業ニーズの分析や誘致戦略の策定等を支援し、地域での企業立地の促進を図る「お試しサテライトオフィス」、地域人材情報を把握し、人材育成・活用の在り方についての戦略策定を通じて地域における人材の総活躍を促す「“地域の人事部”戦略策定事業」、地域の将来を担う若者のアイデアを創業につなげ、地域の資源と資金を活用した地域密着型企業の立ち上げ等を促す「次世代コラボ創業支援事業」、買い物支援など暮らしを支えるビジネスの確立により、将来にわたって住民の暮らしを守っていく「“地域の暮らしサポート”実証事業」に取り組んでいく。

◎ (1)-(ア)-G-② 「地域経済の見える化」の推進

地方創生の実現に向けた取組を着実に推進するには、データによる地域経済の分析に基づき施策の検討と実施に取り組むことが重要である。地域住民に加え地域の関係者の参画により策定された「地方版総合戦略」の推進と実践を情報面から支援するため、地域経済の実相を把握するための取組を引き続き推進していく。

地域経済に関する官民のデータを分かりやすく表示し提供する RESAS について、提供開始からこれまでにデータの追加を実施してきているところであるが、2016年9月には地方公共団体財政状況を比較する機能や労働生産性等の動向を分析する機能を追加するなどの機能強化を実施した。また、RESAS の強化とあわせて政策立案ワークショップや地域セミナー、政策アイデアコンテスト等を通じ、RESAS の利活用を着実に推進するため取組を実施している。さらに、RESAS のデータをより高度に活用して新たな提言やビジネス創出等を行いたいとの利用者からの要望に対応するため、RESAS に搭載している公共データを加工可能な形式で提供する機能（RESAS-API）の追加や、PC やスマートフォンから RESAS について学ぶことのできる e-ラーニングの提供を新たに開始した。

引き続き RESAS について各種データの提供や利便性の向上（ユーザーインターフェースの向上）などの取組を実施するほか、地域における資金の流れを分析するために有用な地域産業連関表について、その活用を

促す手引きを整備する等、より一層のデータ利活用を推進する。

◎ (1)-(ア)-G-③ 地域の未来につながる地域未来^{けん}牽引事業（地域経済^{けん}牽引事業）への投資の促進

日本全体でみると、投資額は足元で回復しつつあるが、リーマン・ショック以前の水準には未だ回復していない。また、業種別にみると、非製造業では需要密度の高い首都圏への投資が進んでおり、また、製造業でも、多くの地域で投資が伸び悩み、大企業の主力工場の海外移転による空洞化や、地域の下請け企業の受注の伸び悩みが生じている。

他方、近年の新しい地域経済の動向として、将来伸びゆく分野に着目し、地域の資源・魅力を活用することで、新たな収益機会を地域の内外に創出し、地域に高い波及効果をもたらす地域未来^{けん}牽引事業が登場しつつある。

これら地域未来^{けん}牽引事業の特徴は、①第4次産業革命、②スポーツ・観光や医療・介護・教育など公的サービス、③先端ものづくり（航空機、医療機器等）などのこれから伸びる分野に挑戦し、地域の関係者（地方公共団体、関係事業者、地域金融機関等）を巻き込んだ戦略的かつスピーディーな事業展開を実施することにある。

地域の未来につながる投資を促進し、地域における「稼ぐ力」の好循環システムを構築するため、RESASの活用等により、地域経済^{けん}を牽引する地域未来^{けん}牽引企業（地域経済^{けん}牽引事業者）を抽出するとともに、法的枠組みをはじめ、新たな税制・補助制度（地方創生推進交付金の活用等）、金融、規制緩和など、様々な政策手段を組み合わせ、集中的に支援する。

H 総合的な支援体制の改善

【施策の概要】

(1)-(ア)の重点施策を含め関係施策を有効に実施していくため、産業・金融・地方公共団体が一体となった総合的な支援体制の整備・改善を進める。

【主な重要業績評価指標】

■産業・金融・地方公共団体が連携した地域の取組について、自立・継続しているものの件数

【主な施策】

◎ (1)-(ア)-H-① 労働生産性等の地域別・業種別把握

今後、人口減少が各地域で進む中、地域経済の成長実現のために必要な労働生産性の向上が図られる支援体制の整備が必要である。

そのため、日本経済再生本部と連携しつつ、地域別・業種別の生産性等の実態把握の体制を強化し、付加価値の向上を中心とした労働生産性の向上という基本的な指標を軸に、多様な関係者が、(1)-(ア)の各施策を含めた政策成果や原因分析を共有できるような効果測定指標の体系的整備を図る。

その一環として、人口減少が地域経済に与える影響把握及びそれを踏まえた労働生産性の目標設定をサポートするプログラムの作成や RESAS との連携を検討するとともに、都道府県や地域金融機関、政府系金融機関等に周知する。

◎ (1)-(ア)-H-② 地域経済の中核となる地方の中堅・中小企業の域外市場展開と「稼ぐ力」の向上

域外需要を取り込む可能性を秘めた地方の中核となる製造業、サービス業、農林水産業などの分野の中堅・中小企業の域外市場展開等を応援し「稼ぐ力」の向上を図るべく、「産業・金融一体となった総合支援体制の整備」（「地域企業応援パッケージ」）の一環として、2014年12月に内閣官房を中心に関係府省庁で取りまとめた「地方の中核となる中堅・中小企業への支援パッケージ」に基づき、一貫した支援を実施する。特に TPP を契機に海外展開を図る中堅・中小企業に対して、支援パッケージにおいても位置付けられている「新輸出大国コンソーシアム」の下で製品開発や販路開拓に至るまで総合的な支援を実施する。

◎ (1)-(ア)-H-③ 民間金融機関と政府系金融機関との連携強化

地域経済にプラスの外部効果を及ぼす新しいタイプの事業や技術革新につながる事業支援は、相対的にリスクが高いため、一定の範囲で、官が補完的な役割を果たすことが必要である。

創業支援などの分野において、地域における金融機能の高度化を図るなどの観点から、民間金融機関と政府系金融機関による共同商品・協働ファンドの組成等を通じた協働案件の発掘、組成によるノウハウシェア等の連携を促進する。このため、政府の支援体制の整備を進める。

基本的な方向性として、中長期的に民間が自律的に資金を供給することを目指し、官民の金融に関わるプレイヤーが、適切に役割分担し、企業側の多様な需要に応えられるような資金供給パターンを数多くつくり上げていくとともに、協働により企業の成長に資する成功事例を1件1件積み上げ、成長資金の供給規模を拡大し、各プレイヤーが協働するベストプラクティスを構築するよう取り組む。

◎ (1)-(ア)-H-④ 「地域企業応援パッケージ」のPDCAサイクルの確立

(1)-(ア)の関係施策を有効に実施していくため、産業・金融・地方公共団体が一体となった総合支援体制の整備・改善を進める。

具体的には、産業・金融両面からの政府の支援等を総合的に実施し、様々なライフステージにある企業の課題解決や生業的な分野⁽³⁶⁾を含む多様な事業者の起業・持続的な発展に向けた自主的な取組を官民一体で支援する。この際、支援策については、可能な限りのワンストップ化を進めつつ、その内容や具体的な活用方法について、企業や地域金融機関、政府系金融機関、地方公共団体への更なる周知を図る。

また、地域企業を応援するためのパッケージとなるような施策を実施・拡充しながら、各施策の取組成果や利用者目線に基づく継続的な改善を行う（PDCAサイクルの確立）。

地方公共団体が「地方版総合戦略」に織り込んだ(1)-(ア)の各施策を的確に実施するため、国の人材支援や財政上の支援体制を整備する。

(イ) 観光業を強化する地域における連携体制の構築

【施策の概要】

人口減少・少子高齢化に直面する我が国の最重要課題である地方創生において、観光は、旺盛なインバウンド需要の取り込み等によって交流人口を拡大させ、地域を活性化させる原動力となるものである。観光が持つ広範な経済波及効果を念頭に、国内外からの観光客の地方への流れを戦略的に創出し、観光による地方創生を実現していくためには、各地域の「稼ぐ力」を引き出す観光地域づくりに取り組むことが重要である。

「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）等において、2020年までに世界水準DMOを形成することを目指すところであるが、日本版DMO候補法人の登録数は順調に増加する一方、日本版DMOに関する基本的な考え方や官民の在り方等が十分に浸透していない、観光地域経済が「見える化」されていない、マーケティングやソーシャルメディアといった民間の手法を活用して地域づくりを担う人材が不足している、主体的かつ継続的な活動を支える安定的な財源が不足している、などの課題が存在している。このため、情報支援・人材支援・財政支援の3つの側面から支援していくとともに、日本版DMO候補法人登録制度の効果的な運用による優良事例の横展開等を推進していく。

また、増大する訪日外国人旅行者を地方に呼び込むためには、ジオパーク、森・里・川・海などの価値ある自然、地域の特産品や食文化、プロスポーツを

⁽³⁶⁾ 家族従事者に依存している個人商店等にみられる、家計を維持することを主に目的とする経営で成り立つ事業分野。

含む各種スポーツイベント、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け大々的に実施する文化プログラム、日本遺産などの文化資源や古民家等の歴史的資源の活用等を通じた、そこに行ってみたくくなるような地域資源をいかしたコンテンツの磨き上げが必要である。このため、観光戦略と連携した地域の特色ある地域製品のブランド化、受入地域のマネジメント強化、官民協働の戦略的プロモーションによる需要喚起、訪日外国人旅行者が食を楽しむ環境整備を更に推進していく。

さらに、滞在中の消費喚起を促進し、訪日外国人旅行者数の増加を国内における消費の拡大につなげていくとともに、消費額の拡大を地方部へも広げていくことが必要である。このため、クレジットカード利用環境の整備など、訪日外国人旅行者の滞在中の消費喚起促進・利便性向上等のための受入環境整備を推進していく。加えて、訪日外国人旅行者がストレスなく快適に観光を満喫できる環境を整備するために、出入国を円滑かつ快適に行うことのできる体制整備、適切な規制の下でニーズに応えた民泊サービスの提供、訪日外国人旅行者の増加とニーズの多様化に対応するための通訳案内士制度の見直し、団体旅行の質を低下させないためのランドオペレーター業務の適正化、観光案内所その他観光拠点情報・交流施設の整備・改良など受入環境整備を推進していく。

【主な重要業績評価指標】

- 訪日外国人旅行消費額を8兆円（2015年3兆4,771億円）に拡大
- 日本版DMOの設立数100（再掲）
- 放送コンテンツ関連海外市場売上高を2010年度（66.3億円）の3倍超に増加（2014年度143.6億円）（再掲）

【主な施策】

◎ (1)-(イ)-① 日本版DMOを核とする観光地域づくり・ブランドづくりの推進

2015年の訪日外国人旅行者数は前年比48%増の1,974万人、その旅行消費額は前年比71.5%増の3兆4,771億円と大きく増加し、日本版DMOについては、日本版DMO候補法人登録制度により2016年11月時点で111の候補法人が登録されているところである。

この背景には、ビザ発給要件の緩和や訪日外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充、CIQ（税関・出入国管理・検疫）体制の充実、航空ネットワークの拡大、訪日プロモーションなどの政府一丸となった取組がある。観光が持つ広範な経済波及効果を念頭に、国内外からの観光客の地方への流れを戦略的に創出し、観光による地方創生を実現する必要がある。

このためには、各地域の「稼ぐ力」を引き出す観光地域づくりを推進し、世界水準DMOの形成・育成を加速させる必要がある。日本版DMO候補法人登録制度を効果的に運用し、情報支援・人材支援・財政支援の3

つの側面から支援していくとともに、日本版 DMO 形成に係る課題整理や調査、『日本版 DMO』形成・確立に係る手引き」の充実など、優良事例の横展開や普及活動等を推進していくための取組を展開していく。また、日本版 DMO の安定的な財源の確保についての検討を行う。

◎ (1)-(イ)-② 多様な地域の資源を活用したコンテンツづくり

地域の宝である文化財を、適切な保存を図りつつ、観光資源として活用することにより、地域活性化を図る。「日本遺産」の認定や「歴史文化基本構想」策定支援などの取組により、文化財単体ではなく地域の文化財を一体として整備を進め、2020 年までに、文化財を中核とする観光拠点を 200 程度形成する。また、文化財の分かりやすい解説や多言語化等により、インバウンド対応を加速する。さらに、文化芸術資源を活用したプラットフォームの形成や劇場・音楽堂等の活性化を推進するとともに、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け文化プログラムを全国津々浦々で展開し、文化資源の活用を通じた GDP の拡大を目指す。

また、スポーツによる地域活性化の推進主体である「地域スポーツコミッション」等が行う地域の独自性の高いスポーツツーリズムの開発、イベントの開催、大会・合宿の誘致などの活動の一層の促進、スポーツ施設の魅力・収益性の向上に向けた指針の策定等を通じたスポーツに関する産業振興等により、スポーツを核とした地域活性化を進め、スポーツを通じた GDP の拡大を目指す。具体的には、2020 年までに、スポーツ目的の訪日外国人数⁽³⁷⁾を 250 万人程度（2014 年時：86 万人の 3 倍程度）にするとともに、国内のスポーツツーリズムに係る消費額⁽³⁸⁾を 3,800 億円程度（2014 年時：1,973 億円の 2 倍程度）にすることを目指す。その際、2016 年 10 月に開催した「スポーツ・文化・ワールド・フォーラム⁽³⁹⁾」をきっかけとして、オリンピック・パラリンピック・ムーブメントの波及によるスポーツを地域資源とした地域活性化を推進する。

さらに、観光戦略と連携した地域特有のストーリー性のある食の提供、訪日外国人旅行者が食を楽しむ環境整備、受入地域のマネジメント強化、地域ならではの魅力と特色あるプログラムの策定と戦略的プロモーション

⁽³⁷⁾ 日本政府観光局公表の訪日外国人旅行者数に、「訪日外国人消費動向調査」（観光庁）における「今回の日本滞在中にしたこと（複数回答）」のうち「ゴルフ」、「スキー・スノーボード」、「スポーツ観戦（相撲・サッカー等）」の選択率を乗じて算出。

⁽³⁸⁾ 「旅行・観光動向調査」（観光庁）における旅行消費額のうち、観光・レクリエーション目的の旅行における「スポーツ施設」、「スキー場リフト代」、「スポーツ観戦・芸術鑑賞」に係る消費額を合計して算出。

⁽³⁹⁾ 2016 年リオデジャネイロオリンピック・パラリンピック競技大会直後の 10 月 19 日～22 日に京都と東京で開催した。各国のスポーツ大臣を集めた国際会議や各地方公共団体と連携した文化関連行事を行うとともに、「世界経済フォーラム」と連携して開催し、世界に広く日本の魅力を発信した。

ンの推進、国主催の国際会議等の地方開催推進や地域における MICE⁽⁴⁰⁾ 誘致の促進、海外市場のニーズを熟知したプロデューサー人材派遣を通じた地域資源の発掘・磨き上げ、地域の魅力を紹介する放送コンテンツの国内外への展開等の推進、文化資源や古民家等の歴史的資源の活用、「道の駅」や高速道路の休憩施設などの既存施設を活用した地域の農林水産物や特産品の販売促進、インフラの観光資源としての活用、「ホストタウン⁽⁴¹⁾」の推進による多様で豊かな地域の特色づくりの促進、REVIC と地域金融機関等が設立する地域観光・まちづくり活性化ファンドや株式会社海外需要開拓支援機構（CJ 機構）の活用、ロケツーリズム・エコツーリズムといったテーマ別の観光資源のネットワーク化等により、多様な地域の資源を活用したコンテンツづくりを図る。

また、観光業の基盤となるのは、国立公園、ジオパークをはじめとする価値ある自然などの地域資源であり、これらの自然の恵みが将来にわたって持続的に享受できる体制を構築する必要がある。このため、自然の恵みに支えられている地域を森・里・川・海がつながる一連の圏域として捉え、市場経済では見えにくい二酸化炭素吸収や水質浄化、災害の防止・軽減、レクリエーション等といった自然から受ける様々な恵みの価値を「見える化」するとともに、自然の恵みを享受する都市と地方が一体となって、その自然の維持・向上を図っていくための資金や人材の循環を可能とする仕組みづくりを進める。

◎ (1)-(イ)-③ 観光消費拡大等のための受入環境整備

2015 年の訪日外国人旅行者数は前年比 48%増の 1,974 万人、その旅行消費額は前年比 71.5%増の 3 兆 4,771 億円と大きく増加し、インバウンド消費は日本経済を下支えするまでになっている。

これは、ビザ発給要件の緩和や訪日外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充、CIQ 体制の充実、航空ネットワークの拡大、訪日プロモーションなどの政府一丸となった取組によるものであるが、訪日外国人旅行者の消費額の拡大を地方部へ拡大するとともに、訪日外国人旅行者がストレスなく快適に観光を満喫できる環境を整備していく必要がある。

このため、クレジットカードの利用環境の整備、多言語対応の充実、無料公衆無線 LAN 環境などの通信環境の整備、観光案内所その他観光拠点情報・交流施設の整備・改良、二次交通の確保・利便性の向上、地方空港・港湾における CIQ 体制の充実、クルーズ船の受入環境の改善、旅客

⁽⁴⁰⁾ 企業会議 (Meeting)、企業の報奨・研修旅行 (Incentive)、国際会議 (Convention)、展示会・イベント (Exhibition/Event) の総称。

⁽⁴¹⁾ 地域の活性化等を推進するため、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の事前キャンプの誘致等を通じ、全国の地方公共団体と大会参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図る取組。

航路の活用、飛行経路の見直しによる羽田空港の機能強化、適切な規制の下でニーズに応えた民泊サービスの提供、訪日外国人旅行者の増加とニーズの多様化に対応するための通訳案内士制度の見直し、団体旅行の質を低下させないためのランドオペレーター業務の適正化等といった受入環境の整備を推進していくとともに、商店街等での免税手続カウンターやクルーズ埠頭ふとうにおける臨時的免税店届出制度の活用を促進していく。

(ウ) 農林水産業の成長産業化

【施策の概要】

農業は、産業として強くしていく政策（産業政策）と多面的機能を発揮するための政策（地域政策）を明確にすることにより、成長産業化に向けた政策を徹底していくことが必要である。林業は、森林資源の循環利用を図りつつ、成長産業化を実現することが必要である。水産業は、経済社会環境の変化に対応した生産・流通体制の革新を進めていく必要がある。

農林水産業・農山漁村の有する大きな潜在力を最大限に引き出し、競争力の高い産業へと転換していくとともに、美しい農山漁村をつくり上げていくためには、施策ごとに、その目的、対象、施策の内容を明確にし、効果的に推進していくことが必要である。このため、「需要フロンティアの拡大⁽⁴²⁾」、「バリューチェーン⁽⁴³⁾の構築」、「生産現場の強化」を体系的に実施する産業政策と、「農林水産業・農山漁村の多面的機能発揮」を図る地域政策を明確にし、車の両輪として推進することとしている。

その際、自らの地域資源を活用し、その潜在力を引き出すことにより、循環型の多様な地域社会をつくり出していくことも重要であり、企業参入も含めた遊休農地の発生防止・解消とその活用に取り組む地域もある。

2016年11月には「農林水産業・地域の活力創造プラン」を改訂し⁽⁴⁴⁾、「農業競争力強化プログラム」及び「農林水産物輸出インフラ整備プログラム」を位置付けた。これに基づき、生産資材価格の引下げ、流通・加工構造の改革、生乳流通改革、土地改良制度の見直し、収入保険制度の導入のほか、輸出インフラのハード面とソフト面の双方について、整合的・計画的な整備を進めることとしている。

加えて、我が国の農政が「農政新時代」とも言うべき新たなステージを迎えている中で、成長産業化に取り組む生産者がその力を最大限に発揮するため

⁽⁴²⁾ 国内外に、日本の農林水産物・食品の強みをいかせる市場を創造し、需要を拡大するもの。

⁽⁴³⁾ ここで言うバリューチェーンとは、農林水産物の生産から製造・加工、流通、消費に至る各段階の付加価値を高めながらつなぎ合わせることにより、食を基軸とする付加価値の連鎖をつくること。

⁽⁴⁴⁾ 「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定、平成28年11月29日改訂）

に、輸入品からの国内市場の奪還、輸出力の強化、マーケティング力の強化、生産現場の体質強化・生産性の向上、付加価値の向上、遊休農地の発生防止・解消など、成長産業化に取り組む生産者を応援する。

これにより、経営安定・安定供給へ備えた措置の充実等とあわせて、新たな国際環境の下でも、強くて豊かな農林水産業と美しく活力ある農山漁村を実現する。

【主な重要業績評価指標】

■ 6次産業化の市場規模 10兆円（2014年度 5.1兆円）

■ 農林水産物・食品の輸出額 1兆円（2015年 7,451億円）

【主な施策】

◎ (1)-(ウ)-① 需要フロンティアの拡大、バリューチェーンの構築等

農林水産物・食品の輸出額については、2013年の5,505億円から2015年は7,451億円となった。また、6次産業化の市場規模については、2012年度の1.9兆円から2014年度は5.1兆円となった。

農林水産業の成長産業化を図るため、これまで、農林水産物・食品の輸出促進、日本の食文化・食産業の海外展開など需要フロンティアの拡大、6次産業化・農商工連携等の推進などバリューチェーンの構築等を推進してきたところである。

2017年以降、以下の施策を実施する。

1. 需要フロンティアの拡大のため、「農林水産業の輸出力強化戦略」（平成28年5月19日農林水産業・地域の活力創造本部取りまとめ）を着実に実行し、日本の農林水産物・食品の輸出拡大を図る。特に、在外公館やジャパン・ハウス等を日本産品や日本食・食文化の発信拠点として活用するとともに、日本国内外における観光戦略と連携した食の情報発信等を通じたインバウンド対応とも連携しつつ、輸出相手国における卸売・小売業者やレストランへのプロモーションの強化、輸出基地としての卸売市場や食肉加工施設、海外の産直市場等の整備等地域における生産・流通体制の構築支援を行う。また、日本の食文化・食産業の海外展開等をオールジャパンで推進する。さらに、日本発の国際的に通用する規格や認証の仕組みの構築、地理的表示保護制度の活用等によるブランド化を推進する。
2. バリューチェーンの構築のため、株式会社農林漁業成長産業化支援機構（A-FIVE⁽⁴⁵⁾）からの出資等、ロボット技術やIT等の先端技術の導入等、他産業とも連携しつつ、6次産業化等によるブランド化・高付加価値化を推進する。

⁽⁴⁵⁾ Agriculture, forestry and fisheries Fund corporation for Innovation, Value-chain and Expansion Japan の略。農林漁業者が主体となって、新たな事業分野を開拓する事業活動等に対し、出融資や経営支援を行うために、2013年に設立。

3. 生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造を確立するとともに、消費者の国産農林水産物・食品に対する理解をより一層深めることを通じ、安全・安心な国産農林水産物・食品に対する消費者の選択に資するなど、消費者との連携を強化する。

◎ (1)-(ウ)-② 農業生産現場の強化等

農林水産業の成長産業化を図るため、これまで、生産性の向上、遊休農地の発生防止・解消、米政策改革など農業生産現場の強化、農林漁業・農山漁村の多面的機能の維持・発揮のための取組等を推進してきたところである。

2017年以降、以下の施策を実施する。

1. 農業生産現場の強化のため、経営感覚を持った担い手の育成・確保、農地中間管理機構や土地改良の一層の推進を通じた大区画化・汎用化等による農地集積、省力化機械の整備等による生産基盤の強化、労働力不足を解消し、多様な人材の活躍を可能とするロボット技術やITを活用した戦略的な革新的技術の開発・活用（標準化された農業ITシステムの普及を含む）等に取り組む。また、「人・農地プラン」を活用した話し合いや遊休農地への課税強化により農地中間管理機構への貸付けを促すとともに、有機農業・エコ農業の推進など中山間地域等における担い手の収益力向上を支援し、遊休農地の発生防止・解消に取り組む。

これらに加えて、農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）の見直し等により、農泊や企業のサテライトオフィス、ICT関連産業、バイオマス関連産業、「生涯活躍のまち（日本版CCRC）」関連産業など農村地域に賦存する豊かな地域資源を活用した農村地域での立地ニーズが高いと見込まれる産業を広く同法の対象業種に加えることで、遊休農地も活用しつつ農村地域における雇用と所得の創出を推進する。

米生産について、平成30年産を目途に行政による生産数量目標の配分に頼らない生産とする等、スケジュールに沿って米政策改革を着実に実施する。あわせて、農政等についての正確かつ丁寧な説明や情報発信・収集等を通じ、農業生産現場と農政の結び付きの強化を図る。

2. 農林漁業・農山漁村の多面的機能の維持・発揮のための取組に加え、鳥獣害対策を強力に推進するとともに、増加する捕獲鳥獣を地域資源として食肉（ジビエ）等に利用する取組を推進する。

◎ (1)-(ウ)-③ 林業の成長産業化

国産材の供給量については、2014年の2,365万 m^3 から2015年は2,506万 m^3 となった。

林業については、これまで、CLT⁽⁴⁶⁾の普及に向けた取組の総合的な推進、公共建築物の木造化等の促進、木質バイオマス利用の推進など新たな木材需要の創出、林業の生産性の向上や地域における木材利用供給システムの構築、人材の確保及び育成など国産材の安定供給体制の構築等を推進してきたところである。

2017年以降、木材需要の拡大を図るため、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会も見据え、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく告示の制定・改正を踏まえたCLTを用いた建築物の一般的な設計法や施工方法等の普及を推進するとともに、2016年度に5万 m^3 程度の生産体制を整備したことも踏まえたロードマップに沿ったCLTの普及、公共建築物の木造化等の促進、木質バイオマスの持続可能な利用の促進等に取り組む。

また、産業界と連携した国産林業機械の開発、森林施業の集約化や効率的・計画的な路網整備、効率的な加工・流通施設の整備等による生産流通コストの低減、自伐林家⁽⁴⁷⁾を含む多様な林業の担い手の育成・確保を図るとともに、川上から川下までの地域の関係者による木材等の需給情報の共有や森林所有者等と製材工場等との協定による供給など隘路^{あい}を打開する取組の各地への展開等により、低コストでの国産材の安定供給体制の構築を推進する。

◎ (1)-(ウ)-④ 漁業の持続的発展

魚介類生産量（食用）については、2013年の373万トンから2014年は378万トンとなった。

水産業については、これまで、IQ方式⁽⁴⁸⁾の試験実施など漁業資源管理の高度化、国産水産物需要拡大のための取組、水産加工施設のEU向けHACCP⁽⁴⁹⁾認定の加速化、収益性の高い操業・生産体制への転換、「浜の活力再生プラン」の作成・実現等を推進してきたところである。

⁽⁴⁶⁾ Cross Laminated Timber の略。直交集成板。ひき板を繊維方向が直交するように積層接着した木材製品。

⁽⁴⁷⁾ 主に自ら所有する森林において、自ら伐採等の作業を行うことにより森林施業を行っている者。

⁽⁴⁸⁾ Individual Quota の略。漁獲可能量を個別の漁業者に配分する方式のこと。

⁽⁴⁹⁾ Hazard Analysis and Critical Control Point の略。食品安全のための工程管理システムのこと。食品の製造工程で発生するおそれのある危害をあらかじめ分析（Hazard Analysis）し、安全な製品を製造する上で特に重要な工程を重要管理点（Critical Control Point）と定め、これを継続的に監視することにより製品の安全を確保するもの。

2017年以降、TAC⁽⁵⁰⁾の適切な設定とTAC等数量管理対象魚種の追加の検討、IQ方式の試験実施とその効果の検証等を踏まえた同方式の段階的活用など漁業資源管理の高度化と、漁業者がより一層の資源管理に取り組んだ場合の漁業経営への影響緩和を図るための取組を進めるとともに、国産水産物の需要拡大、EU向けHACCP認定や施設整備支援等の推進等を通じた水産物輸出の拡大を図る。また、浜の所得向上を図るため、複数の浜が連携し、各浜の機能再編等を行う「広域浜プラン」の策定を進めるとともに、持続可能な収益性の高い操業体制への転換等を推進する。

(エ) 地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策

【施策の概要】

多くの若者が大都市圏で就職し、地域では人口流出や少子高齢化により、中小企業や農業等で人材確保が厳しい現状にある。このため、地域が必要とする人材を大都市圏で掘り起こし、地域への還流を促す仕組みの強化が重要である。これを実現し、地域活性化に資するため、府省庁ごとに制度化されている人材の確保・育成に関する施策について、それぞれの役割分担や連携を明確にして取り組む必要がある。

地域に人材を還流する一方で、地域に活力を取り戻すためには、地域の若者の就職・育成を促進する若者雇用対策や正社員化など職場の魅力向上を促進し、女性や高齢者・障害者が活躍できる地域社会の実現や、高齢化・後継者問題が深刻な農林漁業の新規就業・後継者育成を図る必要がある。また、建設業における技能労働者の処遇改善、生産性の向上や若手、女性などの多様な人材の活用等を通じ、地域経済を支える建設業、造船業、運輸業等が「地域の担い手」として持続的に役割を担えるよう、中長期的な担い手確保・育成を推進する。

あわせて、潜在成長力を持ちながら従来事業の継続を旨とした「守りの経営」から脱却できない地域企業の経営者に対し、新たな取組に積極的にチャレンジする「攻めの経営」に転じていきやすくなるような環境を整え、プロフェッショナル人材の活用による成長や生産性の向上の実現を促していく。

【主な重要業績評価指標】

- 東京圏から地方へ約10万人の人材を還流（2020年までの5年間の累計）
- 地方から東京圏への転入をとどめる人材育成、雇用対策により約20万人の地方への定着を図る（2020年までの5年間の累計）
- 上記により、2020年までの5年間の累計で30万人の若い世代の安定した雇用の創出を目指す

⁽⁵⁰⁾ Total Allowable Catch の略。漁獲可能量。

【主な施策】

◎ (1)-(エ)-① 若者人材等の還流及び育成・定着支援

人材確保が困難となっている地域の中小企業等において必要とされる人材を大都市圏で掘り起こし、地域への還流を促す仕組み等を強化するため、地域における安定した良質な雇用の確保・創出や人材育成・定着を支援することが必要である。

そのため、各地域での魅力あるしごとづくりと既存の枠組みにとられない人材育成や定着など地域の創意工夫をいかした取組等を支援するとともに、移住に関心を持っていない潜在層も対象に、地方移住の動機付けや地方の中小企業等の魅力を発見する就労体験等の機会を提供する取組を引き続き実施する。

◎ (1)-(エ)-② 「プロフェッショナル人材戦略拠点」の活用促進

各道府県に整備された「プロフェッショナル人材戦略拠点」の活動を支援し、各種支援機関、地域金融機関、株式会社日本人材機構、民間人材ビジネス事業者等との連携等を通じて発掘した、潜在成長力を持つ地域企業に対し、新たな取組に積極的に挑戦する「攻めの経営」への転身と、新たな事業展開を支える経験豊富なプロフェッショナル人材の活用を促す。このプロセスで具体化された人材ニーズを基に、民間人材ビジネス事業者や株式会社日本人材機構等と協力し、プロフェッショナル人材の地方での採用を増やすことを目指す。同拠点は、2016年1月から本格稼働し、これまで約1万件の相談を受け、約600件のプロフェッショナル人材の採用が実現した。

また、全国の潜在的に地方への還流可能性のあるプロフェッショナル人材に対し、多様な就業機会や、くらしやしごとの環境など地域の魅力を発信し、プロフェッショナル人材の地方還流の加速化を図るとともに、都市部大企業等との連携を強化することで、都市部大企業等と地域企業間の、出向や兼業など多様な形での人事交流を進める。

◎ (1)-(エ)-③ 人材還流政策間の連携強化

地方への就職・移住を促す各府省庁の所管する人材還流政策については、関係府省庁等が、密に連携し、真に利用者にとって分かりやすい窓口機能を発揮する。また、各地域において各事業を実施する主体間においても効果的な連携が図られるよう、各都道府県に設置される「人材還流政策連絡会」を通じ、各々の事業窓口を真に利用者にとって分かりやすいものとしていく。

◎ (1)-(エ)-④ 新規就農・就業者への総合的支援

農林水産業への新規就業を促進するため、これまで、農林水産業の成長産業化のための施策の推進、所得の確保や技術の習得等の支援を行ってきたところである。

2017年以降も、農林水産業の成長産業化のための施策を推進するとともに、所得の確保や技術の習得等の支援を行う。

また、農林水産業を学ぶ高校生に就農等の意欲を喚起し、チャレンジ精神のある農業経営者等となり得る卒業者を輩出するため、農林水産高校において、農林水産業界や関連産業等と連携した農業経営に関する学習の充実を図る等、実践的な職業教育を推進する。

◎ (1)-(エ)-⑤ 若者、高齢者、障害者が活躍できる社会の実現

若者、高齢者、障害者が活躍できる「全員参加の社会」の実現に向け、地域において若者向けの安定した雇用の場を確保するとともに、「生涯現役社会」の実現に向けた学びを通じた高齢者の地域活動参画の促進や高齢者の就労促進、障害特性に応じた就労支援の推進等を行ってきた。

若者については、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号。以下「若者雇用促進法」という。）の円滑な施行のための取組等を行っていく。高齢者については、2015年の60～64歳の高齢者の就業率は62.2%に達しており、今後は特に65歳以上の高齢者の雇用・就業環境の整備等に取り組んでいく。

障害者については、障害特性に応じた就労支援の推進等により、障害者の実雇用率は2015年6月現在1.88%であり、着実に伸展している。2020年までに実雇用率2.0%の達成に向けて、今後も、ハローワークにおける多様な障害特性に応じた就労支援や、身近な地域で就労面と生活面の一体的な相談支援を行う障害者就業・生活支援センターでの就労支援や職場定着支援等を推進していく。また、2020年東京大会を契機として、ユニバーサルデザインの社会づくり（心のバリアフリー、まちづくり）を推進する。

(2) 地方への新しいひとの流れをつくる

(ア) 政府関係機関の地方移転

【施策の概要】

東京一極集中を是正するため、地方の自主的な創意工夫を前提に、それぞれの地域資源や産業事情等を踏まえ、地方における「しごと」と「ひと」の好循環を促進することを目的とし、政府機関としての機能が確保され、運用いかなる向上も期待できるものについて、道府県からの条件整備の案を付した機関誘致の提案を受け、必要性や効果について検証した上で、移転すべき機関等を決定し、実施する。

【主な施策】

◎ (2)-(ア)-① 政府関係機関の地方移転

東京圏以外の道府県からの提案を受け、2016年3月にまち・ひと・しごと創生本部において、「政府関係機関移転基本方針」（平成28年3月22日まち・ひと・しごと創生本部決定。以下「移転基本方針」という。）を決定し、研究機関・研修機関等について23機関を対象に50件の全部又は一部移転に関する方針を、また、中央省庁については、文化庁の京都への全面的な移転などの方針を取りまとめた。2016年9月には実証試験等の検討を経て、「政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について」（平成28年9月1日まち・ひと・しごと創生本部決定。以下「地方移転にかかる今後の取組」という。）を決定するなど「移転基本方針」の具体化に向けた取組を進めている。

研究機関・研修機関等の地方移転について、更に関係者間において検討を進め、地方創生推進交付金等を活用しながら将来的なローカル・イノベーション等の実現を見据えた体制・内容の実現を図るため、2016年度内にそれぞれの取組において、規模感を含めた具体的な展開を明確にした5年から10年程度の年次プランを共同して作成するとともに、政府において定期的に適切なフォローアップを行う。

中央省庁の地方移転について、文化庁については、「文化庁の移転について」（平成28年12月19日文化庁移転協議会決定）に基づき、2017年度には、一部の先行移転として「地域文化創生本部（仮称）」を京都に設置する等、全面的な移転を計画的・段階的に進めていく。

消費者庁については、2017年度に徳島県において、「消費者行政新未来創造オフィス（仮称）」を開設する。また、総務省統計局については、和歌山県に「統計データ利活用センター（仮称）」を置き、統計ミクロデータ提供などの業務を2018年度から実施する。

このほか、特許庁、中小企業庁、観光庁、気象庁については、「地方移転にかかる今後の取組」に沿って、具体的な取組を進める。

また、「移転基本方針」のⅡの2に規定する「国の機関としての機能発揮の検証（社会実験）」については、当該方針に沿って、引き続き検討等を進める。

さらに、本省業務に従事する国家公務員の勤務地の自由度を増やし、東京に限定されないようにするという観点からも、「働き方改革」等の視点からも進められつつある国家公務員のテレワーク、リモートアクセス等を推進し、こうした新しい働き方の浸透を踏まえ、地方に中央省庁のサテライトオフィスを設置して本省の業務の一部を執行することの可能性について、当面、一部の業務についての実証、試行を進めるとともに、ふさわしい業務の在り方・課題の整理等について、2017年夏に中間取りまとめを行うことを目途に検討を進める。

今後の政府関係機関の新設に当たっては、真に東京圏内での立地が必要なものを除き、東京圏外での立地を原則とする。

(イ) 企業の地方拠点強化、企業等における地方採用・就労の拡大

【施策の概要】

人口の東京への過度な集中を是正するためには、地方での安定した良質な雇用確保が必要であるが、企業の本社等の東京23区への集中が進んでおり、採用においても東京での一括採用がほとんどである。地方の企業による優秀な人材の確保や定着を促進するため、特に、東京23区からの本社機能の全部又は一部移転等による地方拠点強化や企業の地方採用枠拡大に向け、官民挙げての取組を推進することとしている。また、地方においては若い女性の雇用のミスマッチが生じており、それが地域からの若い女性の転出につながっているという指摘も踏まえ、地方における女性の採用を進める企業を支援する必要がある。加えて、農村地域への農業関連産業等の導入促進により、地方における就業機会を拡大する必要がある。

さらに、東京に居住せず地方に住みながら仕事ができるような環境が整備されれば、若者や女性を含め一層多くの人々が地方において産業・社会の担い手として能力を発揮することができる。

【主な重要業績評価指標】

- 本社機能の一部移転等による企業の地方拠点強化の件数を2020年までの5年間で7,500件増加
- 地方拠点における雇用者数を4万人増加

【主な施策】

◎ (2)-(イ)-① 企業の地方拠点強化等

地方での安定した良質な雇用を確保するため、地域再生法（平成17年法律第24号）を改正（2015年8月施行）し、地域再生計画に企業等の地方拠点強化に係る事業を位置付けるとともに、本社機能の移転又は地方における拡充を行う事業者に対する税制上の支援措置等の運用を2015年8月に開始し、2016年度からは雇用促進税制と所得拡大促進税制の併用を可能とする拡充を行った。これまで44道府県、51の地域再生計画の認定を行っており、本計画に基づき、企業の地方移転や地方拠点の拡充の具体的な取組が動き始めている。

引き続き、本税制等の目的・内容について広く周知を図るとともに、本社機能の移転等を検討している事業者に対して、都道府県等と協力しつつ、事業計画策定のための情報提供や策定支援を行っていく。

さらに、本社機能の移転又は地方における拡充を行う事業者に対する支援措置について、2017年度からオフィス減税及び雇用促進税制の拡充、移転型事業の要件緩和を行うとともに、地方交付税による減収補填措置の拡充により、企業の地方拠点強化を一層推進する。

加えて、地方における多様な正社員の普及・拡大を図るとともに、女性の積極採用・登用など、女性の活躍推進に関する取組を行う企業に対する支援を行い、それらの取組の実施状況等が優良な企業については、企業からの申請により女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づく認定を行う。

(ウ) 地方移住の推進

【施策の概要】

地方移住を希望する国民の様々なニーズに応えるため、地方移住についてのワンストップ相談など支援施策の体系的・一体的な推進と地方居住推進の国民的な気運の醸成を図ることが重要である。また、子どもたちを含めた都市と農山漁村交流の推進、「お試し居住」・「二地域居住」の推進、住み替え支援策の検討が必要である。さらに、退職期を控えて移住を検討する場合には、「お試し居住」等により地域のコミュニティとの交流機会を持つなどの対応の充実を図ることも必要である。

加えて、中高年齢者が希望に応じて地方や「まちなか」に移り住み、地域住民と交流しながら、健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができるような地域づくりを目指し、「生涯活躍のまち（日本版CCRC）」の実現に向けた取組を進める。

【主な重要業績評価指標】

- 年間移住あっせん件数 11,000 件(2015 年度 約 7,600 件)
- 「お試し居住」に取り組む市町村の数を倍増(2014 年比)(2014 年 23%、2016 年 34%の市町村で実施。)
- 都市と農山漁村の交流人口 1,300 万人(2015 年 1,099 万人)
- 「生涯活躍のまち」構想についての取組を進めている地方公共団体数 100 団体
- 地域おこし協力隊 4,000 人(2015 年度 2,799 人)

【主な施策】

◎ (2)-(ウ)-① 地方移住希望者への支援体制

2015 年度の「移住・交流情報ガーデン」におけるあっせん件数は約 7,600 件となった。

地方移住を考える人へのしごと・すまい・生活環境等についてのワンストップ相談体制を一層充実させるため、これら移住に関連する情報を一元的に提供する「全国移住ナビ」を 2015 年 7 月から本格稼働させ(2015 年度は約 280 万ページビューを達成)、また、自治体プロモーション動画・ローカルホームページの全国コンテストや「移住体験談コンテスト」を開催した。さらに、「移住・交流情報ガーデン」において、首都圏在住者に地域の魅力や移住関連情報を各地方公共団体や各府省庁等が直接アピールする移住相談会、セミナー等を 2015 年度に 200 回以上開催したほか、地域の魅力を発信し、地方への移住・交流を推進するための「移住フェア」を実施するなど、地方移住希望者に対する必要な情報の提供に関する取組を進めた。

また、地方公共団体が実施する移住希望者に対する移住関連情報の提供や相談支援について、2015 年度より地方財政措置を創設し、地方公共団体の取組を支援しているところである。

引き続き、移住に関する相談ニーズや利用者の要望に幅広く対応できるよう、「移住・交流情報ガーデン」において各地方公共団体や各府省庁が連携した取組や夜間セミナー等の充実を図るとともに、地方移住への興味・関心を高めるための「移住フェア」の実施等により、移住関連情報の提供体制の強化に取り組んでいく。

◎ (2)-(ウ)-② 地方居住の本格推進(都市農村交流、「お試し居住」・「二地域居住」の本格推進、住み替え支援)

「お試し居住」に取り組む市町村の数は 2014 年の 23%から 2016 年には 34%になった。また、都市と農山漁村の交流人口は 2014 年には 1,027 万人となった。

2015年5月、地方居住の推進に向けた気運を高め、国民的な運動として展開するため、産官学金労言その他各界からの参加を得て、民間有志の主導により「そうだ、地方で暮らそう！」国民会議が設置され、それぞれの立場で地方居住推進に係る活動を推進している。また、道府県段階においても同様の会議の設置が進められ、現在までに26道府県において活動中である。

地方との交流の促進のため、日本ならではの伝統的な生活体験や農山漁村の人々との交流を楽しむ滞在（農泊）を含めた都市と農山漁村の交流活動を農山漁村における所得・雇用の確保に結び付けるとともに、一過性の取組とせず、一時滞在から継続的な滞在、移住・定住に移行するよう観光・教育・福祉・農業各分野における連携プロジェクト等を推進している。さらに、今後増加が見込まれる訪日外国人旅行者の受入れも含めた農山漁村への旅行者の大幅拡大を図るため、観光地域づくりの舵取り役を担う法人である日本版DMOや中間支援組織と連携し、農山漁村に賦存する資源を活用した観光コンテンツの創出、ビジネスとして実施できる体制の整備を図る。

空き家については、空き家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）を2015年5月に全面施行し、国において基本指針を策定した。さらに、地方公共団体が実施する移住体験、移住者に対する就職・住居支援等について、2015年度より地方財政措置を創設し、地方公共団体の取組を支援しているところである。

引き続き、地方居住の気運の醸成を図っていくとともに、都市と農山漁村の交流における各分野の連携プロジェクト等、「二地域居住」の推進に向けた費用負担の軽減を図るための個人所有の空き家や公的賃貸住宅の活用、空き家対策に向けての市区町村による空き家等対策計画の策定、既存住宅の流通促進、LCC⁽⁵¹⁾の参入促進などの取組を推進していく。

◎ (2)-(ウ)-③ 「生涯活躍のまち」構想に関する先導的事例の横展開

中高年齢者が希望に応じて地方や「まちなか」に移り住み、地域の住民（多世代）と交流しながら、生涯学習等を通じて健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができるような地域づくりを進めるため、地域再生法（平成17年法律第24号）を改正し、「生涯活躍のまち形成事業」を位置付けた。これまでに12市町、12の地域再生計画の認定を行っており、本計画に基づき、「生涯活躍のまち」の実現に向けた地方公共団体の取組が進んでいるところである。

⁽⁵¹⁾ Low Cost Carrier（ローコストキャリア）の略。低コストかつ高頻度の運航を行うことで低運賃の航空サービスを提供する航空会社のこと。

また、関係府省が参画する「生涯活躍のまち形成支援チーム」において、地域の課題やニーズの把握・検討を進めるとともに、2016年度中に「生涯活躍のまち」づくりを担う人材の育成カリキュラムの開発、ビジネスモデルの調査・研究等を行う。これらを踏まえ、「生涯活躍のまち」構想を推進する意向のある地方公共団体の取組が一層円滑に進むよう、引き続きノウハウ等の収集・蓄積・情報提供等を行っていく。

◎ (2)-(ウ)-④ 「地域おこし協力隊」の拡充

2015年度の地域おこし協力隊員数は2,799人（うち旧田舎で働き隊員174人）と2013年度比で2.6倍以上に増加した。

地域おこし協力隊の拡充のため、雑誌広告、WEBコンテンツ等による広報を実施するとともに、隊員向けの研修等の充実、隊員の起業・事業化の支援の充実、地域おこし協力隊サポートデスクの開設、地域おこし協力隊全国サミットの開催等を行った。

引き続き、隊員の確保に向けて大学生をはじめとする若者、転職希望の社会人等に向けた広報を一層強化するとともに、隊員の活動内容の向上や地域への定住・定着の促進を図るため、地域の受入れ・サポート体制の整備や地域おこし協力隊サポートデスクによる支援、隊員・地方公共団体双方への研修の充実、隊員の起業・事業化の支援、全国サミットの開催等により、事業をより一層推進していく。

◎ (2)-(ウ)-⑤ 地域の総力を挙げた取組（再掲）

地域経済の好循環の更なる拡大に向け、地域への「ヒト・情報」の流れを創出する「チャレンジ・ふるさとワーク」を推進する。具体的には、都市部の若者等が一定期間地方に滞在し、働きながら田舎暮らしを学ぶ「ふるさとワーキングホリデー」や、お試し勤務の受入れ等を通じた地方公共団体による企業ニーズの分析や誘致戦略の策定等を支援し、地域での企業立地の促進を図る「お試しサテライトオフィス」等に取り組んでいく。

(エ) 地方大学の振興等

【施策の概要】

地方の若い世代の多くが大学等の入学時と卒業時に東京圏へ流出している。その要因には、地方に魅力ある雇用が少ないことのほか、地域ニーズに対応した高等教育機関の機能が地方では十分とはいえないことが挙げられる。さらに、地方に魅力ある雇用が少ないこと等から、東京圏の大学等から地方企業へ就職するという流れが大きくなならないという事情がある。これらを踏ま

え、地方大学や高等専門学校、専修学校等において、公開講座の実施や施設の開放を含め、地域に開かれた学校づくりを引き続き進めるとともに、地域とのつながりを深化させ、地域産業を担う人材養成など地方課題の解決に貢献する取組を促進する必要がある。

また、地方大学等への進学、地元企業への就職や都市部の大学等から地方企業への就職を促進するため、奨学金（「地方創生枠」等）を活用した大学生等の地元定着や、地方公共団体と大学等との連携による雇用創出・若者定着に向けた取組等を推進する。さらに学校を核として、学校と地域が連携・協働した取組や地域資源をいかした教育活動を進めるとともに、郷土の歴史や人物等を取り上げた地域教材を用い地域を理解し愛着を深める教育により、地域に誇りを持つ人材の育成を推進する。

人材育成の観点から、大学や高等専門学校、専修学校、専門高校をはじめとする高等学校における、地元の地方公共団体や企業等と連携した取組を強化することにより、地域産業を担う高度な専門的職業人材の育成や地元企業に就職する若者を増やすとともに、地域産業を自ら生み出す人材を創出する。また、地域に根差したグローバル・リーダー育成の取組を推進する必要がある。

地方を担う多様な人材を育成・確保し、東京一極集中の是正に資するよう、地方大学の振興、地方における雇用創出と若者の就業支援、東京における大学の新增設の抑制や地方移転の促進などについての緊急かつ抜本的な対策を、教育政策の観点も含め総合的に検討し、2017年夏を目途に方向性を取りまとめる。

【主な重要業績評価指標】

- 地方における自道府県大学進学者の割合を平均で36%まで高める（2016年度道府県平均32.2% ※速報値）
- 地方における雇用環境の改善を前提に、新規学卒者の道府県内就職の割合を平均で80%まで高める（2015年度道府県平均66.1%）
- 地域企業等との共同研究件数を7,800件まで高める（2015年度6,563件）
- 大学における、地元企業や官公庁と連携した教育プログラムの実施率を50%まで高める（2014年度44.6%）
- 全ての小・中学校区に学校と地域が組織的・継続的に連携・協働する体制を構築する

【主な施策】

◎ (2)-(エ)-① 知の拠点としての地方大学強化プラン

2013年には5,762件であった大学等と地域の企業等との共同研究は2015年には、6,563件と増加している。

具体的な取組として、「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)」(2015年度～)の実施により、複数の大学が、地域活性化を担う地

方公共団体のみならず、地域の企業や NPO、民間団体等と協働し、それぞれの強みをいかして雇用創出や学卒者の地元定着率向上を図る取組を推進する。

さらに国立大学法人の第3期中期目標期間（2016年度～2021年度）において、国立大学法人運営費交付金に機能強化の方向性に応じた3つの重点支援の枠組みを設け、その枠組みの一つとして、地域に貢献する取組等を中核とする国立大学を支援する。また、経営改革や教育研究改革を通じて地域発展に貢献する地方私立大学の取組を推進するとともに、経営基盤の確立を支援する。

引き続き、これらの取組を通じて、地域社会経済の活性化に大きく貢献する大学等の教育研究環境の充実を図る。

◎ (2)-(エ)-② 地元学生定着促進プラン

2014年度平均 32.0%であった自道府県大学進学者の割合は、2016年度は 32.2%（速報値）と横ばいであり、2012年度平均 71.9%であった新規学卒者の道府県内就職の割合は、2015年度は 66.1%と低下している。

地方大学等への進学、地元企業への就職や都市部の大学等から地方企業への就職を促進するため、具体的な取組として、地域産業の担い手となる学生の奨学金返還支援のための基金の造成や独立行政法人日本学生支援機構が設ける無利子奨学金の地方創生枠の仕組みを創設したところである。これらの仕組みについて、地方公共団体や学生に対し更に周知し、積極的な活用を促す。

さらに、東京圏への若者の転出が多い地域において地元企業でのインターンシップの実施等を支援する「地方創生インターンシップ」を展開することで地元定着効果が向上することを推進する。

また、私立大学等経常費補助金の配分や国立大学法人運営費交付金の取扱いにおける入学定員超過の適正化に関する基準の厳格化等を措置することを通じ、大都市圏への学生集中を抑制する。なお、私立大学等経常費補助金及び国立大学法人運営費交付金の取扱いにおける入学定員超過に関する基準の厳格化は、2016年度から 2018年度までに段階的に実施する。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）については、全国 2,661校（2016年4月現在、前年度比 390校増）の公立小・中学校、義務教育学校に広がっており、更なる推進を図る。

地域全体で子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」については、文部科学省の「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」を活用し、同活動を推進する「地域学校協働本部」の基盤となる学校支

援地域本部が、全国 10,029 校（2016 年 10 月現在、前年度比 422 校増）の公立小・中学校で実施されている。地域学校協働活動を推進するため、地域住民や地域・学校との連絡調整を行う地域コーディネーター（2016 年度約 18,100 人（前年度比 1,300 人増））及び未実施地域での取組を加速化する統括コーディネーターの配置を推進する。また、地方への移住に伴う子供の就学手続について区域外就学制度が活用できることを周知する。

また、地元就職に資するキャリア教育の推進や健全育成のための農山漁村等における体験活動を推進するとともに、地域に誇りを持つ教育を推進する。学校休業日の柔軟な設定や子供の休みにあわせた年次有給休暇取得の促進等、家族が地域で学ぶ時間の確保を推進する。

◎ (2)-(エ)-③ 地域人材育成プラン

2013 年度 39.6%であった大学における地元企業や官公庁と連携した教育プログラムの実施率は、2014 年度は 44.6%と上昇している。

具体的な取組として、2015 年度に創設した、大学等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを国が認定する制度（職業実践力育成プログラム（BP）認定制度）を充実し、地域・地方創生を担う社会人の学び直しを一層促進する。

さらに、地域産業の振興を担う高度な専門的職業人材の育成を行う高等専門学校、専修学校、専門高校をはじめとする高等学校の取組を推進する。さらに、地域の人材育成においては、職業教育は極めて重要であり、今後、関係府省庁において総合的に推進を図ることが必要である。こうしたことを踏まえ、専門高校等においては、職業能力等を高める質の高い教育を充実するとともに、卒業生が地元企業等の求める職業能力等を有していることを明らかにする取組を進めることで、地元企業等の適切な評価につなげ、育成された人材の地域社会での認識向上を図る。

また、地域産業を担う専門職業人を育成するための教育が高等教育機関で受けられるよう、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化について、2019 年度の開学に向け、具体的な制度設計についての 2016 年 5 月の中央教育審議会での結論を踏まえ、所要の制度上の措置を講ずることを目指す。

あわせて、大学・高等学校等における地域に根差したグローバル・リーダーの育成や外国人留学生の受け入れを推進するため、官と民とが協力した海外留学支援制度（「トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム」等）の推進や地域における留学生交流を促進する。特に、2015 年度開始の「地域人材コース」により、地域に根差したグローバル・リーダーの育成を

一層促進する。また、地域の大学等が地方公共団体等と協力して行う外国人留学生の住環境の整備や就職支援などに関する先行的取組を支援する。さらに、地域の大学と海外の大学等との連携・交流を一層促進する。

また、国際的に通用する大学入学資格が取得可能な教育プログラム（国際バカロレア⁽⁵²⁾）の普及拡大を図り、2020年までに国際バカロレア認定校等を200校以上に増やす（2014年の74校から2016年10月現在で101校に増加）。

（オ） 地方創生インターンシップの推進

【施策の概要】

東京圏への転入超過のうち、進学や就職を機に転入する若年層が大半を占めているため、東京圏在住の地方出身学生等の地方還流や、地方在住学生の地方定着の促進を目的とし、地元企業でのインターンシップの実施の全国展開を産官学を挙げて支援する「地方創生インターンシップ」に取り組み、地方企業の魅力の再発見を通じた地方就職・地元就職を支援し、東京一極集中の是正を図る。

【主な重要業績評価指標】

■地方創生インターンシップに参加する学生を受け入れる企業の数
を2倍（2016年 6,441社）

【主な施策】

◎ (2)-(オ)-① 地方創生インターンシップの推進

「地方創生インターンシップ」について、地方創生インターンシップ推進会議やシンポジウムの開催等を通じて、国民的、社会的な気運を醸成するとともに、地方公共団体と大学が連携協力し、地元企業と大学生をマッチングする「地方創生インターンシップポータルサイト」の運用を開始するほか、各地方公共団体が取り組む、地方創生インターンシップに関する産官学連携体制の構築支援や地方企業の掘り起し支援等を実施する。

⁽⁵²⁾ 国際バカロレアは、国際バカロレア機構（本部ジュネーブ）が定める教育プログラム。このうち、高校生相当のディプロマ・プログラムでは、最終試験に合格すると、国際的に認められる大学入学資格（国際バカロレア資格）が取得可能。

(3) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

(ア) 少子化対策における「地域アプローチ」の推進

【施策の概要】

地域によって出生率は大きく異なっており⁽⁵³⁾、出生率に関連の深い各種指標も大きく異なる。出生率低下の要因である「晩婚化・晩産化」の状況や、それらに大きな影響を与えていると考えられる「働き方」「所得」さらには「地域・家族の支援力」にも地域差がある。これまでの少子化対策は、国全体での対策が中心であり、より効果的な対策という点では、地方の取組を主力とする「地域アプローチ」の重要性を認識した対策も併せて展開することが求められる。

そのため、国では、「地域少子化・働き方指標」(2015年10月に第1版、2016年2月に第2版)、「地域少子化対策検討のための手引き」(2016年2月に第1版)を公表したところである。今後、指標や手引きを充実させるとともに、地域における先駆的・優良な取組の横展開を支援する。また、地方公共団体や労使団体などの地域の関係者からなる「地域働き方改革会議」において、地域の実情に即した「働き方改革」を推進していく取組を、関係府省庁一体となって推進する。

【主な重要業績評価指標】

- 第1子出産前後の女性の継続就業率を55%に向上(2015年53.1%)
- 男性の育児休業取得率を13%に向上(2015年2.65%)
- 週労働時間60時間以上の雇用者の割合を5%へ低減(2015年8.2%)

【主な施策】

◎ (3)-(ア)-① 「地域働き方改革会議」における取組の支援、先駆的・優良な取組の横展開

各地域の地方公共団体や労使団体、金融機関などの地域の関係者からなる「地域働き方改革会議」において、地域の特性や課題の分析、これに基づく仕事と子育て・介護等が両立できる環境整備や、ワーク・ライフ・バランスの推進、長時間労働の是正、女性の活躍促進などの「働き方改革」について、地域特性に応じた取組を進めることを支援する。このため、「地域働き方改革会議」の求めに応じ、関係府省及び専門家からなる「地域働き方改革支援チーム」が必要な支援を行い、「地方版総合戦略」の改訂や具体的な施策の実施につなげていく。また、この検討に地域における出生率に関する状況やこれに大きな影響を与える「働き方」に関する実態に関するデータを地域別に示した「地域少子化・働き方指標」

⁽⁵³⁾ 2008年～2012年の市町村(特別区を含む。)別の出生率では、1.80以上が120団体、うち2.00以上が27団体ある一方で、1.00未満が12団体となっている。(厚生労働省「平成20年～平成24年人口動態保健所・市区町村別統計」による公表値(小数点以下2桁まで)により集計したもの。)

や指標を活用した分析や対応策の検討例等を取りまとめた「地域少子化対策検討のための手引き」を、地方公共団体における活用状況等も踏まえて改訂し、提供するとともに、地域における先駆的・優良事例の横展開を推進する。

各地域の「働き方改革」を推進するため、先進的な取組の実施・普及を図る。具体的には、地域の「働き方改革」に向けた「包括的支援」や、企業に対し子育てしやすい環境整備などの取組の進め方について直接出向き積極的に相談支援等を行う「アウトリーチ支援」、ひとり親家庭・若者無業者等の地方におけるワーク・ライフ・バランスのとれた就労・自立を支援する「地方就労・自立支援」などの取組の普及を図る。さらに、東京圏在住の地方出身学生等の地方還流や地元在住学生の地方定着を促進するため、特に東京圏への若者の転出が多い地域において地元企業でのインターンシップの実施等を支援する「地方創生インターンシップ」を産官学で推進するとともに、これと連携して地方就職を支援する奨学金制度の普及・活用の強化や勤務地限定正社員の普及等にも取り組む。こうした先駆的な取組推進のため、「地域働き方改革支援チーム」が決定した地方創生推進交付金と各種補助金等を有機的に組み合わせた使い勝手の良い取組事例（モデル事業）を活用し、「働き方改革」の取組を支援する。

（イ）若い世代の経済的安定

【施策の概要】

独身男女の約9割は結婚意思を持ち、希望子供数も2人程度である一方、未婚率は上昇し、夫婦の子供数は長期的に減少傾向にあるなど、結婚・妊娠・出産・子育ての希望がかなっていない現状にある。結婚を実現できない背景には、雇用の不安定さや所得が低い状況があると指摘されている。

これまでの若者雇用施策は、雇用情勢の悪い地域での雇用失業対策が中心となってきた。今後は、人口減少や人口流出等に伴う地域課題の解決という視点が求められる。また、若い世代が希望どおり結婚し、子供が持てるような年収水準（例えば独身で300万円、夫婦で500万円程度が必要との指摘もある。）を確保する安定的雇用が必要である。

【主な重要業績評価指標】

- 若者（20～34歳）の就業率を79%に向上（2015年76.1%）
- 若い世代の正規雇用労働者等（自らの希望による非正規雇用労働者等を含む。）の割合について、全ての世代と同水準を目指す（2015年15～34歳の割合93.6%、全ての世代の割合94.0%）
- フリーター数を124万人に減少（2015年167万人）

【主な施策】

◎ (3)-(イ)-① 若者・非正規雇用対策の推進

若者や非正規雇用労働者の雇用情勢に関する指標については、引き続き数値が改善しており、目標達成に向けた傾向を示している。

若者の雇用対策については、若者雇用促進法の円滑な施行に取り組むとともに、新卒者等への就職支援やフリーター等の正社員化支援に引き続き取り組む。

また、2016年1月に「正社員転換・待遇改善実現プラン（5か年計画）」を策定しており、これを参考にしつつ、同年3月までに都道府県ごとにおいて産業構造など地域の実情を踏まえた「地域プラン」を策定している。これらに基づく正社員転換・待遇改善に向けた取組を引き続き行っていく。

◎ (3)-(イ)-② 「少子化社会対策大綱」と連携した結婚・妊娠・出産・子育ての各段階に対応した総合的な少子化対策の推進

若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえるため、少子化社会対策基本法（平成15年法律第133号）に基づく「少子化社会対策大綱」（平成27年3月20日閣議決定）と連携した結婚・妊娠・出産・子育ての各段階に対応した少子化対策を、国と地方公共団体が連携し、総合的に推進する。

(ウ) 出産・子育て支援

【施策の概要】

長期的な視点に立って少子化対策を進める観点から、結婚、妊娠・出産、子育ての各段階に応じ、きめ細かな対策を総合的に推進することが必要である。産休中の負担の軽減や産後ケアの充実をはじめ、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制を構築するとともに、産科医の地域偏在が見込まれる中、地域における周産期医療体制の確保を図ることが重要である。加えて、理想の子供数を持ってない理由として、子育てや教育に要する費用負担を挙げる人の割合が高い状況にあることから、その負担軽減も重要である。

そのため、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対応するため、「子育て世代包括支援センター」の設置を全国展開に向けて推進する。また、子育てをめぐる環境が大きく変化する中、2015年4月から実施されている「子ども・子育て支援新制度」により、幼児教育・保育、地域の子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」を図るとともに、財源を確保しながら幼児教育の無償化に向けた取組を段階的に実施していくなど、教育費の負担軽減を図る。また、住民のニーズに基づき、全ての子育て家庭への子育て支援に関する

施設・事業の計画的な整備を図る。さらに、産科医数の地域ごとの検証や産科医の地域偏在の是正に関する取組を進めるとともに、女性医師が勤務を継続できる体制を整備する。また、産科診療所勤務の医師が高齢化により離職するといった状況を見据え、周産期医療提供体制の確保を図る。

また、子供の小学校就学後に仕事を辞めざるを得ない「小1の壁」を打破するため、「放課後子ども総合プラン」を着実に実施し、一体型を中心とした「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」の計画的な整備等を推進する。

【主な重要業績評価指標】

- 支援ニーズの高い妊産婦への支援実施の割合：100%
- 2017年度末までに待機児童の解消を目指す（待機児童数 2016年4月時点 23,553人）
- 「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」について、全ての小学校区（約2万か所）で一体的に又は連携して実施する。うち1万か所以上を一体型とすることを旨とする
- 三世代同居・近居の希望に対する実現比率を向上する
- 理想の子供数を持ってない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる人の割合を低下させる（2010年60.4%、2015年56.3%）

【主な施策】

◎ (3)-(ウ)-① 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援（「子育て世代包括支援センター」の整備、周産期医療の提供体制の確保）

現在、妊娠期から子育て期にわたるまでの支援は、様々な機関によって「縦割り」で行われており、連携がとれていない。このため、子育て世代の支援を行うワンストップ拠点の整備を進め、専門職等が必要なサービスをコーディネートし、切れ目のない支援を実施する。また、相談等を通じた評価の結果、支援が必要と判断された場合には、支援プランの策定等を実施する。

具体的には、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点（「子育て世代包括支援センター」）の整備を図るとともに、保健師などの専門職等が全ての妊産婦等の状況を継続的に把握し、必要に応じて支援プランを作成することにより、妊産婦等に対し切れ目のない支援の実施を図る。「子育て世代包括支援センター」をおおむね2020年度末までに地域の実情等を踏まえながら全国展開を目指していく。あわせて、支援対象者の評価や支援内容等に係るガイドラインを策定し、要支援者の判定基準や支援プランの標準化を図る。

また、小児医療や周産期医療の確保、地域における助産師の活用に関しては、地域医療介護総合確保基金等を通じて支援する。周産期医療の

提供体制の確保については、産科医の育成・増加策や、産科医の地域偏在の是正に関する施策、地域の産科病院の基幹化、妊婦健診施設と分娩施設間の連携強化、中核病院や大学病院等から産科医不足地域への産科医派遣の支援、地域における分娩を扱う施設の確保などの対応を進めていく。助産師については、助産師の就業場所の偏在を是正する施策や正常妊娠・正常分娩における助産師の活用を推進する。

加えて、院内保育、夜間保育、病児保育、復職支援等の充実等により女性医師が継続的に就労できる勤務環境を確保していく。

これらの取組によって、2020年までに、支援ニーズの高い妊産婦への支援実施の割合が100%となるようにする。

◎ (3)-(ウ)-② 子ども・子育て支援の更なる充実

1 夫婦当たりの理想の子供数は2.32人であるのに対し、平均出生子供数は1.94人とどまっている。理想の子供数を持ってない理由として、子育てや教育に要する費用負担、特に学校教育費を挙げる人の割合が高い状況にある。また、親と同居・近居している夫婦の方が、親と遠く離れて居住している夫婦よりも、出生する子供が多い傾向がある。こうした中で、子育て支援の充実を更に進めていくことが課題である。

そのため、「子ども・子育て支援新制度」を着実に実施し、本制度に基づく幼児教育・保育・子育て支援の「量的拡充」及び「質の向上」に消費税増収分を優先的に充てる。また、「ニッポン一億総活躍プラン」に基づく処遇改善を実施する。待機児童解消加速化プランに基づく保育の受け皿については、2016年4月に創設した企業主導型保育事業の仕組みも活用しつつ整備を進め、2017年度末までに待機児童を解消（2016年4月23,553人）する。

こうした取組に加え、財源を確保しながら幼児教育の無償化に向けた取組を段階的に実施していくなど、教育費の負担軽減を図る。加えて、社会全体で多子世帯を支援する仕組みの構築や、「三世代同居・近居」の支援を進めていく。

これらにより、2020年までに「三世代同居・近居」の希望に対する実現比率を向上させ、理想の子供数を持ってない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる人の割合を低下させる。

また、2014年7月に策定された「放課後子ども総合プラン」に基づき、引き続き、一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室について、1万か所以上での実施を目指す。

(エ) 地域の実情に即した「働き方改革」の推進（仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現等）

【施策の概要】

「働き方」における我が国の現状をみると、子育て世代の男性に長時間労働が多く、育児休業や年次有給休暇の取得率が低い。子育て世代の男性が家事・育児に費やす時間は国際的に最低水準となっている。こうした長時間労働、転勤などの働き方や育児休業等の低取得率、男女の固定的な役割分担意識の存在等が、妊娠・出産・育児休業取得等を理由とする不利益な取扱いなど様々な女性に対するハラスメントの問題や女性の育児負担をより大きくさせている。こうしたことから、大都市か地方かにかかわらず、依然として女性は仕事か子育てかの二者択一を迫られている。また、子育て世代の女性が働きながら安心して、妊娠、出産、育児に取り組むためには、将来のキャリアパスが見通せることが必要である。さらに、高齢化が進む中において、仕事と介護の両立が男女を問わず課題となるが、子育ての時期に、育児負担のみならず、親の介護の時期と重なり二重の負担が発生する場合もある。加えて、長時間労働については、労働者の健康確保上の問題や、子育てや介護などの仕事と生活の調和への影響、労働生産性の低下といった問題が指摘されており、2014年11月に過労死等防止対策推進法（平成26年法律第100号）が施行され、2015年7月に過労死等の防止のための対策に関する大綱が閣議決定されるなど、長時間労働削減対策の強化が喫緊の課題となっている。また、我が国においては、長時間労働とともに、時間当たりの労働生産性が低いという課題もある。

このように「働き方改革」に係る課題が依然として山積する中で、地域の実情に即した「働き方改革」の取組は、少子化対策における「地域アプローチ」の推進を図るための重要な取組であるとともに、生産性の向上や質の高い労働者の確保など、企業にもメリットがあるものであり、さらに、良好な雇用機会の創出、雇用の安定、地域経済の活性化など、地域社会に様々なメリットをもたらすものである。

このため、地域の関係者による地域ぐるみでの、地域の実情に即した「働き方改革」の取組を行うこと等により、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を図り、採用・配置・育成等あらゆる側面において男女間の格差を是正するとともに、多様な働き方や転勤の見直しを含む仕事と家庭が両立できる「働き方」を実現し、子育てや介護に関する環境を改善することが必要である。

この「働き方改革」の取組は、少子化に伴い若者が減少している中で、働き方に制約がある場合が多い女性や高齢者など、多様な労働者が多様な働き方で活躍できる社会を実現していくという観点からも重要である。

【主な重要業績評価指標】

- 第1子出産前後の女性の継続就業率を55%に向上（2015年53.1%）（再掲）
- 男性の育児休業取得率を13%に向上（2015年2.65%）（再掲）
- 週労働時間60時間以上の雇用者の割合を5%へ低減（2015年8.2%）
（再掲）
- 年次有給休暇取得率を70%に向上（2014年47.6%）

【主な施策】

◎ (3)-(エ)-① ワーク・ライフ・バランスの推進

労働者が仕事と子育てや介護との両立を図ることができるよう、2016年3月に改正された育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成30年法律第76号）の周知徹底を図り、有期契約労働者の育児休業などの取得要件緩和や、介護休業の分割取得など、見直し内容の着実な施行を行う。

また、育児休業の取得促進を図るため、中小企業事業主に対する支援の拡充や男性の育児休業取得の促進等を図る。各企業のワーク・ライフ・バランスの「見える化」を進め、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業が選ばれる環境づくりを推進するなど、仕事と子育て・介護等が両立できる環境の整備に取り組み、従業員の子供数が多い企業に対する支援など地域における先駆的・優良な取組の横展開を支援する。

女性活躍推進法及び「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）に基づき、価格以外の要素を評価する調達（総合評価落札方式・企画競争方式）を行う際に、えるぼし認定⁽⁵⁴⁾等を取得したワーク・ライフ・バランス等推進企業を加点評価する取組を国や独立行政法人等で着実に実施し、地方公共団体や民間団体等にも働きかけを行う。

◎ (3)-(エ)-② 長時間労働の見直し

年次有給休暇の取得促進策等の働き過ぎ防止のための取組を盛り込んだ労働基準法等の一部を改正する法律案（平成27年4月3日第189回通常国会提出）の早期成立を図る。

さらに、「長時間労働削減推進本部」（本部長：厚生労働大臣）による長時間労働削減のための取組を更に推進することに加え、各都道府県労働局に設けられた「働き方改革推進本部」による各都道府県の実情に即した長時間労働抑制、年次有給休暇の取得促進などの取組を推進している。

⁽⁵⁴⁾ 女性の活躍推進に関する状況等が優良な企業は、女性活躍推進法に定める行動計画の策定等を行い、一定の基準を満たせば、厚生労働大臣の認定を受けることができる。認定を受けた企業は、認定マーク（愛称「えるぼし」）を商品等に使用することができ、公共調達における加点評価と日本政策金融公庫による低利融資の対象になる。

具体的には、「所定外労働時間の削減」及び「年次有給休暇の取得促進」等を推進するため、日本各地のリーディングカンパニー等の経営トップに働きかけるとともに、こうした企業の先進的な取組事例を幅広く普及させるために、ポータルサイトを活用した情報発信を行い、また、働き方・休み方改善コンサルタント等による各企業に対する支援等を展開していく。

年次有給休暇については、完全取得を目指し、10月を「年次有給休暇取得促進期間」として、集中的な広報を行うとともに、地域の行事と連携して年次有給休暇の取得を促す「地域の特性を活かした休暇取得促進のための環境整備事業」を実施し、さらに、「プラスワン休暇キャンペーン（三連休以上が集中する秋を中心に、有給休暇を組み合わせ、4日以上以上の連休を実施する）」の提唱等も行う。

こうした取組を通じて、長時間労働の抑制、年次有給休暇取得促進などの「働き方改革」に向けた総合的な対策を進める。

◎ (3)-(エ)-③ 時間や場所にとられない働き方の普及・促進

欧米では、勤務地や職務を限定した雇用が普及しており、本人の意に反する転勤が行われにくいとの指摘もあり、そうしたことを参考としつつ、勤務地や職務等を限定した「多様な正社員」の制度の導入・普及に必要な導入支援や転勤の実態調査を進めていき、企業の経営判断にも配慮しつつ、2017年3月末までに、労働者の仕事と家庭生活の両立に資する「転勤に関する雇用管理のポイント（仮称）」の策定を目指す。また、フレックスタイム制の普及・促進や、在宅勤務、サテライト・オフィス勤務などのテレワークの導入促進を行うこと等により、時間や場所にとられない働き方の普及・促進に取り組む。

◎ (3)-(エ)-④ 地域における女性の活躍推進

25～44歳の女性の就業率は69.5%（2013年）から71.6%（2015年）、民間企業の課長相当職以上に占める女性の割合は7.5%（2013年）から8.7%（2015年）、都道府県の本庁課長相当職以上に占める女性の割合は6.8%（2013年）から7.7%（2015年）に上昇した。

地域女性活躍推進交付金等を通じて、地域の経済団体、金融機関その他の様々な団体による連携体制の構築やワンストップ支援体制の整備（例：就労、起業・創業、子育て支援、教育、福祉等、必要な人に分野横断的な情報を提供するワンストップ相談窓口の設置）等、地域ぐるみで女性の活躍を推進する地方公共団体の取組を支援している。また、マザーズハローワーク等における職業相談・職業紹介等を通じて、女性の再

就職支援を行うとともに、女性等を対象とした低利融資制度や「創業スクール」における女性起業家コースの実施等を通じて、女性による起業を支援している。さらに、企業に対する表彰制度等を活用し、女性の活躍推進に取り組む企業にインセンティブを付与するとともに、「女性の活躍推進企業データベース」や「女性役員情報サイト」等を通じて、企業における女性の活躍状況の「見える化」等を推進している。

今後、これまでの取組に加え、女性活躍推進法に基づき、事業主の女性活躍推進に係る取組の「見える化」や、地方公共団体による推進計画の策定や協議会の設置等を更に促進し、地域における女性活躍のための取組を推進する。また、「女性活躍加速のための重点方針」に基づき、地域での女性の働く場の確保、女性による起業の支援、これまで女性の活躍が少なかった分野での活躍推進、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業を加点評価する取組を国や独立行政法人等で着実に実施し、地方公共団体や民間企業等にも働きかけを行い、女性活躍のための環境整備等を推進する。さらに、学びを通じた様々な分野における女性の社会参画を推進する。

◎ (3)-(エ)-⑤ 地域の実情に即した「働き方改革」の実現

ワーク・ライフ・バランスの推進、長時間労働の見直し、多様な働き方の推進、地域における女性の活躍推進、若者・非正規雇用対策の推進などの「働き方改革」については、地域の実情に即した取組が重要である。このため、これらの課題について「地域働き方改革会議」において重点的に検討を進め、これに対して、「地域働き方改革支援チーム」による支援を行い、地域ぐるみで改革に取り組むことを推進する（(3)-(ア)-①参照）。

(4) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

(ア) まちづくり・地域連携

A まちづくりにおける地域連携の推進

【施策の概要】

地方では、人口の流出が続き、地域経済の縮小、生活の利便性の低下等が問題となっており、それぞれの地域ごとに人口の流出に歯止めをかけ、活力ある経済・生活圏の形成のための地域連携を推進することが課題となっている。

このため、人口 20 万人以上の市を中心として、経済成長の牽引、高次の都市機能の集積・強化、生活関連機能サービスの向上の機能を備えた連携中枢都市圏を新たに形成し、人口減少社会においても一定の人口を確保し、活力ある社会経済の維持に取り組んでいく。

連携中枢都市圏の推進に当たっては、人口や行政サービス、生活基盤等の面だけでなく、経済・雇用や都市構造の面も重視した連携を構築する。

なお、新たな都市圏の形成は、地方の自主性に基づくものであることを尊重する。

また、人口 5 万人程度以上の市を中心として、2009 年度から、市町村が連携して相互に役割分担しつつ圏域の生活関連機能を維持・向上させ、人口のダム機能を果たすことを目的とする定住自立圏の取組が行われてきた。

この定住自立圏についても、取組事例の情報提供等により新たな圏域形成を促進する。

【主な重要業績評価指標】

■連携中枢都市圏の形成数：30 圏域を目指す（2016 年 10 月時点 17 圏域）

■定住自立圏の協定締結等圏域数：140 圏域を目指す（2016 年 10 月時点 112 圏域）

【主な施策】

◎ (4)-(ア)-A-① 連携中枢都市圏の形成

連携中枢都市圏における連携手法としては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に規定する「連携協約」を活用するとともに、その他個別の法律や施策に基づき必要となる手続も活用する。

2016 年 10 月現在、17 圏域において連携中枢都市圏が形成されており、取組が着実に広がっている。

意欲のある市町村が積極的に連携中枢都市圏を形成することができるよう、事業実施に係る新たな地方財政措置を創設した。さらに、モデル事業、各地域の先進的な地域連携に関する取組事例の情報提供、RESAS や人口メッシュ推計など地域に関する情報の提供、内発的な自立発展の推

進調査、補助事業採択における配慮等の支援を通じ、活力ある経済・生活圏の形成に向けた検討を後押しする。

こうした取組により、2020年には連携中枢都市圏の形成数を30圏域とすることを旨とするとともに、市町村自らは、国の「総合戦略」を参考に、都市圏の特性を踏まえ、地域経済、高次都市機能及び生活関連機能に関する成果指標等を設定し、進捗管理を行うものとする。

◎ (4)-(ア)-A-② 定住自立圏の形成の促進

2016年10月現在、112圏域において定住自立圏が形成されており、取組が着実に広がっている。この結果、各圏域で住民の生活関連機能に関するサービスの供給確保や質の向上に向けた取組が進められている。

定住自立圏の形成等を引き続き推進するため、取組事例の情報提供や協定等を締結していない中心市への意向調査等を行う。2020年には定住自立圏の協定締結等圏域数を140圏域とすることを旨とするとともに、地方公共団体自らは、圏域の特性も踏まえ、協定等に基づき推進する具体的取組に関し成果指標等を設定し、進捗管理を行うものとする。

B 都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワーク形成に当たっての政策間連携の推進

【施策の概要】

多くの地方都市では、これまで郊外開発が進み市街地が拡散してきたが、今後は急速な人口減少が見込まれ、拡散した市街地で居住の低密度化が進み、生活サービス機能の維持が困難になることが懸念されている。

そのため、住民等の協力を得つつ、医療・福祉・商業等の生活サービス機能や居住の誘導による都市のコンパクト化と公共交通網の再構築をはじめとする周辺等の交通ネットワーク形成を行うことにより、高齢者や子育て世代にとって安心して暮らせる健康で快適な生活環境の実現、アクセス改善やまちの回遊性向上による生活利便性の維持・向上及び地域経済の活性化、財政面及び経済面において持続可能な都市経営等を関係施策間で連携しながら推進していく。また、人口密度が高まることで生産性が上昇する、いわゆる「密度の経済」を実現するとともに地域の「稼ぐ力」の向上に係る施策とも十分に連携する。

【主な重要業績評価指標】

- 立地適正化計画を作成する市町村数：150市町村（2016年9月末時点4市）
- 立地適正化計画に位置付けられた誘導施設について、市町村全域に存する当該施設数に対して、都市機能誘導区域内に立地する当該施設数の占める割合が増加している市町村数：100市町村

■市町村の全人口に対して、居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数：100 市町村

■公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合

(三大都市圏) 90.8% (2015 年度 90.6%)

(地方中枢都市圏) 81.7% (2015 年度 79.1%)

(地方都市圏) 41.6% (2015 年度 38.7%)

■地域公共交通再編実施計画認定総数：100 件 (2016 年 9 月末時点 13 件)

【主な施策】

◎ (4)-(ア)-B-① 都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワーク形成

都市のコンパクト化と公共交通網の再構築をはじめとする周辺等の交通ネットワーク形成は、

- ・医療・福祉・商業等の生活サービス施設の維持やこれらの施設へのアクセス向上等による、高齢者や子育て世代にとって安心して快適に生活できる都市環境の形成
- ・サービス産業の生産性向上等による地域経済の活性化
- ・公共施設の維持管理の合理化や行政サービスの効率化等による行政コストの削減

等の具体的な行政目的の実現に向けた有効な政策手段として、中長期的な視野をもって継続的に取り組まれることが肝要である。

こうした基本的考え方の下で、都市再生特別措置法における立地適正化計画制度、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律における地域公共交通網形成計画制度について、中心市街地の活性化に関する法律(平成 10 年法律第 92 号)における中心市街地活性化基本計画制度の取組と連携しつつ周知・普及を図り、コンパクトシティの形成を積極的に推進する。

また、こうした取組に当たっては、都市全体の観点から、公共施設の再編、国公有財産の最適利用、医療・福祉、中心市街地活性化、空き家対策の推進等のまちづくりに関わる様々な関係施策との整合性や相乗効果等を考慮しつつ、総合的に検討する必要があることから、市町村の取組が一層円滑に進められるよう、省庁横断的に支援する「コンパクトシティ形成支援チーム」(事務局：国土交通省)を 2015 年 3 月に設置した。

支援チームにおける具体的な取組として、地方公共団体向けの説明会やブロック別相談会の開催等を通じて、市町村からの相談への対応や課題・ニーズの吸い上げをワンストップで行い、寄せられた課題等を関係府省庁で共有し、必要な支援施策の充実を図った。2015 年 9 月には関係府省庁の支援措置を一覧できる支援施策集を市町村に情報提供し、2016 年 6 月には平成 28 年度予算の拡充事項を反映し改訂を行った。同年 9 月

にはコンパクトシティ形成に資するプロジェクト単位の好事例を「先行的取組事例集」として公表した。

今後は、コンパクトシティ関連の更なる拡充事項を含めた関係府省庁の支援施策をパッケージとして取りまとめ、市町村への周知を図るとともに、市町村の計画作成に向けた検討の進捗状況や更なる意見・要望等も踏まえて、コンパクトシティの形成を通じた生活利便性の維持・向上、地域経済の活性化、行政コストの削減等の効果を発現させるため、以下の取組を進める。

1. モデル都市の形成等により、ノウハウの蓄積・横展開を図り、コンパクトシティの取組の裾野を拡大する。
2. 健康面や経済効果等の指標の開発・提供により、市町村による取組の成果の「見える化」や効果検証を促すとともに、関係府省庁が継続的にモニタリングできるようにし、これらを通じ支援メニューの充実を図る。加えて、人の移動に関するビッグデータ解析等を通じ、ユーザー目線での最適な施設配置の計画手法等の開発や公共交通の利便性向上を進める。

C ひとの流れと活気を生み出す地域空間の形成

【施策の概要】

地方都市において、地域の「稼ぐ力」や「地域価値」の向上を図る「稼げるまちづくり」を推進し、まちに賑わいと活力を生み出し、民間投資の喚起や所得・雇用の増加等につなげる。その際には、地域資源を最大限に活用した新たな需要の創出や地域への誇り・愛着の醸成等を図る取組と一体となって、空き店舗等の遊休資産の再生・活用等により、収益力を高める地域空間の形成を図る。

【主な重要業績評価指標】

■魅力があり波及効果が高い商業施設等を整備する民間プロジェクト数：60件（2016年11月時点：9件）

【主な施策】

◎ (4)-(ア)-C-① 地方都市における「稼げるまちづくり」の推進等

中心市街地の活性化に関する法律等を活用し、魅力ある地方都市の拠点として、ひとの集う「まちの賑わい」づくりを推進するため、インパクト・波及効果の高い民間投資の喚起等を図るなど、商業、文化、教育、医療、福祉、居住等の複合的な機能の整備支援の充実を図る。

また、一定の地域にひとと企業が集積することによる「密度の経済」を「稼ぐ力」の向上につなげていくためには、外国人観光客のインバウンド需要の取込みや高齢者等の健康長寿サービス需要への対応、若年者・

創業者のチャレンジによる新たな需要への対応等の視点から、まちづくり会社等の新しい公共を担う民間主体の経営の安定などのソフト施策と、コンパクトシティの形成などのハード施策との連携を図ることが不可欠である。このため、地域の「稼ぐ力」や「地域価値」の向上に向けた地域のまちづくりを支援するため、関係府省庁一体となって取りまとめた包括的政策パッケージを今後も改訂するとともに、地方都市における「稼げるまちづくり」の有望事例を「地域のチャレンジ100」として取りまとめ、全国への展開を図る。

さらに、地域の「稼ぐ力」を向上させるためには、遊休資産の有効活用が必要である。中でも、需要密度が相対的に高い商業地域においては、空き店舗の解消が大きな課題となっている。そこで、全国的に商店街の空き店舗に関する状況を精査し、インセンティブ施策、ディスインセンティブ施策の両面から検討を行い、その結果について来春を目途に取りまとめを行う。また、中心市街地において、空き店舗等のリノベーション等を選択しやすくするほか、優れたノウハウを各地域で導入できるよう成功事例の普及とともにまちづくり関係者の研修を行う。

加えて、民間都市開発推進機構が地域金融機関と共同でまちづくりファンドを立ち上げるとともに、不動産特定共同事業制度の見直しを行うなど、空き店舗、空き家、古民家等の地域の遊休資産を有効活用するための制度・政策等の充実を図る。

ITを活用して遊休資産や個人の余った時間の有効活用を促進するシェアリングエコノミーについて、「シェアリングエコノミー推進プログラム」に基づき、地域へシェアリングエコノミー伝道師を派遣する等、地方公共団体によるシェアリングエコノミーの導入・連携を支援する。

また、「稼ぐ力」や「地域価値」の向上に向けて、地域の実情に応じて適切なKPIを設定しPDCAサイクルを確立できるよう、参考となるKPIの選択肢例について、RESASの拡充を踏まえ充実を図ることとする。

◎ (4)-(ア)-C-② 地域経済応援ポイント導入による好循環拡大プロジェクト（マイナンバーカードの活用）の推進

マイナンバーカード1枚で全国の公共施設、商店街等の利用を可能とするマイキープラットフォームを構築し、併せて、民間事業者（クレジット会社、航空会社等）のポイントを地域経済応援ポイントとして地域商店街等で活用できる仕組みを構築し、地域経済の活性化を図る。

D まちづくりにおける官民連携・「見える化」の推進

【施策の概要】

まちづくりにおける企画・立案の段階から、地域経済界や市民団体、金融機関等必要な投融資を行う主体など、地域に関わる産官学金労言士の幅広い合意と協力を得ることで、「育てる」まちづくり⁽⁵⁵⁾を進める。また、まちのビジョンの共有や合意形成を容易化するため、まちづくりによる効果等を「見える化」する手法の拡大を推進していく。

【主な重要業績評価指標】

■地域プラットフォーム⁽⁵⁶⁾の形成数：47（2018年度まで）（2016年4月1日時点：17）

【主な施策】

◎ (4)-(ア)-D-① 官民連携・「見える化」の推進

(1)-(ア)-E-②の「官民にまたがる新たな戦略実施主体の確立等」と連動し、国内外における取組事例⁽⁵⁷⁾も参考にしながら、まちづくりにおける官民連携の推進体制を構築する。2016年6月に「日本版 BID⁽⁵⁸⁾を含むエリアマネジメントの推進方策検討会」において、BIDを含む海外の先進事例や国内の取組事例から示唆を得つつ、エリアマネジメントの役割や課題等を整理した中間取りまとめを行ったが、これを踏まえ、効果の「見える化」等エリアマネジメントの推進方策の具体化に向けた検討を深める。

また、まちづくりによる効果等を「見える化」することで、まちのビジョンの共有や関係者の合意形成を容易にする手法を検討する。

E 人口減少を踏まえた既存ストックのマネジメント強化

【施策の概要】

高度経済成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化するため、国民の安全・安心を確保しつつ、維持管理・更新等に係るトータルコストを縮減・平準化させることが必要であり、そのため、戦略的な維持管理・更新に取り組むことが必要である。また、公共施設等の維持管理等について民

⁽⁵⁵⁾ 我が国の都市・まちは成熟期を迎え、今後、これまでの「つくる」まちづくりから、「育てる」まちづくりに転換していく必要がある。「つくる」まちづくりの段階では、法律の範囲内での自由な開発、公的規制（ハード・ロー）が中心となるが、「育てる」まちづくりでは、エリア内の関係者が課題を共有し、方向を同じくし、関係者による自主的規制、地域ルールなどの民間発意のソフト・ローが必要となる。

⁽⁵⁶⁾ 「地域プラットフォーム」とは、地域における PPP/PFI 事業の関係者間の連携強化、人材育成、官民対話等を行う産官学金で構成された協議の場であり、コンパクトシティへの取組、地域課題の解決に向けたまちづくりなどの地域づくりへの展開にも活用される。

⁽⁵⁷⁾ 国内の取組の例として、福岡都市圏において成長戦略の策定から推進までを一貫して担う産官学民の連携組織（福岡地域戦略推進協議会）が2011年4月に設立された。当該協議会は、福岡県、福岡市など複数の地方公共団体、経済団体、域内外の企業、金融機関、大学等から構成される。

⁽⁵⁸⁾ Business Improvement District の略。米国・英国等における制度で、主に商業地域において地域内の資産所有者・事業者が、地域の発展を目指して必要な事業を行うための組織と資金調達等について定めたもの。

間のノウハウが十分活用されていない。公共施設等の維持管理・更新の課題に対し、循環型社会の視点も踏まえ、真に必要なストックを賢くマネジメントすることが重要となっている。とりわけ、国公有財産の最適利用の観点も踏まえつつ、地方公共団体において、都市のコンパクト化等を進める際に、公共施設等総合管理計画や立地適正化計画に基づき、公共施設等の集約化・活用を進め、民間の技術開発や地域の民間事業者の創意工夫を活用した PPP/PFI⁽⁵⁹⁾等により効率化を図る。

さらに、世帯数の減少に伴い空き家が増加してきており、また、既存住宅の流通やリフォームの市場は伸び悩んでいる。適切な住宅選択と住宅資産の市場流通を支援し、住み替えの自由度を上げることが重要である。

【主な重要業績評価指標】

- 公的不動産 (PRE)⁽⁶⁰⁾の有効活用を図る PPP 事業規模 (2013 年度から 2022 年度までの 10 年間) : 4 兆円 (2014 年度分まで : 5,963 億円)
- 既存住宅流通の市場規模 (2025 年まで) : 8 兆円 (2013 年 : 4 兆円)
- リフォームの市場規模 (2025 年まで) : 12 兆円 (2013 年 : 7 兆円)
- 賃貸・売却用等以外の「その他空き家」数 (2025 年まで) : 400 万戸程度に抑える (2013 年 : 318 万戸)

【主な施策】

◎ (4)-(ア)-E-① 公共施設・公的不動産の利活用についての民間活力の活用、空き家対策の推進

真に必要なインフラの整備・維持管理・更新と財政健全化の両立のために、民間の資金・ノウハウの活用が急務となっている。しかし、地方公共団体において、所有する公共施設・公的不動産 (PRE) の有効活用に係る体制整備が不十分といった課題がある。

そのため、「PPP/PFI 推進アクションプラン」(2016 年 5 月 18 日民間資金等活用事業推進会議決定)等に基づき、公共施設等運営権方式 (コンセッション) を活用した事業に取り組むほか、公的不動産の有効活用を図る PPP 事業について、財政負担を最小限に抑え、公共目的を最大限達成することを官民連携で企画するなど、積極的に取り組む。また、PPP/PFI 手法導入を優先的に検討する仕組みの構築・運用、地域の産官学金が連携して具体の案件形成を目指した取組を行う地域プラットフォーム等を通じた事業の掘り起こし、事業モデルの具体化・提示、案件形成に対する支援等 PPP/PFI の更なる活用の具体化を推進する。さらに、公的不動

⁽⁵⁹⁾ PPP は、Public Private Partnership の略。官民連携のこと。公共的な社会基盤の整備や運営を、行政と民間が共同で効率的に行おうとする手法をいう。PFI は、Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法をいう。国や地方公共団体等が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる事業について実施される。

⁽⁶⁰⁾ Public Real Estate の略。PRE が我が国の全不動産に占める割合は約 1/4 と非常に大きく、コンパクトシティの推進などのまちづくりにおいて、PRE を有効に活用することが重要となっている。

産に係る証券化手法等の活用についての地方公共団体向けの手引書等の作成・普及や関連事業を実施していく。

金融面からの取組としては、金融機関と協働しつつ、株式会社民間資金等活用事業推進機構が中心となって、プロジェクト組成を推進する。これらの取組により、2022年度までに公的不動産の有効活用を図るPPPの事業規模を4兆円とすることを目指していく。

また、賃貸や売却予定のない長期不在の空き家の割合が増加し、老朽化や危険性の観点から除却が求められる空き家も存在している。

このような状況を踏まえ、市区町村による空家等対策計画の策定、空き家の利活用や計画的解体、空き家物件に関する円滑な流通・マッチングを促進する。

一方で、我が国では既存住宅の流通が欧米に比して非常に低水準にあり、物理的な住宅ストックがあるにもかかわらず、まちづくりでの活用や住み替えの受け皿になっていないという指摘もある。そのため、既存住宅の品質の向上、適正な建物評価の市場への普及・定着のほか、建物状況調査（インスペクション）や瑕疵保険の活用等による消費者が安心して取引できる市場環境整備など、既存住宅の流通促進を図り、2025年までに既存住宅流通の市場規模を8兆円（2013年4兆円）、リフォーム市場の規模を12兆円（2013年7兆円）とする。

さらに、民間都市開発推進機構が地域金融機関と共同でまちづくりファンドを立ち上げ、エリアをマネジメントしつつ、複数のリノベーション事業等を連鎖的に進めていく。並びに、クラウドファンディング等の手法を用いた空き家等の遊休不動産の再生を促進するため、不動産特定共同事業制度の見直しを行う。

◎ (4)-(ア)-E-② インフラの戦略的な維持管理・更新等の推進

必要なインフラの機能を維持しつつ、トータルコストの縮減・平準化等を図るため、メンテナンスサイクルの構築や長寿命化計画の策定促進、革新的技術の創出等、戦略的な維持管理・更新等を推進する。

(イ) 「小さな拠点」の形成（集落生活圏の維持）

【施策の概要】

人口減少や高齢化が著しい中山間地域等においては、一体的な日常生活圏を構成している「集落生活圏」を維持することが重要であり、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、地域住民が主体となって、①地域住民による集落生活圏の将来像の合意形成、②地域の課題解決のための持続的な取組体制の確立（地域運営組織の形成）、③地域で暮らしていける生活サ

ービスの維持・確保、④地域における仕事・収入の確保を図る必要がある。

また、これらの取組を進め、暮らしを守るためには、地域住民の活動・交流拠点の強化や、生活サービス機能の集約・確保、集落生活圏内外との交通ネットワークの形成等により利便性の高い地域づくりを図ることが必要である。

このため、地域の生活や仕事を支えるための住民主体の取組体制づくりや利便性の高い地域づくり（「小さな拠点」の形成（集落生活圏の維持））を推進するとともに、地域運営組織の持続的な活動のため、農協や商工会等の地域内外の多様な組織との連携を推進する。

【主な重要業績評価指標】

■「小さな拠点」（地域住民の活動・交流や生活サービス機能の集約の場）の形成数：1,000か所を目指す

■住民の活動組織（地域運営組織）の形成数：3,000団体を目指す

【主な施策】

◎ (4)-(イ)-① 地域住民による集落生活圏の将来像の合意形成及び取組の推進

「総合戦略」が対象とする5年間のうちに、今後の地域の在り方、事業の取組方向について、集落生活圏単位で地域住民が主体的に参画し、地域の将来ビジョンを盛り込んだ「地域デザイン」（今後もその集落で暮らすために必要な、自ら動くための見取り図）を策定し、事業に着手することが求められる。

そのため、市町村のサポートや、ファシリテーターなど外部専門人材や地域人材、公民館等を活用し、地域住民が主体となって、今後の地域の在り方について学び考えていくワークショップの実施を推進する。その際、地域の現状や展望を整理する「地域点検カルテ」の作成を推進するとともに、「地域デザイン」の策定・実行まで長期間を要し得ることを踏まえて支援する。

また、地域住民の主体的な地域づくりへの参画から事業の実施までの一連のプロセスを各地で進めていくため、関係府省庁が連携した取組の推進、地方公共団体への説明会の開催等による普及等を行ってきた。今後、地方創生推進交付金や各府省庁の事業等による「小さな拠点」の形成支援をはじめ、関係府省庁による連携した支援の維持・強化を図るとともに、「小さな拠点」の形成（集落生活圏の維持）に取り組む上で参考となる手引書の活用や取組効果の「見える化」を促進する。また、地域の取組の普及・実践に向けて、参考となる事例紹介等を行うフォーラムや交流会の開催等の情報交流の推進や都道府県等における意見交換会の実施を継続的に行い、先駆的な取組を行う地方公共団体や地域運営組織との連携を深め、「小さな拠点」の形成（集落生活圏の維持）の取組を促進する。

◎ (4)-(イ)-② 地域の課題解決のための持続的な取組体制としての地域運営組織の展開と活動の推進

「小さな拠点」の形成等により持続可能な地域をつくるため、「地域デザイン」に基づき、地域住民自らが主体となって、地域住民や地元事業体の話し合いの下、それぞれの役割分担を明確にしながら、生活サービスの提供や域外からの収入確保などの地域課題の解決に向けた事業等について、多機能型の取組を持続的に行うための組織（地域運営組織）を形成することが重要である。

地域運営組織の立ち上げや運営に当たっては、そのためのノウハウの確立、地域内外からの人材の確保・活用、組織の運営や活動に必要な資金の確保、多様かつ持続的な活動に必要な法人格の取得等の課題があることから、先発事例の体系的な整理・提供とともに、取組効果の「見える化」の推進、各府省庁の事業、外部人材の導入（「地域おこし協力隊」や人材還流事業、「地方創生カレッジ」等を活用）等を有効に活用し、取組体制の構築から事業の着手を支援するとともに、地域運営組織の持続的な運営に関する調査研究や環境整備を進める。また、地方公共団体と連携し、全国の地域運営組織の実態把握や情報交流を推進し、地域運営組織の活動の深化を図るとともに、地域運営組織の取組支援や人材育成支援のためのプラットフォームづくりを推進する。

特に、「地域の課題解決に向けた地域運営組織に関する有識者会議」の最終報告を踏まえ、地縁型組織の法人化の促進に向けて、更に具体的な検討を進める。

◎ (4)-(イ)-③ 地域で暮らしていける生活サービスの維持・確保

日常生活に必要な機能・サービスを集約・確保し、集落生活圏内外との交通ネットワークを形成するとともに、地域住民のニーズに対応した、地域の運営組織等が提供する生活サービスの多機能化、生活サービスを持続していくための物流システムの構築等を推進する。

そのため、地域再生法を改正（平成27年8月施行）し、福祉・利便施設を拠点地域に集約・確保するなどの「小さな拠点」の形成に取り組む市町村が作成する「地域再生土地利用計画」の制度を創設し、これらの施設の立地誘導を図るための届出・勧告制度や、誘導施設の整備に対する農地転用許可、開発許可等の特例措置を設けるとともに、2016年度より「小さな拠点」の形成に資する事業を行う株式会社への出資に対する税制上の特例措置を講じたところであり、先発事例の整理・情報提供等により、地域再生計画を活用した「小さな拠点」の形成に資する取組の一層の普及・推進を図るとともに、関係府省庁による連携を進め、地域

の状況に応じ、以下のような施策を進める。

- ・拠点施設における福祉サービスのワンストップ化を推進する。
- ・住民の買い物等を支える円滑な物流のため、運送各社等が連携した新たな共同配送スキームの構築やボランティアチェーン等との連携、安定的な石油製品の供給システムの確立を推進する。
- ・域内の人・モノの複合的かつ効率的な輸送システムの構築や、特区等における自動走行などの近未来技術等の推進を図るとともに、2018年頃に離島、山間部における小型無人機を活用した荷物配送を本格化させる仕組みを導入する。

◎ (4)-(イ)-④ 地域における仕事・収入の確保

コミュニティビジネスを振興し、小さくとも地域に合った自立的な事業を積み上げ、地域経済の円滑な循環を促す。その際、地域資源を活用しながら複数の事業を組み合わせ実施する取組と横断的なビジネスを実行する人材の確保を推進する。

具体的には、中山間地農業の特性に着目した底上げを図った上で、地域の特性をいかした農林水産物の生産や6次産業化による高付加価値化、観光資源や「道の駅」等を活用した都市との交流産業化、再生可能エネルギーの導入等多機能型の事業の振興、創業、継業とともに、農協や商工会等の地域内外の多様な組織との連携や、必要な人材の地方への還流や外部人材の確保・活用を推進する。

◎ (4)-(イ)-⑤ 公立小・中学校の適正規模化、小規模校の活性化、休校した学校の再開支援

学校規模について課題を認識している市区町村のうち、2014年5月時点で46%が検討に着手しているが、今後の検討に資するため、公立小・中学校の設置者である市町村教育委員会が、学校統合の適否又は小規模校を存置する場合の充実策等を検討する際の基本的な方向性や考慮すべき要素、留意点等をまとめた「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を2015年1月に策定した。また、休校した学校を再開する場合の相談窓口の一本化を図るため、同年3月に文部科学省に休校再開支援窓口を設置した。

今後も、地域コミュニティの核としての学校の役割を重視しつつ、活力ある学校づくりを実現できるよう、学校統合を検討する場合、小規模校存続を選択する場合、休校した学校を活用・再開する場合に対応して、その検討に資する手引きの更なる周知を図るとともに、優れた先行事例の創出・普及など、活力ある学校づくりに向けた市町村の主体的な検討や具体

的な取組に対するきめ細やかな支援の拡充を図る。

(ウ) 東京圏をはじめとした大都市圏の医療・介護問題・少子化問題への対応

【施策の概要】

大都市圏の高齢化が今後急速に進展し、とりわけ、東京の近郊の高齢者数の増大が顕著となると見込まれている。こうした大都市圏では、急速な高齢化や単身化の進展に伴い、医療・介護サービスへのニーズが拡大しており、これらへの総合的な対応が課題とされる。在宅医療を含めた医療介護提供体制の整備により、地域包括ケアシステムの構築を進めるとともに、公共交通機関等のバリアフリー化により、大都市圏においても高齢者が生きがいを持ちつつ地域の中で豊かに暮らせる環境を整えることが求められている。公的賃貸住宅団地においては、集約化・建替え等と併せて行う高齢者の地域包括ケアの拠点等の形成を促進し、高齢者等の多様な世代が生き生きと生活し活動できる「スマートウエルネス住宅・シティ」の展開を推進する必要がある。

また、東京圏の低出生率には、労働時間の問題など若い世代の働き方が大きく影響していると考えられ、日本を代表する企業が多く集積している東京圏をはじめ、大都市圏において、「地域アプローチ」が特に重要である。そして、東京圏の企業においては、長期的かつ社会経済全体の視点から、ワーク・ライフ・バランスや子育てしやすい職場環境づくりに取り組むことが求められる。

【主な重要業績評価指標】

■大都市圏の高齢者の急増に伴う医療・介護需要の増大に対応した、広域連携を視野に入れた医療計画及び介護保険事業支援計画の策定・実施

■独立行政法人都市再生機構（以下「UR」という。）の団地の地域の医療福祉拠点化

（大都市圏のおおむね1,000戸以上のUR団地約200団地のうち、2020年度までに100団地程度、2025年度までに150団地程度で拠点化）

■高齢者施設、障害者施設、子育て支援施設等を併設している100戸以上の規模の公的賃貸住宅団地の割合：25%（2014年度20%）

【主な施策】

◎ (4)-(ウ)-① 東京圏をはじめとした大都市圏の医療・介護問題への対応

今後、大都市圏では高齢化の進展に伴い、医療・介護需要が急速に拡大する。大都市圏には、交通網の発達によって、患者・住民の移動可能な範囲が広いこと、患者・住民が狭い範囲に集住していること等の特徴があり、需要推計及び実効性のある対応策を実施するためにはこれらの特徴を踏まえた検討が必要である。

そのため、2015年度以降、都道府県において医療需要の将来推計を含

めた地域医療構想を策定する。その際、東京圏の医療需要の将来推計については都・県域を超えた患者の大幅な移動があるため、国と関係地方公共団体が密接に連携し、都県が、患者の流出入等の調整を行い推計に反映させる。その上で、2018年度からの地域医療構想を含む医療計画及び介護保険事業支援計画の同時策定に向けた取組を進め、2020年度には、同時策定された計画の下で施策を推進する。

また、東京圏における地域医療介護提供体制の整備と高齢者の住まいの整備の取組を一体的に推進することが必要であり、一都三県と国が連携し、広域的な観点から地域体制整備に取り組むことが重要である。このため、介護・看護人材の確保・定着に向けた取組など、高齢者を中心とする医療介護提供体制の整備と、空き家の活用や公的賃貸住宅団地の再生・福祉拠点化、いわゆるニュータウンの再生や住み替え支援（リバースモーゲージ⁽⁶¹⁾、既存住宅・リフォーム市場の活性化等）の一体的な推進について、一都三県と国が連携して取り組んでいく。また、東京在住者のうち、50歳代男性の半数以上、また50歳代女性及び60歳代男女の約3割が地方移住を予定又は検討したいとの意向を持っている。こうした希望の実現を図り、高齢者の地方移住の選択肢を支援していく。

◎ (4)-(ウ)-② 大都市近郊の公的賃貸住宅団地の再生・福祉拠点化

大都市近郊の住宅団地は、高度経済成長期等の人口の受け皿となったことから、急速に高齢化が進展し、高齢者世帯の増加や単身化の進行、子育て世帯等若年者の定着促進等の課題が生じている。

これらの課題に対応するため、公的賃貸住宅団地のストック活用や建替え時の福祉施設等の併設により、団地やその周辺地域における高齢者の地域包括ケアの拠点等の形成を推進する。特に大規模団地においては、居住機能の集約化等に併せて、子育て支援施設や福祉施設等の整備を進め、団地を含めた地域の再編を進めていく。

これらの取組を通じ、高齢者や子育て世帯等の多様な世代が生き生きと生活し活動できるよう「スマートウエルネス住宅・シティ」の展開を推進し、UR団地において2020年までに100団地程度、2025年までに150団地程度を医療福祉拠点化するとともに、高齢者施設、障害者施設、子育て支援施設等を併設している100戸以上の規模の公的賃貸住宅団地の割合を25%（2014年度20%）とすることを目指す。

⁽⁶¹⁾ 自宅を担保とした金融商品の一つ。自宅を保有するが現金が少ないという高齢者世帯が自宅を手放さずに資金調達を行うための手段とされている。公的なものと民間のもの、年金方式と一括方式のものがある。

◎ (4)-(ウ)-③ 東京圏をはじめとした大都市圏の少子化問題への対応

平均初婚年齢や第1子出産年齢が全国でも際立って高く、特に第3子以降の出生数が全国と比べて非常に少ない東京圏をはじめ、大都市圏においては、地域の実情に即した「働き方改革」など「地域アプローチ」の取組を進める。

また、東京圏の産科施設等における都県域を越えた搬送調整など、安心して子供を産み育てることができる環境の整備について、一都三県と国が連携して取り組んでいく。

(エ) 住民が地域防災の担い手となる環境の確保

【施策の概要】

地域の高齢化が進む中で、地震・豪雪・風水害などの様々な災害に対する地域コミュニティによる対応が課題となっている。地域コミュニティに貢献する消防団や自主防災組織等の充実強化や、災害対応・防災におけるICTの利活用の推進により、住民が地域防災の担い手となる環境を整備する必要がある。

【主な重要業績評価指標】

■消防団の団員数の維持（2015年4月時点 859,995人：2016年4月時点（速報値）856,417人）

■全都道府県にLアラートを導入（2016年11月時点 41都道府県）（再掲）

【主な施策】

◎ (4)-(エ)-① 消防団等の充実強化・ICT利活用による、住民主体の地域防災の充実

消防団について、団員数の増加している女性や大学生等の入団を更に促進すること等により、団員を確保・増員するとともに、自主防災組織との連携を推進する。

消防団員の加入促進に当たっては、女性や若者の加入促進を図るための支援事業を実施している。

また、「G空間情報」（地理空間情報）の利活用やLアラートの普及展開の加速化、迅速な情報発信や発信情報の拡充・利活用の促進等に向けた取組等により、住民一人一人がきめ細やかな災害情報を瞬時に把握することができる環境を確保する。

(オ) ふるさとづくりの推進

【施策の概要】

人口減少や超高齢化が進行する中で、全国で多くの「ふるさと」が、その存在そのものの危機に瀕しつつある。そこで、「ふるさと」の価値を再認識し、

「ふるさと」を愛することの大切さを伝え、生まれた人は「ふるさと」にとどまり、都会に出た人は「ふるさと」に帰るきっかけとする。また、都会に生まれた人については、そこが新しい「ふるさと」となるよう、その場所に対する愛着、帰属意識を高める「ふるさとづくり」の取組を進めていく。こうした取組は、地域に住む住民が主体となった地方創生の推進に大きく寄与するものである。

【主な重要業績評価指標】

■ふるさとづくり推進組織の数を1万団体に増加（2013年度3,291団体）

【主な施策】

◎ (4)-(オ)-① 「ふるさと」に対する誇りを高める施策の推進

ふるさとづくり有識者会議において、「ふるさと」を愛する気持ちを育み誇りある「ふるさと」をつくるための基本理念や施策の在り方について検討を行い、ふるさとづくりの意義や、ふるさとづくり関連施策を取りまとめた。その成果をふるさとづくり推進組織（以下「推進組織」という。）等への周知広報を図るとともに、ふるさと学の推進等に資する情報を収集し発信した。

今後は、ふるさとづくり実践活動チームによる、全国各地域の推進組織等との意見交換等を通じて、当該地域におけるふるさとづくり活動の進展に資するとともに、その活動モデルを発信、共有して全国各地域への波及を図る、「ふるさとづくり実践活動」を実施する。

(カ) 健康寿命をのばし生涯現役で過ごせるまちづくりの推進

【施策の概要】

急速な高齢化が進展、高齢者世帯の増加や単身化が進行する中で、住民個人による疾病・介護予防や健康増進の取組を支援し、その結果として健康寿命をのばし、生涯現役の社会づくりを推進することは、今後、ますます重要となる。このため、地域の実情に応じて、地域の資源や関係施策を有機的に連携させながら、より多くの住民が健康で生き生きと暮らしていけるような地域づくりに地方公共団体が取り組むことを推進する。

【主な重要業績評価指標】

■2020年までに健康寿命を1歳以上延伸（2010年比）（2025年までに健康寿命を2歳以上延伸）

【主な施策】

◎ (4)-(カ)-① 疾病予防や健康づくりの推進による地域の活性化

「人生90年」という超高齢社会が到来する中で、重症化予防や健康づくり対策によって住民の健康長寿の実現を図ることは重要な課題である。そのため、地域の資源や関係施策等を有機的に連携させながら、よ

り多くの住民が疾病・介護予防や健康増進に関心を持って取り組めるような地域づくりの実例を収集し、これを情報提供することにより、各地域での取組を推進する。

具体的には、例えば、地域の商店街等の協力を得て住民の予防・健康増進の取組にインセンティブを付与し参加を促す事例や快適な歩行空間の整備等を通じて市民の外出機会を増やす事例（スマートウエルネスシティの取組）など、他の地方公共団体での取組の参考となる事例を提供し、地域の実情に応じた取組を促進する。

(キ) 温室効果ガスの排出を削減する地域づくり

【施策の概要】

2015年12月に「パリ協定」が採択され、2016年11月に発効した。この協定により、温室効果ガスの排出等に係る将来の国際社会の姿が世界で共有された⁽⁶²⁾。同協定の採択も踏まえて、我が国においては、2016年5月に、地球温暖化対策推進法（平成10年法律第117号。以下「温対法」という。）の改正、地球温暖化対策計画⁽⁶³⁾の策定等が行われた。また、2015年9月、持続可能な開発目標（SDGs⁽⁶⁴⁾）を含む2030アジェンダが国連において採択された。

温室効果ガスの排出削減に向けて、再生可能エネルギーの最大限の導入や省エネルギーの徹底等に係る技術の開発とその社会実装、ライフスタイル・ワークスタイルの変革に向けた取組等を地域の特性を踏まえつつ進展させることは、エネルギーコストに係る収支の改善を通じた地域経済の基礎体力の向上、新たな雇用の創出等に貢献するものと期待される。

また、都市のコンパクト化は、地球温暖化対策の観点からも重要な取組として位置付けられており、誰もが暮らしたくなる魅力的なまちづくりにも貢献するものと期待される。

このため、地球温暖化対策を地方創生の視点で捉え、省エネルギー化、再生可能エネルギーの導入、都市のコンパクト化等の計画的な取組と併せ、環境未来都市構想等の普及を進める。

【主な重要業績評価指標】

■ 温対法に基づく地方公共団体実行計画の策定・実施

■ (4)-(ア)-B「都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワーク形成に当たっての政策間連携の推進」に関する主な主要業績評価指標に同じ

⁽⁶²⁾ パリ協定では、産業革命前と比べ世界全体の平均気温の上昇を2℃より十分低く保持すること、1.5℃に抑える努力を追及すること等を目的とし、この目的を達成するよう、人為的な温室効果ガスの排出と吸収源による除去のバランスを今世紀後半に達成するために、最良の科学に従って早期の削減を目指す、とされている。

⁽⁶³⁾ 温対法に基づくもの。平成28年5月13日閣議決定。

⁽⁶⁴⁾ Sustainable Development Goals の略。

【主な施策】

◎ (4)-(キ)-① 温室効果ガスの排出を削減する地域づくりの推進

再生可能エネルギー等の最大限の導入拡大・活用推進と省エネルギーの推進、地域の多様な課題に応える低炭素型の都市・地域づくりの推進等を図るため、温対法に基づく地方公共団体実行計画の策定マニュアルの改訂等により、その策定を支援する。

また、同計画に関して、2016年の温対法改正により「都市機能の集約の促進」等が記載事項の一つとして明記され、地球温暖化対策計画においても、低炭素型の都市・地域づくりの推進の一環として「都市のコンパクト化」が掲げられた。こうした点も考慮し、地球温暖化対策と都市のコンパクト化の関係等に係る認識の普及を図るとともに、高齢者や子育て世代にとって安心して快適に生活できる都市環境の形成、サービス産業の生産性向上等の様々な観点から都市のコンパクト化等を進める。

さらに環境未来都市構想を推進し、先進的な取組の普及展開を進める。

IV. 地方創生に向けた多様な支援-「地方創生版・三本の矢」-

1. 情報支援の矢

(1) 「地域経済分析システム (RESAS)」の開発、日本版 DMO への情報支援

地方創生に向けた情報支援として、地域経済に関する官民のビッグデータを、分かりやすく「見える化」した「地域経済分析システム (RESAS)」を 2015 年 4 月より提供している。提供開始以降も順次、RESAS へのデータ追加や改修等の開発を実施しており、2016 年 9 月には地方財政状況に関するデータや、労働生産性に関するデータ等を追加した。年度内には教育や介護等に関するデータ等の追加を予定している。また、利用者の手により複数のデータを組み合わせた新たな分析や、地域の魅力の発見に役立つアプリケーションの創出等、より高度なデータの活用を促進するため、RESAS に搭載する公的データを加工可能な形式で提供する取組を開始した (RESAS-API)。引き続き RESAS の機能やデータの強化を図るとともに、ユーザーインターフェースの改善を含め利便性の向上等を実施する。

また、日本版 DMO が KPI の達成状況を管理し、PDCA サイクルを回すことを容易にするため、全国の日本版 DMO が観光地域のマネジメント・マーケティング機能を果たす上で必要かつ効率的に利用できるシステム・ツール (地域全体での顧客管理システム、宿泊や観光コンテンツの予約システム、WEB マーケティングツール等) を研究・開発する。

さらに、「地域の産業・雇用創造チャート」や、法人情報を効率的・効果的に提供するサイト「法人インフォメーション (2017 年 1 月より運用開始予定、各種行政機関のデータ提供サイトとも連携)」等により、地方公共団体・民間事業等によるデータ収集コストの低減やデータ活用の促進等を図る。

(2) RESAS の普及促進

RESAS の提供開始以来、経済産業局や沖縄総合事務局等に地方公共団体の職員や教育機関、民間団体、その他一般の利用者等に対し RESAS の活用をサポートするための専門人材を配置して普及を推進している。また、RESAS を活用した政策立案に関し地方公共団体からの要望に応じたワークショップの実施や、全国 10 地域での RESAS の活用に関する最新情報を提供するセミナーの開催、各都道府県における RESAS 担当課の設定等、RESAS の普及に向けて各種の取組を実施している。その結果、地方公共団体における「地方版総合戦略」の策定への活用に加え、具体的施策の検討への利用に広がりつつある。また、高校や大学といった教育機関での授業における RESAS の利用、地方公共団体・NPO 等の主催による地域での RESAS を用いたセミナーやコンテストの実施等、RESAS を活用する動きは各地域で着実に進展しつつある。

RESAS に対する関心の高まりや利用者の裾野の広がりを受け、RESAS についてより

多くの学習の機会を提供するため、11月より新たにインターネット上でPCやスマートフォンから学ぶことのできるeラーニングの提供を開始した。引き続き地方公共団体等との連携を通じ、RESASについてより一層の普及を図る。

2. 人材支援の矢

(1) 地方創生リーダーの育成・普及

各地方公共団体においては、「地方版総合戦略」に基づいて、より具体的な事業を本格的に推進する段階に入っている。地方創生の深化に向けた様々な取組は、実際にこれを担う専門人材（高度な専門性を有する人材をはじめとした地方創生人材）の確保・育成・活躍によって実現されるものである。

2015年12月に取りまとめた「地方創生人材プラン」では、地方創生に必要な専門人材の育成に取り組む大学や民間事業者といった養成機関のネットワークづくりを支援し、地方創生に関する情報共有・発信力の強化を図るとともに、地方創生を志す人々がインターネット等を活用し自己研鑽^{さん}できる素材・コースを提供するなどし、広く専門人材の養成・研修の充実を図る必要がある、との提言がなされた。こうした提言を踏まえ、2016年度に入り、有識者で構成された地方創生人材育成のための推進会議での更なる検討を経て、2016年12月に「地方創生カレッジ」を創設したほか、養成機関のネットワークづくりに資する「連携の場」を提供するWEBサイトの開設準備を進めているところである。

今後とも「地方創生カレッジ」については、学習コンテンツの更なる充実を図りつつ、創設後2～3年間で受講者10,000人、5年間で高度な専門性を有する人材500人以上の輩出を目指していく。また、「連携の場」については、養成機関のネットワークづくりや地方創生を志す人々の情報共有・発信力の強化を促進する「場」づくりを進めていく。

(2) 地方創生コンシェルジュ

2015年2月に、「地方創生コンシェルジュ」の仕組みを構築した。「地方版総合戦略」の策定を含め地方創生の取組を行う地方公共団体の相談窓口として、当該地域に愛着のある国の職員を選任している。また、同年3月には地方創生コンシェルジュ同士の横の連携、情報共有及び現場のニーズを把握するため、地方創生コンシェルジュと地方公共団体との各都道府県別の意見交換を行った。現在は都道府県知事、市町村長と地方創生コンシェルジュとの意見交換会を地方開催も含め随時行っている。さらに便利で使いやすい制度にするため、地方公共団体に対するアンケート調査を実施し、2016年6月に地方創生コンシェルジュ活用状況調査報告書を公表した。調査結果を踏まえ、地方創生コンシェルジュに係る「活用の手引き」及び「相談事例」を同年7月末に地方公共団体に提供した。

相談方法としては、地方公共団体は、具体の担当府省庁が明確な場合は当該府省庁

の地方創生コンシェルジュに相談し、必要な知見について各々の担当部局にアクセスすることができる。また、具体の担当府省庁が不明の場合は内閣府地方創生推進室の地方創生コンシェルジュに相談し、必要に応じ関係府省庁の担当にアクセスすることができる。

今後も地方公共団体との意見交換を通じ、地方からの相談に対し前向きに具体的な提案ができるよう親切、丁寧、誠実に対応していく。

(3) 地方創生人材支援制度

2015 年度から地方創生人材支援制度を開始し、地方創生に積極的に取り組む市町村に対し、これまでに 120 名以上の意欲と能力のある国家公務員や大学研究者、民間人材を派遣している。派遣された人材は、市町村長の補佐役として、副市町村長や地方創生担当部局の幹部等に着任し、それぞれの「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」に記載された施策の推進を中核的に担っている。中には、派遣者自らが広告塔となり大胆な発想で市町村の宣伝を行うことで認知度向上につながった事例や、地元特産品にちなんだ奨学金制度を新たに創設した事例もある。

派遣期間中には、派遣者が一堂に集う情報交換会・報告会を年に 4 回程度開催し、派遣者が市町村で取り組んでいる事業の内容やそのノウハウ等について情報交換し、また地方創生担当政務との活発な意見交換を行っている。

今後とも、意欲ある市町村の地方創生の取組に必要な人材の派遣を行う。また、報告会の開催を通じて派遣者に対する支援を行うとともに、地方創生の取組の好事例・ノウハウの蓄積を図り、派遣者や市町村への還元・共有を推進する。さらに、派遣者及び派遣先の市町村が派遣期間終了後もつながりを維持できる仕組みづくりなど、本制度をフォローアップする体制を構築する。

3. 財政支援の矢

(1) 地方創生の深化のための交付金

地域再生法に基づく法定交付金である地方創生推進交付金を活用し、地方公共団体が従来の「縦割り」事業だけでは対応しきれない課題を克服することを目的に実施する複数年度にわたる取組を安定的かつ継続的に支援する。また、地方公共団体による自主的・主体的な事業設計に併せ、具体的な成果目標と PDCA サイクルの確立の下、官民協働、地域間連携、政策間連携等の促進、先駆的・優良事例の横展開を積極的に推進する。地方創生推進交付金の交付対象とする個別事業の選定・検証については、関係府省庁の参画を得ながら内閣府において対応する。

2017 年度の地方創生推進交付金の運用に当たっては、交付金上限額の引上げやハード事業に係る要件の緩和等の弾力化を行い、より多くの地方公共団体が使いやすい環境を整える。また、地方の「平均所得の向上」を目的とした取組等のローカル・アベノミクスに資する事業を重点的に支援する。

平成28年度第二次補正予算において計上された地方創生拠点整備交付金により、地方公共団体が進めている「地方版総合戦略」に基づく自主的・主体的な地域拠点づくりなどの事業について、地方の事情を尊重しながら施設整備等の取組を積極的に支援する。

地方創生の深化のため、平成28年度当初予算において1,000億円、事業規模で2,000億円程度の地方創生推進交付金を創設するとともに、安定的・継続的な制度・運用とするため、当該交付金を2016年4月に施行された改正地域再生法に基づく法定交付金とした。

この地方創生推進交付金によって、地方公共団体の自主性・主体性を尊重しつつ、官民協働、地域間連携、政策間連携等を行う先駆的な取組を安定的かつ継続的に支援する。地方創生推進交付金の交付対象となる事業に対しては、KPIを設定し、外部有識者の意見聴取等を伴う効果検証を徹底する。その際、外部への公表や国に対する検証結果報告等により透明性を確保する。

支援対象となり得る分野例は、地域の技の国際化（ローカルイノベーション）、地域の魅力のブランド化（ローカルブランディング（日本版DMO、地域商社））、地域のしごとの高度化（ローカルサービスの生産性向上等）、地方創生推進人材の育成・確保、移住促進/生涯活躍のまち、地域ぐるみの「働き方改革」、「小さな拠点」の形成等、都市のコンパクト化と公共交通ネットワークの形成等である。

こうした分野例の提示に加え、平成26年度補正予算で措置された「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）」の先駆的事业分、平成27年度補正予算で措置された地方創生加速化交付金や地域金融機関等の特徴的な取組事例、「地域しごと創生会議」で取り上げられた特徴的な取組事例等を地方公共団体に情報提供し、地方創生の取組を深化させる。

また、2017年度は、地方創生推進交付金について、1,000億円（事業規模で2,000億円）を確保し、申請に係る事務負担を軽減するとともに、交付上限額の引上げやハード事業に係る要件の緩和など運用の弾力化を図ることにより、これまで以上に多くの地方公共団体が使いやすい環境を整える。併せて、高い経済効果が見込まれる先駆的な取組や、地域に存在する遊休資産の効果的な活用を促す制度と地方創生推進交付金との連携を図ることにより、地方創生推進交付金を活用した地方の「平均所得の向上」に資する事業を重点的に推進する。

平成28年度第二次補正予算では、地方公共団体が進めている「地方版総合戦略」に基づく自主的・主体的な地域拠点づくりなどの事業について、地方の事情を尊重しながら施設整備等の取組を進めることを目的に地方創生拠点整備交付金（国費：900億円、事業規模：1,800億円）を創設し、本格的な事業展開の段階を迎えた地方創生の更なる深化を目指す。

支援対象としては、地方公共団体において、それぞれの「地方版総合戦略」に位置付けられた事業の拠点であって、未来への投資に重点を置きつつ、地方の「平均所得

の向上」など地方創生への波及効果の発現が高い施設等である。具体的な例としては、ローカルイノベーションに資する公設試（附帯設備を含む）、地域経営の視点に立った観光地域づくりに効果的な観光施設、地域全体としてのブランディング戦略の確立に資する収益施設等（6次産業化施設等を含む）の整備、生涯活躍のまちの推進に資する多世代交流の拠点施設、移住定住促進のために行う空き施設や「小さな拠点」づくりに資する地域コミュニティ組織の日常的な活動の場として機能する基幹的な拠点施設等である。なお、地方創生の政策5原則を踏まえ、交付対象となる施設については、運営戦略や事業計画に基づく利活用方策が地方創生推進交付金の採択事業と同様に適切かつ具体的な KPI の設定及び PDCA サイクルを備えている必要がある。

以上のように地方創生は地域的・政策的に広がりを見せているが、今後、更に全国津々浦々まで波及させるには、先進的で優良な事例の普及を積極的に図ることが必要である。このため、地方創生推進交付金の申請に先立ち、全国でブロック別個別相談会を開催⁽⁶⁵⁾し、地方公共団体の担当者が、交付金の担当者に相談できる体制を整えている。このほか、希望する地方公共団体に対しては、随時個別相談に対応しており、今後とも、きめ細やかな相談を行っていく。

（2）地方財政措置

地方創生については、まずは国と地方が適切に役割分担を行うことが必要である。その上で、少子化や人口減少などの要因や課題は地域ごとに大きく異なっているので、地域の課題については、地域の実情に応じ、地方の責任と創意による対策が講じられることが重要である。

このため、地方公共団体が自主性・主体性を最大限に発揮できるようにするための地方財政措置を講じる。

◎まち・ひと・しごと創生事業費

地方公共団体が、地域の実情に応じ、自主的・主体的に地方創生に取り組むことができるよう、平成27・28年度地方財政計画の歳出に、「まち・ひと・しごと創生事業費」（1兆円）を計上した。平成29年度についても、引き続き1兆円を計上する。

（3）税制

志ある個人や企業の「民の力」を地方創生に効果的に活用する観点から、「しごと」と「ひと」の好循環を生み出し、「まち」を活性化することに資する税制の推進を図る。

⁽⁶⁵⁾ 2016年度の第1回申請に当たっては、全国9ブロック（北海道、東北、関東、北陸、中部、関西、中国、四国、九州・沖縄）で11回の個別相談会を開催し、全国で約800団体が参加した。また、第2回申請に当たっても、同じく11回の個別相談会を開催し、約500団体が参加している。

◎地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）[措置済]

「地方版総合戦略」に位置付けられた、地方公共団体が行う地方創生のために効果的な事業について、当該事業に対する企業の寄附に係る法人事業税・法人住民税及び法人税の税額控除の優遇措置を 2016 年度に創設した。2016 年 12 月現在、157 事業が認定を受けており、今後も、制度の活用促進に努め、地方創生事業への更なる企業の参画を促進する。

◎地方拠点強化税制の拡充

本社機能の移転又は地方における拡充を行う事業者に対する税制上の支援措置等の運用を 2015 年 8 月に開始し、2016 年度からは雇用促進税制と所得拡大促進税制の併用を可能とする拡充を行った。さらに、2017 年度からオフィス減税及び雇用促進税制の拡充、移転型事業の要件緩和を行うとともに、地方交付税による減収補填措置の拡充により、企業の地方拠点強化を一層推進する。

◎地域未来投資促進税制（仮称）の創設

地域の未来につながる投資を促進し、地域における「稼ぐ力」の好循環システムを構築するため、改正を検討している企業立地促進法に基づき、地域経済を牽引する地域未来牽引企業（地域経済牽引事業者）に対する税制上の支援措置を 2017 年度に創設する。

◎地域再生事業を行う株式会社に対する特例措置（小さな拠点税制）[措置済]

「小さな拠点」の形成に資する事業を行う株式会社に出資した場合の出資者に対する所得税の特例措置を 2016 年度に創設した。今後も制度の活用促進に努め、「小さな拠点」におけるコミュニティビジネス等による持続的な取組を促進する。

◎地方を訪れる外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充[措置済]

◎雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の延長等[措置済]

4. 国家戦略特区制度、規制改革、社会保障制度改革、地方分権改革等との連携

(1) 国家戦略特区制度等との連携

国家戦略特区は、大胆な規制改革により、国の制度を変えてまで「全国でオンリーワンの事業」を実現しようとする、志の高い、熱意ある地方自治体等を対象とす

る制度であり、地方創生の強力な手段と位置付けられる。

2017年度末までの2年間で「集中改革強化期間」として、重点6分野⁽⁶⁶⁾をはじめとする、残された岩盤規制改革に集中的に取り組んでいくとともに、経済効果が高く、特段の弊害のない特区の成果については、必要なものから全国展開を進める。

◎改正国家戦略特区法案の提出

さらなる規制改革事項の追加に向け、国家戦略特区諮問会議や国家戦略特区ワーキンググループにおいて、引き続き積極的な検討を行うことにより、改正国家戦略特区法案を次期通常国会に提出し、地方固有の資源や創意工夫をいかした「オンリーワンの取組」等を推進する。

◎国家戦略特区における「民泊」事業（「特区民泊」）の普及等

既の実現した幅広い規制改革事項の活用を進めるとともに、とりわけインバウンドを含めた観光やビジネスニーズへの対応を図るため、既に最低宿泊・利用日数について「6泊7日」から「2泊3日」への引下げを行った「特区民泊」制度について、実施地域の拡大等を含め、更なる普及を強力に促進する。

◎国家戦略特区と地方創生推進交付金等との連携

国家戦略特区における、規制改革を大胆に行う志の高い熱意ある地方公共団体が行う、先駆的で経済効果の高い事業については、地方創生推進交付金等も含めて総合的・重点的に支援し、地方創生の更なる深化につなげる。

(2) 規制改革との連携

地域経済の活性化、ローカル・アベノミクスを一層推進させていくため、地域・民間の創意工夫をいかすと同時に、取組の障害となる規制の打破を目指していく。規制改革推進会議と連携し、地域資源を効率的・効果的に利活用していくため、以下のテーマを中心に、規制改革に精力的に取り組んでいく。

◎民泊サービスにおける規制改革

民泊サービスが円滑に全国で展開されるよう、規制改革実施計画（平成28年6月2日閣議決定）に基づき、2016年度中の法案提出に向けて準備を進める。

⁽⁶⁶⁾ 「日本再興戦略改訂2016」（平成28年6月2日閣議決定）に記載された、①幅広い分野における「外国人材」の受入れ促進、②公共施設等運営権方式の活用等による「インバウンド」の推進、③幅広い分野における「シェアリングエコノミー」の推進、④幅広い分野における事業主体間の「イコールフットイング」の実現、⑤特にグローバル・新規企業等における「多様な働き方」の推進、⑥地方創生に寄与する「第一次産業」や「観光」分野等の改革。

◎来日客増加による需要増に対応する規制改革

来日客の増加に対応し、地域に人を呼び込むためには、人を惹きつける魅力的なコンテンツが必要であり、民泊サービスにおける規制改革のほか、ホテル・旅館に対する規制の見直し等に取り組む。

◎地方版規制改革会議の設置

地域のニーズに即応した規制改革を進めるためには、その地域に、地道で継続的な取組体制を整えることが不可欠であり、地方公共団体における地方版規制改革会議の設置に係る取組をフォローアップする。

(3) 社会保障制度改革等との連携

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成 25 年法律第 112 号。以下「社会保障改革プログラム法」という。）に基づき、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、少子化対策・医療制度・介護保険制度等の改革が進められている。引き続き改革を推進するとともに、健康づくりや介護予防の取組を含め、地方における医療や介護等の改革を支援する取組を進める。都道府県が策定する地域医療構想を踏まえ、新たな公立病院改革ガイドラインに基づく公立病院改革を進める。

◎子ども・子育て支援新制度の円滑な施行

幼児教育や保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する子ども・子育て支援新制度については、2015 年 4 月から本格スタートしたところ、「経済財政運営と改革の基本方針 2016」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）において「子ども・子育て支援新制度」を着実に実施し、本制度に基づく幼児教育・保育・子育て支援の「量的拡充」及び「質の向上」に消費税増収分を優先的に充てる。また、更なる「質の向上」を図るため、消費税分以外も含め適切に確保していくことが盛り込まれており、この方針の下、子ども・子育て支援の更なる充実に向けて取組を進めていく。

◎医療保険制度改革

社会保障改革プログラム法に基づく持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 31 号）が、2015 年 5 月に成立したところであり、医療保険制度改革を円滑に施行する。国民健康保険については、財政支援を拡充するとともに、都道府県が財政運営の責任主体となることとしており、2018 年 4 月の施行に向けて、地方の関係者等の意見を聞きながら詳細を検討していく。

◎地域医療構想の策定

地域の医療需要の将来推計や病床機能報告制度等により医療機関から報告された情報等を活用し、都道府県が中心となって、それぞれの地域において必要な医療が確保されるよう、国が策定したガイドラインに基づき、地域医療構想を策定し、患者の視点に立って、どの地域の患者も、その状態像に即した適切な医療を適切な場所で受けられることを目指す。

地域における医療ニーズの将来の見通しを踏まえて、公立・公的病院を含めた複数の病院間で病院の統合等を進める等、地域の実情を踏まえ、医療ニーズの内容に応じて病床を機能分化しながら、人口構造の変化に対応した切れ目のない医療・介護を提供する体制を整備する。

同様の医療機能の病院が複数立地している地域においては、地域の実情に応じて提供体制の再編を進め、地域の医療提供の核となる高度医療を担う病院や急性期を担う病院と、周辺地域に根差して必要なケアを提供する病院との間で役割分担を行うといった対応を促す。

◎公立病院改革

今後の地域医療構想を踏まえ、公立病院の役割を明確化した上で経営改革を推進するとともに、医療提供体制の確保にこれまで以上に大きな責任を有する都道府県の役割を強化していく。公立と公的・民間との間の再編も含め公立病院の再編・ネットワーク化を進めるとともに、意思決定の権限と責任を現場に持たせるため、公立病院の地方独立行政法人化や指定管理者制度等の活用を図る。

◎地域包括ケアシステムの構築

大都市部や地方都市等で高齢化の進展状況には大きな地域差があることを踏まえ、団塊の世代が75歳以上になる2025年に向けて、地域の特性に応じた地域包括ケアシステム（医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制）を構築する。

◎家族・地域社会や雇用労働環境の変化に対応したサービス構造の改革

地方において医療・福祉人材の高齢化が進む中、潜在的有資格者も含めた人材の需給推計など今後の見通しを明らかにした上で、多様化・複雑化した福祉ニーズに即応できる包括的・総合的な体制の構築、医療・福祉サービスの生産性向上、子育て・介護分野の人材の流動性向上、職場環境の改善を通じた魅力的な労働環境の創出に取り組む。

人口減少下における地域医療介護提供体制の確立に当たって大きな節目となる2018年度に向けた取組と合わせて、必要に応じて関連制度の見直しを行

っていく。

(4) 地方分権改革との連携

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生において極めて重要なテーマである。

このため、地方分権改革に関する提案募集について、地方からの提案をいかに実現するかという基本姿勢に立って、提案の最大限の実現を図るとともに、改革の成果を国民が実感できるよう、優良事例の普及や情報発信の強化等に努めていく。

◎国が選ぶのではなく、地方が選ぶことができる地方分権改革の推進

地方公共団体への事務・権限の移譲及び地方に対する規制緩和を推進するため、「平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針」を、2016 年 12 月 20 日に閣議決定した。地方からの 300 件を超える提案について、最大限の実現を図った結果、地域資源の利活用等による地方創生や子ども・子育て支援に資する提案等、提案の 76.5%について実現・対応することとなった。

このうち、法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を平成 29 年通常国会に提出することを基本とする。

現行規定で対応可能な提案については、その明確化が重要であるとの地方分権改革有識者会議での議論等を踏まえ、地方公共団体に対する通知等を行う。

引き続き、調査を行うなど検討を進めることとしたものについては、関係府省とも連携しつつ、内閣府において適切にフォローアップを行い、検討結果について、逐次、地方分権改革有識者会議に報告する。

また、シンポジウムの開催、地方分権改革事例集の普及、SNS の活用等の改革の成果等に関する情報発信を行うとともに、地方公共団体向け研修の充実、地方における改革の担い手の支援を通じて、優良事例の普及、提案募集方式の一層の活用等の地方における改革の取組を促進する。

おわりに

かつて明治維新が起こった時、イギリスへ留学していた中村正直は、サミュエル・スマイルズの著書「Self-Help（自助論）」に感銘を受けたという。中村が帰国後にこれを翻訳し「西国立志編」として出版したところ、修身の教科書から明治天皇の御前講義のテキストまで、国民的な読み物として、100万部を超えるベストセラーになったと言われている⁽⁶⁷⁾。

日本は、世界に先駆けて「人口減少・超高齢社会」を迎えている。人口減少を克服し地方創生を成し遂げて、最初にこの問題に対する解答を見出していく。これは、「課題先進国」である我が国が世界に対して果たすべき責任である。

いつの時代も日本を変えてきたのは「地方」である。地方創生においても、「自助の精神」の下、地方が自ら考え、責任をもって取り組むことが何よりも重要である。そのため、都道府県及び市区町村には、地域の特性を踏まえた「地方人口ビジョン」と「地方版総合戦略」の目標の実現に向けた取組を自立的に進めていくことを強く期待している。国も、こうした地方の取組に応えるべく、全国一律の施策を展開するのではなく、様々なニーズに応える多様な政策メニューを揃え、地方自身による、裁量性と責任ある地方主導の政策づくりを、全力で支援していく決意である。

我が国には既に先進的な取組を進めている地方公共団体が存在する。地域の一次産品を付加価値の高い商品にして全国に売り出し、新たな雇用の創出や地域の収入増を実現した島根県隠岐諸島の海士町、公募された民間人材のリーダーシップの下、多くの店舗やIT企業を誘致して賑わいを取り戻した宮城県日南市の油津商店街、ICT環境を整備し遠隔勤務をする人々を集めることに成功した徳島県神山町、2011年の東日本大震災からの復興に取り組むに当たり住民参加でコンパクトなまちづくりを進めている宮城県女川町はその好例と言える。また、東北の被災地では、「民」のノウハウや新たな発想を活用し、現地の行政、住民や企業等が連携して、魅力あるまちづくりのための新たな取組が行われている（「新しい東北」の創造）。国の取組は、一律の政策を全国に展開するのではなく、こうした地域の創意工夫を最大限後押しするものでなければならない。また、アジアの玄関口に位置し、出生率が日本一高い等の優位性と潜在力を有する沖縄については、奄美群島などの周辺地域との調和ある振興に配慮しつつ、地方創生のモデルケースとなるよう、国家戦略として、沖縄振興策を引き続き総合的・積極的に推進する。また、国土強靱化等、安全・安心に関する取組を地方創生の取組と調和して進めていく。

人口減少・超高齢化というピンチをチャンスに変える。今後、国と地方が、国

⁽⁶⁷⁾ S・スマイルズ、中村正直、金谷俊一郎（2013）「現代語訳 西国立志編 スマイルズの『自助論』」PHP新書

民とともに基本認識を共有しながら、総力を挙げて取り組んでいくなれば、活力ある日本社会に向けて、必ずや未来が開けていくと確信する。

地方創生は、日本の創生である。新しい国の形づくりを進め、この国を、子や孫、更にはその次の世代へと引き継いでいくことは、今日を生きる我々世代の最も重要な責務であり、そのためにも、日本の良さを豊かにたたえた活力ある地域づくりに取り組んでいかなければならない。

この「総合戦略」は、そうした基本認識の下で、人口減少を克服し、地方創生を成し遂げることを目指して、我が国が初めて取り組む総合戦略であり、本戦略自体もまた、その進捗に応じて、目標も含め不断に見直していかねばならない。